検　定　業　務　規　程

平 成 ２６ 年 ２ 月

日　本　消　防　検　定　協　会

検定業務規程

昭和４３年１０月１５日制定
［沿革］平成２１年　３月１６日全部改正
平成２２年１１月　１日一部改正(ぁ)
平成２５年　２月２５日一部改正(ぃ)
平成２６年　１月３０日一部改正(ぅ)
平成２６年　２月２５日一部改正(ぇ)

目　次

第１章　総則（第１条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２章　試験及び検定業務
第１節　型式試験（第２条～第６条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２節　型式変更試験（第７条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
第３節　型式適合検定（第７条の２～第１９条）・・・・・・・・・・・・・・・・　4
第４節　軽微変更（第２０条～第２１条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第５節　雑則（第２２条～第３２条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第６節　型式適合検定時の不正行為等に対する措置（第３３条～第３６条）・・１５

附　則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、日本消防検定協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）第２４条の規定に基づき、日本消防検定協会（以下「協会」という。）が行う検定業務について必要な事項を定める。

第２章　試験及び検定業務

第１節　型式試験

（型式試験の申請）

第２条　型式試験を申請しようとする者（以下「型式試験申請者」という。）は、消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号。以下「規則」という。）別記様式第２号に定める型式試験申請書正副各１通に、規則第３５条第３項に定める見本（型式試験申請者の名称又はその略称が記載されているものに限る。）及び同条第４項各号に定める添付書類（以下「見本等」という。）並びに次条に規定する振込用紙の振込票（２以上の申請に係る手数料を一度に振り込む場合にあっては、別記様式第８号の２に定める手数料内訳書に貼付すること。以下同じ。）を添えて、協会（本所型式試験主管課をいう。以下この条、第５条及び第２６条において同じ。）に提出するものとする。　(ｲ)(ｳ)

２　前項の見本等の提出は、原則として、持参するものとする。ただし、あらかじめ、協会が持参することが困難であり、見本等に係る説明の必要がないと認める場合は、郵送等により提出することができる。

３　型式試験申請書の種別及び型式欄には、附表第１に掲げる種別及び型式の区分の例により記載するものとする。

４　型式試験申請書には、担当者の氏名、所属部署及び連絡先の電話番号が記載されたものを添付するものとする。

５　添付書類は、次表に掲げるところによるほか、次の各号によるものとする。　(ｳ)

(1) 添付書類は、正副ごとに工業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第１７条第１項に定める日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｐ０１３８のＡ４の大きさのファイルに一括して編冊すること。　(ｲ)

(2) 消防法（昭和２３年法律第１８６号。以下「法」という。）第２１条の４第２項の型式承認を受けた型式のうち、法第２１条の５又は法第２１条の６の規定により当該型式承認の効力が失われていない型式（以下「既承認型式」という。）を有する者に、既承認型式による製品と同一の製品の製造を委託することを前提として型式試験の申請を行う場合の取得しようとする型式（以下「委託型式」という。）に係る型式試験申請書の添付書類については、設計図、明細書、工場設備概要調書、製造工程概要調書、検定対象機械器具等の技術上の規格に関する社内における検査体制に係る調書（以下「社内検査体制等概要調書」という。）及び社内試験成績表を別記様式第１号に換えることができること。　(ｱ)(ｲ)

区分	部数	備考
設計図	正副各１部	見本の形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）を明らかにし、ＪＩＳＺ８３１０により製図されたもの
明細書	正副各１部	別記様式第２号の１から第２号の１１までのもの
工場設備概要調書	正１部	別記様式第３号の１から第３号の３までのもの（既承認型式と重要でない部分（消火器用消火薬剤等の型式適合検定の手数料の額等を定める件（昭和５０年自治省告示第２５１号。以下「２５１号告示」という。）二の表の中欄に掲げる部分をいう。以下同じ。）が異なる型式試験（以下「型式変更試験」という。）のうち、既承認型式と同一の設備を使用する場合にあっては、要しない。）
製造工程概要調書	正１部	別記様式第４号のもの（材料、部品等の受入から完成品の出荷に至るまでの工程のうち、申請に係るものの主要構成部分等の受入、製造、加工、組立等の工程で、製造者自らが重要なものであると判断している工程の概要を明らかにしたもの）
社内検査体制等概要調書	正１部	別記様式第５号のもの（型式適合検定の申請に係る型式の形状等が型式承認を受けた当該型式の形状等に適合していることの検証等として、最終的な判断に至るまでの工程等で行う検査項目、検査方法、判断基準等の概要を明らかにしたもの）
社内試験成績表	正１部	別記様式第６号の１から第６号の１２までのもの
契約書	写１部	委託型式の場合に限る。 当該申請者と当該製造者との間の受検業務委託の関係を明らかにした別記様式第７号に準じたもの

６　委託型式又は協会が認めた型式に係る見本については、提出しないことができる。

（型式試験手数料の納付）　(ｲ)

第３条　型式試験申請者は、型式試験手数料（業務方法書第１９条第１項の規定により定める日本消防検定協会認可手数料表による手数料で、日本円に限る。）を原則として指定の振込用紙（別記様式第８号の１）により振り込むものとする。ただし、指定の振込

用紙以外の振込用紙で銀行振込を行う場合にあっては、振込人、振込銀行、振込支店、振込日、協会の被振込銀行、被振込支店及び振込金額が明記された用紙を指定の振込票に換えることができる。 (ぃ)(ぅ)

（第１次試験）

第４条　協会は、型式試験申請書を受理した場合、法第２１条の２第２項に規定する技術上の規格（以下「規格」という。）に基づき第２条第１項の見本等について、別に定める細則（以下「検定細則」という。）に規定する第１次試験におけるすべての試験項目について、検定細則に規定する方法を用いて試験を行う。この場合において、当該試験については、別に定める試験設備を用いて行うものとする。 (ぁ)(ぅ)

２　協会は、第１次試験の結果が良好の場合、第２次試験を実施する旨を型式試験申請者に通知する。ただし、提出された見本等により、第２次試験を行うことができると協会が認める場合にあっては、この限りでない。

３　協会は、第１次試験の実施中に不良事項が見出された場合、試験を中止する。ただし、その不良事項が他の試験の続行に支障がなく、添付書類等の不備その他比較的軽度である事項に該当するものであると認める場合にあっては、この限りでない。

４　協会は、前項により試験を中止した場合、その理由を付して第２次試験を取りやめる旨を型式試験申請者に直ちに通知する。 (ぃ)

５　協会は、既承認型式を有する場合における当該既承認型式と提出した型式との相違を明らかにした書類及び見本等により試験する製品又は部品が、既承認型式又は型式試験中の型式の製品若しくは部品と同一のものであると認める場合、第１項の試験項目の一部について、当該型式に係る試験項目のデータを活用することができる。 (ぁ)(ぃ)

６　協会は、型式試験中において、型式試験申請者が当該型式に係る申請の取り下げを行った場合、当該試験を取りやめる。 (ぃ)

（第２次試験）

第５条　前条第２項の通知を受けた者は、当該通知がされた日から６月（やむを得ない理由のため、試験期限延期届（別記様式第９号）正１部をあらかじめ協会に提出して、その承認を得た場合にあっては、１年）以内に、希望する日時を希望する日の１５日前までに協会に届け出るものとする。 (ぃ)

２　協会は、前項の届出を参酌して、試験を実施する日時を指定して連絡する。

３　前項の規定により指定された日時の変更を希望する者は、協会が指定した日の７日前までに、その旨を協会に届け出るものとする。

４　第２次試験を受けようとする者は、原則として、規則別表第２に掲げる見本の数量を超える数の見本を工場設備概要調書に記載した受検場所（型式試験申請者が型式適合検定を受けようとする場所であり、規則第３４条の５第２項に基づき協会が指定する場所をいう。以下同じ。）に準備するものとする。 (ぅ)

５　第２次試験は、受検場所において次により行うものとする。 (ぅ)

(1) 前項の見本について検定細則に規定する方法により試験を行うこと。

(2) 附表第２に掲げる検査設備について確認を行うこと。 (ぃ)

(3) 製造工程及び社内検査体制等の概要について確認を行うこと。　(ぁ)(ぅ)

6　協会は、第１項に規定する期限を経過した場合、第２次試験を取りやめる旨を型式試験申請者に通知する。

7　協会は、提出された見本等が既承認型式と同等であると認める場合、第５項各号に掲げる項目の一部について、当該既承認型式に係る項目のデータを活用することができる。

（型式試験結果通知）

第６条　協会は、第２次試験の結果を踏まえた型式試験結果及び意見を型式試験申請者に通知する。

第２節　型式変更試験

（型式変更試験）

第７条　型式変更試験は、前節の規定に準じて行うものとする。

２　規則別記様式第３号に定める型式試験申請書の相違点の欄には、変更しようとする既承認型式との相違内容（２５１号告示に掲げる事項をいう。）を記載するものとする。

第３節　型式適合検定

（型式適合検定の方法）　(ぅ)

第７条の２　型式適合検定の方法は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 立会型式適合検定　規則第３４条の６に規定する方法による型式適合検定をいう。

(2) データ審査型式適合検定　規則第３４条の７に規定する方法による型式適合検定をいう。

（検定計画）

第８条　型式適合検定を申請しようとする者（以下「型式適合検定申請者」という。）は、毎月２５日までに、翌月分の型式適合検定受検日希望表（別記様式第１０号。以下「受検日希望表」という。）を協会（本所型式適合検定主管課をいう。以下この条及び第１１条において同じ。）に提出するものとする。ただし、事前に１年間又は半年間の受検日希望表が提出されている場合にあっては、この限りでない。

２　協会は、受検日希望表を参酌して月ごとに検定計画を作成して、型式適合検定を行う。

３　協会は、前項の検定計画が第１項の受検日希望表と異なる場合、速やかに、協会が定めた受検日を型式適合検定申請者に通知する。

４　型式適合検定申請者は、やむを得ない理由のため、受検日又は受検数量の著しい変更を希望する場合、受検日の７日前までに、この旨を協会に連絡するものとする。

５　型式適合検定申請者は、申請に係る数量について、おそくとも型式適合検定の受検希望日（申請に係る数量に満たない数量で受検して生じた申請残数については、当該申請の最初の受検日とする。）から３月以内に受検するものとする。

６　型式適合検定申請者は、やむを得ない事情のため前項の規定による受検ができない場合、当該申請について第２５条の規定による取り下げの届出を行うものとする。

（型式適合検定の申請）

第９条　型式適合検定申請者は、規則別記様式第７号に定める型式適合検定申請書正副各１通（当該申請者が副本の返却を求めない場合にあっては、正１通。）に次条に規定する振込用紙の振込票を添えて、協会（立会型式適合検定の受検場所が本州のうち、京都府、滋賀県及び三重県（警報設備の場合にあっては、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県）以西の地域（以下「大阪支所管内」という。）にある者は、大阪支所。以下第１５条、第１６条、第１８条、第２０条、第２３条、第２８条及び第３０条において同じ。）に検定日の５日前までに提出するものとする。ただし、規則第３９条ただし書の電磁的方法により型式適合検定の申請（以下「電子申請」という。）を行う場合にあっては、協会が指定する方法による。　(ぁ)(ぃ)(ぅ)(ぇ)

２　型式適合検定申請書は、次によるものとする。

(1) 種別及び型式欄には、型式承認を受けた種別及び型式を記載すること。

(2) 型式適合検定申請書は、型式番号ごとに作成すること。ただし、第１４条第２項第１号アのただし書により一括して１ロットとすることができる型式で、種別、手数料単価及び受検日が同一である場合にあっては、種別ごとに作成することができる。　(ぃ)

(3) 型式適合検定申請書を前号のただし書により作成する場合にあっては、当該申請書の型式番号を備考欄に記載するか又は別紙とすることができること。　(ぃ)

(4) １回の受検に申請する数量は、原則として、型式番号ごとに附表第３に掲げる数量以上とし、かつ、確実に受検できる数量とすること。

(5) 合格証票類取扱特例規程を適用している場合にあっては、備考欄に適用している方式及び方式ごとの受検数量を記載すること。　(ぇ)

(6) 立会型式適合検定にあっては、備考欄に検査のきびしさを記載すること。　(ぅ)

(7) 第２条第５項第２号及び第３０条第１項の規定による契約書により型式適合検定受検業務を委託した場合における型式適合検定申請者は、当該委託者（第２７条第１項の規定による代理人を含む。）とすること。　(ぁ)(ぅ)

（型式適合検定手数料の納付）　(ぃ)

第１０条　型式適合検定申請者は、型式適合検定手数料（業務方法書第１９条第１項の規定により定める日本消防検定協会認可手数料表による手数料で、日本円に限る。）を原則として指定の振込用紙（別記様式第８号の１）により振り込むものとする。ただし、指定の振込用紙以外の振込用紙で銀行振込を行う場合にあっては、振込人、振込銀行、振込支店、振込日、協会の被振込銀行、被振込支店及び振込金額が明記された用紙を指定の振込票に換えることができる。　(ぅ)

（受検場所、検査設備、製造工程又は社内検査体制等の変更）

第１１条　型式適合検定申請者は、第２次試験において確認を受けた工場設備概要調書に

記載した受検場所又は従前の型式適合検定を受けた場所を移転、増設若しくは廃止しようとする場合、受検場所変更届（別記様式第１１号）正１部に次の各号に掲げる書類１部を添えて、あらかじめ、協会に提出するものとする。ただし、変更内容が受検場所詳細図に記載された検査設備等のレイアウト変更等であって、協会が型式適合検定の実施に支障がないものと認めるものについては、変更後に届け出ることができる。　(ぃ)

(1) 移転又は増設の場合にあっては、工場設備概要調書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、受検できる検査項目表及び未処理状況明細書（合格証票類の数、未処理件数及び個数を明らかにしたものをいう。以下同じ。）　(ぁ)

(2) 廃止の場合にあっては、未処理状況明細書

2　型式適合検定申請者は、第２次試験において確認を受けた検査設備（附表第２のうち○印を付したもの）を改造、取換え又は増設しようとする場合、検査設備変更届（別記様式第１２号）正１部を協会に提出するものとする。　(ぃ)

3　型式適合検定申請者は、第２次試験において確認を受けた製造工程又は社内検査体制等の概要を変更しようとする場合、製造工程・社内検査体制等変更届（別記様式第１３号）正１部を協会に提出するものとする。　(ぁ)(ぃ)(ぅ)

4　協会は、提出された変更届について調査又は確認を行い、その結果を通知する。この場合において、協会は、調査等に必要な資料の提出を要求することができる。

5　第２項及び第３項の規定は、当該各項の規定により承認を受けた検査設備を改造等する場合又は製造工程若しくは社内検査体制等の概要を変更する場合について準用する。　(ぁ)(ぅ)

6　委託型式に係る受検場所変更届、検査設備変更届又は製造工程・社内検査体制等変更届の提出は、当該委託型式を受託している者が受託している型式（以下「受託型式」という。）に係る当該変更届の際に委託型式の型式番号を記載することにより、届出を行ったものとみなすことができる。　(ぁ)(ぃ)

（受検者の整備事項）

第１２条　型式適合検定申請者は、検査設備を附表第２に掲げるものと同等以上の性能となるように維持整備するものとする。　(ぃ)

2　型式適合検定申請者は、原則として、受検日前までに実施した受検品の社内検査等の結果を記載した書類を受検日当日に用意するものとする。　(ぁ)

3　型式適合検定申請者は、第２１条第２項及び第２６条第１項の規定により返却された書類を編冊し、整備するものとする。

4　型式適合検定申請者は、適正、かつ、能率よく受検するために受検場所の整備に努めるものとする。

5　受検場所における受検品は、検定合格品、未受検品、第７項の別に準備する製品及びその他の製品と明確に識別し、整然と配列するものとする。

6　受検品には、抜き取りが円滑に行えるように整理番号等を表示するものとする。ただし、箱等に梱包された状態の受検品にあっては、当該箱等に表示をすることができる。　(ぃ)

7　型式適合検定申請者は、検査によって破壊される試料の数と不合格判定数未満の数を

合計した数を上限とする数の製品（申請に係る数量の製品と同一の原材料、部品、製造工程、検査工程及び時期により製造されたもの。以下「予備品」という。）を、申請に係る数量の製品とは別に準備し、受検品に加えて受検することができる。　(あ)(う)

（立会型式適合検定の受検品等の確認）　(い)

第１３条　立会型式適合検定における受検品等の扱いは、次のとおり行うものとする。　(い)(う)

(1) 受検品に係る型式及び数量が申請されたものであるかを確認すること。　(い)

(2) 別記様式第１６号に定める型式適合検定申請整理表・受検成績履歴表（電子申請を行う場合にあっては、協会が別に定めた様式。以下「履歴表」という。）に受検数、予備品の数、抜取検査の試料の大きさ等の内容を適正に記載すること。　(う)

(3) 協会は、受検品のすべての型式ごとに、少なくとも一個を任意に抽出（次条第２項第３号により試料として抽出された型式に係るものの抽出を除く。）し、受検品が当該型式に係るものであるかについて、外観及び表示を確認すること。この場合において、欠点、不良等が見出された場合には、検査における欠点として取り扱わないこと。　(い)(う)

(4) 協会は、前条第１項の検査設備について、附表第２に掲げるものと同等以上の性能を有すること及び使用可能な状態に維持されていることを必要に応じて確認すること。　(い)(う)

（立会型式適合検定の検査方法）　(い)

第１４条　立会型式適合検定は、種別、型式、検査項目数量及び検査のきびしさに応じて規則第３４条の６に規定する型式適合検定抜取検査方式に基づく検定細則で定める方法により行うものとする。　(い)

２　抜取検査は、次の各号に掲げる手順により行うものとする。

(1) ロットは、受検場所ごとに次により構成されていること。

ア　１ロットは、１型式の製品で構成されていること。ただし、同一又は類似の製品であって、同一の製造工程及び検査工程によるものとして協会が支障ない型式と認めた製品については、２以上の型式の製品を一括して１ロットとすることができる。

イ　原則として、同一の時期に製造された製品ごとに構成されていること。

ウ　同一ロットとして一括することができる型式については、検定細則の規定によること。

エ　ロットの取扱いは、受検者の希望によらないものであること。

(2) 検査のきびしさは、次によること。

ア　高水準品質Ⅱ検査、高水準品質Ⅰ検査、標準品質検査、品質水準強化Ⅰ検査及び品質水準強化Ⅱ検査の５段階とすること。

イ　検査のきびしさの切替えは、検定細則に規定する手順により行うこと。　(い)

ウ　標準品質検査の適用を標準とすること。ただし、協会が型式適合検定申請者の社内検査体制等（製造工程、検査工程等における社内検査を含む。）により検査のきびしさを標準品質検査で実施することが適切でないと認める場合にあっては、品質

水準強化Ⅰ検査又は品質水準強化Ⅱ検査を適用することができる。　(ぁ)

(3) 試料の抽出は、ロットごとに受検品の型式番号、数量等の確認を行った後、検定細則に規定する抜取表に掲げるロットの大きさごとの通常検査及び少数検査に必要な数をＪＩＳＺ９０３１の乱数表、正２０面体乱数サイ又はその他協会が認めたものを用いて行うこと。

(4) 抽出した試料の管理は、原則として、次によること。

ア　一連番号を付すこと。

イ　通常検査及び少数検査の対象となった旨の印その他識別できる記号を付すこと。

ウ　抽出した試料には、必要に応じて、容易に触れることができない封印等を行うことができること。

エ　抽出した試料は、指示された場所に明確に配置すること。

(5) ロットの取り扱い、検査項目、検査手順その他立会型式適合検定に必要な事項については、検定細則の規定によること。　(ぃ)

（立会型式適合検定の合否の判定等）　(ぃ)

第１５条　検定員は、検定細則に規定する立会型式適合検定におけるすべての検査項目が終了した時、立会型式適合検定の合否の判定を、原則として、当該立会型式適合検定を実施した場所において、次の各号により行う。　(ぅ)

(1) ロットの合否の判定は、検定細則の規定により行うこと。

(2) 欠点の区分は、その欠点の重要度に応じて次のように分類すること。

ア　致命欠点　人体に障害を及ぼすおそれのあるもの又は機器等の基本的機能を果たさないもの

イ　第１欠点　致命欠点に該当しない機器等の機能に重大な支障を生じるおそれのあるもの

ウ　第２欠点　致命欠点及び第１欠点に該当しないもので機器等の機能に支障を生じるおそれのあるもの、機器等の構造が型式承認を受けたものと異なるもの（機能に支障を生じるおそれのないものに限る。）又は使用に際し機器等の機能に支障を生じるおそれのある表示に誤りのあるもの　(ぅ)

エ　第３欠点　致命欠点、第１欠点又は第２欠点に該当しない軽微な支障のあるもの

(3) 各検査項目における欠点区分に応じた欠点の内容は、検定細則の規定によること。　(ぁ)

(4) 合格品質限界（以下「ＡＱＬ」という。）の指定は、検定細則の規定によること。

２　立会型式適合検定で合格したロットの処置は、次の各号により行うものとする。

(1) 欠点が見出された試料又はロット中の製品については、予備品と取り替えるか又は調整若しくは修理して良品とすること。

(2) 前号において予備品がない場合又は修理若しくは調整が不能である場合は、当該試料を不合格品とすること。　(ぁ)(ぃ)

(3) 欠点が見出された場合（機能に影響を及ぼす欠点が見出された場合、同一の内容の欠点が継続的に見出された場合等で協会が指定するものに限る。）、型式適合検定申請者は、当該欠点に関しての再発防止対策について記載した不適合改善方法書（別記

様式第１４号）を当該ロットの次回受検前までに協会に提出すること。　(い)

3　立会型式適合検定で不合格になったロットの処置は、次の各号により行うものとする。

(1) 不合格となった原因を調査すること。

(2) 型式適合検定申請者は、不合格となった原因、不良事項に対する改良処置、不合格となったロットの処置方法及び再発防止対策について記載した不合格改善方法書（別記様式第１５号）を当該ロットの次回受検前までに協会に提出すること。　(い)

4　協会は、提出された不適合改善方法書又は不合格改善方法書を審査して、その結果を型式適合検定申請者に通知する。

5　協会は、同一ロットにおいて、不適合改善方法書又は不合格改善方法書が頻繁に提出される場合、必要に応じて型式適合検定申請者に不適合改善方法書又は不合格改善方法書の書類の他に次の各号に掲げる事項を記載した文書を、当該ロットの次回受検前までに協会に提出するよう求めることとし、当該者はこれに従うものとする。　(い)

(1) 既に提出した不適合改善方法書又は不合格改善方法書に対する適切性、妥当性、有効性等を評価した事項　(い)

(2) 前号を踏まえた不良事項、原因に対する改良処置（社内検査方法を含む。）等の再発防止対策に関する事項　(い)

(3) 他の同一種別の型式に係る製造方法、検査方法等への影響の有無に関する事項　(い)

(4) 不良品の市場流出の有無に関する事項　(い)

6　協会は、前項の文書を審査して、その結果を型式適合検定申請者に通知する。　(い)

7　協会は、前項の審査を行うために必要がある場合、前項の文書を提出した型式適合検定申請者に連絡のうえ、その受検場所に立ち入って調査を行うものとする。　(い)

（データ審査方式の申請、審査等）　(う)

第１５条の２　規則第３４条の７のデータ審査方式申請者は、データ審査方式申請書（規則別記様式第１号の１２）正１部に、データ審査型式適合検定責任者選任届（別記様式第２４号）及び未処理状況明細書各正１部を添えて協会に提出しなければならない。

2　協会は、前項の書類及び検定細則で規定する品質管理方法書について調査し、その結果を審査するものとする。

3　協会は、前項の結果をデータ審査方式申請者に通知するものとする。

4　データ審査型式適合検定責任者は、協会が別に定めるところにより、データ審査型式適合検定責任者講習を受講し、登録を受けなければならない。

5　データ審査型式適合検定の申請、方法、判定等については、検定細則で定めるところによるものとする。

（データ審査型式適合検定の実施状況等の調査）　(う)

第１５条の３　協会は、データ審査型式適合検定の実施状況及び前条第２項に係る事項等データ審査型式適合検定に関する事項の実施状況を確認するため、検定細則に定めるところにより定期的に受検場所における調査を実施するものとする。

（立会型式適合検定への移行）　(う)

第１５条の４　協会は、データ審査型式適合検定において検定細則に定める型式適合検定の移行要件に該当する場合、立会方式による型式適合検定に移行することができるものとする。

（型式適合検定の保留）

第１６条　協会は、検査設備が不良等のため当該検定日中に型式適合検定が完了しないと認める場合又は第１２条第２項の書類が用意されない場合若しくは当該書類を確認の結果、内容に不備等があると認められる場合、当該ロットの型式適合検定を保留する。この場合において、型式適合検定申請者は、保留となった原因、検査設備の改善その他再発防止対策についての報告を文書により協会に提出するものとする。　(い)

２　協会は、前項に規定する再発防止対策の実施状況を確認する必要があると認める場合、型式適合検定申請者に連絡の上、受検場所等における確認を行うものとする。　(い)

３　第１項の規定により保留したロットの型式適合検定は、検査設備の改善その他再発防止対策の措置が完了した旨の報告を受けた後に、新たなロットとして行うものとする。この場合における検査のきびしさは、保留前の検査のきびしさと同様にするものとする。　(い)

（合格の表示）

第１７条　協会は、第１５条第１項又は第１５条の２第５項に基づく検定細則の規定により合格と判断された製品について、附表第４に掲げる方法により合格の表示を行う。ただし、次条第１項の規定により協会が認めた場合にあっては、受検前に合格証票類を製品に貼付等しておくことができる。　(う)

２　合格証票類の貼付等は、直接、製品本体に行うものとする。ただし、協会は、製品に貼付等された銘板等が容易に剥がれないもの又は剥がれても再使用ができないものと認めた場合、合格証票類の銘板等への貼付等を行うことができる。

３　協会は、第１項ただし書の規定に係る製品が第１５条第１項又は第１５条の２第５項に基づく検定細則の規定により不合格と判断した場合、原則として、当該不合格品に付した合格証票類をはぎ取り又は明瞭に消印する。　(う)

４　型式適合検定に合格した製品で協会が指定したその構成部品には、附表第５の表示を行うものとする。

（合格証票類の取扱いの特例）

第１８条　協会は、型式適合検定申請者が別に定める合格証票類取扱特例規程に適合していると認めた場合、合格証票類の取扱いの特例を認めることができる。

２　協会は、前項の規定により合格証票類の取扱いの特例を認めた型式適合検定申請者に対して、その管理状況について、随時検査することができる。

３　協会は、合格証票類の取扱いの特例を認めた型式適合検定申請者の合格証票類に係る管理状況が適正でないと認める場合又は型式適合検定申請が適正に行われない場合（長期の申請残を常に生じる場合等）、合格証票類の取扱いの特例を取り消すことができる。　(い)

4　型式適合検定申請者は、合格証票類の取扱いの特例に係る管理を行うために必要な事項を変更する場合、速やかに協会に届け出るものとする。
5　型式適合検定申請者は、合格証票類に係る不具合、支障等が見出された場合、直ちに協会に届け出るものとし、協会の指示に従うものとする。

（立会型式適合検定結果の確認）　(い)(う)
第１９条　検定員及び型式適合検定申請者（型式適合検定申請者により型式適合検定立会責任者に委任された場合は、その者を含む。）は、型式適合検定終了後、履歴表に記載された事項について、相互確認の上、署名又は押印を行うものとする。　(い)(う)
2　型式適合検定申請者は、前項の履歴表の写を編冊して受検場所に当該履歴表が必要と認められるまでの間保存し、かつ、適正な管理を行うものとする。　(あ)
3　型式適合検定申請者は、協会の連絡簿を受検場所に保管するものとする。

第４節　軽微変更

（軽微変更）
第２０条　既承認型式の形状等について、機能に影響を与えない部分（型式試験又は型式変更試験に該当するものを除く。）の変更であって、かつ、当該型式と同一と見なせる形状等の変更（以下「軽微変更」という。）をしようとする者は、軽微変更届（別記様式第１７号）及び当該変更に係る設計図等１部並びに必要に応じて見本を、当該変更日前までに協会に提出するものとする。この場合において、委託型式に係る軽微変更については、受託型式に係る軽微変更届に委託型式番号を記載することにより行うことができる。
2　軽微変更のうち、附表第６に掲げる事項に該当する事項を変更しようとする者は、前項の規定にかかわらず、当該変更する製品に係る受検日以前までに受検場所において提出することができる。
3　型式適合検定申請者は、軽微変更に伴い工場設備概要調書、製造工程概要調書又は社内検査体制等概要調書の記載事項の変更を要する場合、当該軽微変更を行う前に第１１条に規定する変更届を協会に提出するものとする。　(あ)

（軽微変更の審査）
第２１条　協会は、提出された軽微変更届について、審査する。この場合において、前条第２項の規定により提出された軽微変更届が、軽微変更の範囲に該当することの判断が困難なときは、当該変更届を持ち帰り審査を行うことができる。
2　協会は、審査の結果、提出された軽微変更届に係る変更事項が、軽微変更の範囲の事項に該当すると判断する場合にあっては軽微変更届の協会審査結果欄に承認した旨を、軽微変更の範囲以外の事項に該当する場合又は規格に適合しないこととなると判断する場合にあっては軽微変更届の協会審査結果欄に承認しない旨を付記して返却する。
(あ)(う)

第５節　雑則

（疑義の照会）

第２２条　申請者は、型式試験、型式変更試験又は型式適合検定に係る申請手続き、試験結果、軽微変更その他について生じた問題、疑問等について、協会に説明を求め又は文書により照会することができる。

２　申請者は、不良が見出された場合における通知に不服がある場合、協会の試験等苦情処理委員会に文書で申立することができる。

（事故発生報告）

第２３条　型式承認を受けた者は、検定対象機械器具等について第２項に定める不具合（以下この条において単に「不具合」という。）若しくは第３項に定める事故（以下この条において単に「事故」という。）が発生した場合又はそれらの情報を入手した場合、速やかに当該検定対象機械器具等の種別、型式、型式番号、数量及び不具合又は事故の内容を協会に報告するものとする。ただし、委託型式において、不具合又は事故が発生した場合等にあっては、委託型式の受託されている者が当該種別等の内容を協会に報告することができる。

なお、不具合又は事故について、複数以上の事例が発生等した場合には、直ちに報告するものとする。　(い)(う)

２　不具合とは、次に掲げるものをいう。　(う)

(1) 製品の使用に伴い生じたもののうち、次のいずれかに該当する製品の設計、製造等に起因するものであって、経年劣化、設置、保守、環境若しくは偶発故障の要因によって生じたものでないことが明らかなもの

ア　製品の基本的機能を果たさないもの

イ　製品の機能に支障を生じたもの又は使用に際し製品の機能に支障を生じる表示があるもの

(2) 製品の構造が型式承認されたものと異なるもの

(3) 第１号に規定する不具合のおそれのあるもの

３　事故とは、消費生活用製品安全法（昭和４８年法律第３１号）第２条第５項に規定する製品事故と同程度のもので、製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであって、製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（製品の欠陥によって生じた事故、製品の欠陥によって生じたか不明な事故、事故原因が製品に起因する可能性が少しでも存在している事故又は事故原因に不明な点がある事故）をいう。　(う)

(1) 使用者、利用者等の生命又は身体に対する危害が発生した事故

(2) 製品が滅失し、又はき損した事故であって、使用者、利用者等の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

４　第１項の報告を行った者は、不具合又は事故が発生した原因に関する調査（同一又は類似の製品への影響を含む。）並びに同様の不具合又は事故の発生及び拡大を防止するための必要な措置を行い、その結果を文書により協会に提出するものとする。　(い)(う)

5　協会は、第１項の規定による報告（消防機関、消費者等から提供される検定対象機械器具等に係る不具合又は事故の情報を含む。）の内容を確認する必要があると認めるときは、当該検定対象機械器具等に係る型式承認を受けた者に連絡のうえ、その製品の受検場所等に立ち入って調査を行うものとする。　(い)(う)

6　協会は、第１項の報告、第４項の文書又は前項の消防機関、消費者等から提供される検定対象機械器具等に係る不具合又は事故の情報の内容が、重大かつ緊急性を有すると認める場合において、当該検定対象機械器具等に係る型式承認を受けた者に連絡のうえ、当該検定対象機械器具等の種別、型式及び不具合又は事故の内容その他当該検定対象機械器具等の必要な事項を消防機関等に情報提供するものとする。　(い)(う)

7　協会は、型式承認を受けた者から検定対象機械器具等の回収に関する報告を受けた場合、遅滞なく、その旨を、消防庁に報告するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該検定対象機械器具等に係る型式承認を受けた者に連絡のうえ、当該回収を行う検定対象機械器具等の種別・型式、理由その他必要な事項を協会のホームページ等に掲載するものとする。　(い)(う)

（検定業務の確認）

第２４条　協会は、検定業務の実施状況を確認する事項を定め、これに基づいて立会型式適合検定等の抜打確認を定期的又は必要に応じ、実施するものとする。

（型式試験申請等の取り下げ）

第２５条　型式試験申請、型式変更試験申請又は立会型式適合検定申請を取り下げ又は振り替えようとする者は、当該申請の取下届（別記様式第１８号又は別記様式第１９号）正副各１部を協会（受検場所が大阪支所管内にある型式適合検定申請書については、大阪支所。以下この条及び第２７条において同じ。）に提出するものとする。　(い)(え)

2　協会は、前項の届出が提出された場合、調査を行い、試験又は型式適合検定に着手していない申請に係る取下届にあっては手数料を還付する旨、既に試験又は型式適合検定に着手している申請に係る取下届にあっては手数料を還付しない旨、振り替えができる取下届にあってはその旨の通知を行う。

3　第１８条第１項の規定により合格証票類の取扱いの特例を受ける型式適合検定申請に係る第１項の取り下げについては、取り下げに相当する数量の合格証票類を取下届に添えるものとする。

4　第１項の振り替えは、当該振り替えに係る申請手数料が同額で、かつ、同種の申請の場合、行うことができるものとする。この場合において、第１８条第１項の規定により合格証票類の取扱いの特例を受ける型式適合検定申請に係る振り替えにあっては、振り替えに係る数量が同じものに限る。

（書類及び見本の返却）

第２６条　協会は、型式試験申請又は型式変更試験申請の際提出された書類のうち副本を当該型式に係る型式承認を受けた場合、申請者に返却する。

2　申請者は、協会から試験が終了した旨又は取下届を受理した旨の連絡を受けた場合、

見本を速やかに引取るものとする。（あ）

（申請等の委任）

第２７条　申請者は、型式試験申請、型式変更試験申請、型式適合検定申請、データ審査方式申請書又はこの規程に定める届出を代理人に委任する場合、あらかじめ、委任状（別記様式第２０号）１部を協会に提出するものとする。（う）

２　申請者は、前項に定める委任状に記載している事項に変更を生じた場合、遅滞なく、変更後の委任状１部を協会に提出するものとする。（あ）

３　代理人が提出する申請書又は届出書には、申請者及び申請代理人のそれぞれの住所及び氏名（法人にあっては、名称、役職名及び氏名）を併記するものとする。この場合における押印については、代理人のみのものとすることができる。

（氏名等の変更の届出）

第２８条　型式試験申請者は、氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）又は住所を変更した場合、遅滞なく、規則別記様式第６号に準じた届出書１部に事実を証する書面を添えて協会に提出するものとする。この場合において、型式承認を受けた者にあっては、総務大臣に提出した当該変更届出書の写１部により行うことができる。

（検定手数料の過誤納）

第２９条　申請者は、過誤納した検定手数料の還付を受けようとする場合、過誤納金還付届（別記様式第２１号又は別記様式第２２号）１部を協会に提出するものとする。

２　協会は、検定手数料について過不足を確認した場合、この旨を当該申請者に連絡する。（あ）

３　前項の連絡を受けた申請者は、検定手数料の超過の場合にあっては過誤納金還付届１部を、不足の場合にあっては不足金振込届（別記様式第２３号）１部に第１０条に規定する振込用紙の振込票を添えて、協会に提出するものとする。（あ）

（型式適合検定受検業務の委託）（い）

第３０条　型式適合検定申請者は、型式適合検定受検品の受検準備から第１９条第２項に係る履歴表の管理までの業務（この条において「受検業務」という。）を委託しようとする場合、受検業務委託の関係を明らかにした契約書（別記様式第７号に準じたものとし、同様式中の第３条第２項及び第３項並びに第４条を除くこと。）写１部を協会に提出するものとする。（あ）（い）

２　型式適合検定申請者は、前項に定める契約書に記載している事項に変更を生じた場合、遅滞なく、変更後の契約書写１部を協会に提出するものとする。

（本邦の地域内の場所以外の場所における特例）

第３１条　規則第３９条の２に定める規定に基づき本邦の地域内の場所以外の場所において試験、型式適合検定その他の検定に必要な業務（以下「検定等」という。）を行う場合については、この規程に定めるところによるほか、次の各号によるものとする。

(1) 本邦の地域内の場所以外の場所において検定等を受けようとする者（以下「特例希望者」という。）は、型式試験を申請する際（型式が承認されたものにあっては、受検場所変更届等の提出の際）にあらかじめ、協会と旅費等の必要な経費の支払い方法その他必要な事項を内容とする契約を締結すること。

(2) 特例希望者は、検定等の実施日の１０日前までに、協会が定める本邦の地域内の場所以外の場所において検定等を行う場合の旅費その他必要な経費の算定基準により計算した旅費その他必要な経費を協会に納入すること。

2　この章の規定は、本邦の地域内の場所以外の場所において検定等を行う場合について準用する。この場合において、第５条第１項中「１５日前」とあるのは「３０日前」と、同条第３項中「７日前」とあるのは「１５日前」と、第８条第１項中「毎月２５日」とあるのは「毎月１日」と、同条第４項中「７日前」とあるのは「１５日前」と、第９条第１項中「検定日の５日前」とあるのは「検定日の１０日前」と読み替えるものとする。

(い)

（外国検査機関の検査データの受入れ）

第３２条　業務方法書第２１条に規定する外国検査機関に係る取扱いによる外国検査機関の検査データの受入れについては、別に定めるものとする。

第６節　型式適合検定時の不正行為等に対する措置

（型式適合検定時における不正行為に対する措置）

第３３条　協会は、型式承認を受けた者が不正の手段により型式適合検定を受検していると認めた場合、直ちに型式適合検定を中止するとともに、当該不正に係る製品を型式適合検定に不合格したものとして処理するものとする。

2　前項の不合格として処理する対象は、同項の不正の手段により型式適合検定を受検した製品と同一のロットのものすべてとする。

3　協会は、第１項の不正の確認を行うために必要がある場合、当該不正に係る型式承認を受けた者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。

4　協会は、第１項の規定に基づき型式適合検定を中止した場合、同項の不正に係る型式承認を受けた者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を文書で協会に提出するものとする。

(1) 不正に対する原因究明

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施

(3) 品質管理体制の確立

5　協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第１項の不正に係る型式承認を受けた者に対して行うすべての型式適合検定を停止するものとする。

6　協会は、第４項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第１項の不正に係る型式承認を受けた者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。

7　協会は、第４項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第１項の不正に係る型式承認を受けた者に対し、型式適合検定を再開する旨を通知する。

8　前項による通知後、第１項の不正に係る型式承認を受けた者に対し型式適合検定を実施する場合、型式適合検定停止前の検査のきびしさに関わらず、立会型式適合検定における「品質水準強化Ⅱ検査」に変更して開始するものとする。ただし、その変更は、不正の手段により型式適合検定を受けた製品と同一のロットに限り適用し、その他のものについては、型式適合検定停止前の検査のきびしさとする。　(い)

9　協会は、第４項の対策を求めた場合において、必要があると認めるときは、当該検定対象機械器具等に係る型式承認を受けた者に連絡のうえ、当該対策を求めた検定対象機械器具等の種別・型式、理由その他必要な事項を協会のホームページ及び検定協会だよりに掲載するものとする。　(い)

（不正行為により型式適合検定に合格したときの措置）

第３４条　協会は、型式承認を受けた者が不正の手段により型式適合検定に合格したと認める場合、法第２１条の８第２項の規定に基づき当該不正に係る製品の型式適合検定の合格の決定を取り消すとともに、当該型式承認を受けた者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めるものとする。　(い)

2　前項の型式適合検定の合格の決定の取消しの対象は、同項の不正の手段により型式適合検定を受検した製品と同一のロットで型式適合検定に合格したものすべてとする。

3　協会は、第１項により合格の決定を取り消した製品のうち当該型式承認を受けた者が所有権を有しているものについて、当該者に合格の表示を除去させ、又はこれに消印を付させるものとする。

4　協会は、第１項の不正の確認を行うために必要がある場合、同項の不正に係る型式承認を受けた者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。

5　協会は、第１項の規定に基づき型式適合検定の合格の決定を取り消す場合、同項の不正に係る型式承認を受けた者にその理由を付してこれを通知する。

6　協会は、第１項の規定に基づき型式適合検定の合格の決定を取り消した場合、遅滞なく、その旨を、理由を付して総務大臣に報告するものとする。　(い)

7　協会は、第１項の規定に基づき型式適合検定の合格の決定を取り消した場合、同項の不正に係る型式承認を受けた者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を文書で協会に提出するものとする。

(1) 不正に対する原因究明

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施

(3) 品質管理体制の確立

8　協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第１項の不正に係る型式承認を受けた者に対して行うすべての型式適合検定を停止するものとする。

9　協会は、第７項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第１項の不正に係る型式承認を受けた者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。

10　協会は、第７項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第１項の不正に係る型式承認を受けた者に対し、型式適合検定を再開する旨を通知する。

11　前項による通知後、第１項の不正に係る型式承認を受けた者に対し型式適合検定を実施する場合、型式適合検定停止前の検査のきびしさに関わらず、立会型式適合検定における「品質水準強化Ⅱ検査」に変更して開始するものとする。ただし、その変更は、不正の手段により型式適合検定を受けた製品と同一のロットに限り適用し、その他のものについては、型式適合検定停止前の検査のきびしさとする。　(ぃ)

12　協会は、第７項の措置を求めた場合、当該検定対象機械器具等に係る型式承認を受けた者に連絡のうえ、当該措置を求めた検定対象機械器具等の種別・型式、理由その他必要な事項を協会のホームページ及び検定協会だよりに掲載するものとする。　(ぃ)

（不良品流出時の措置）

第３５条　協会は、型式適合検定に合格した製品のうち、経年劣化又は偶発故障の要因によって生じたものでない不良品（以下この条において「不良品」という。）が市場に流出した場合又は流出するおそれがあると認める場合（以下「不良品流出等の場合」という。）、当該製品の型式承認を受けた者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めるものとする。　(う)(え)

２　前項の出荷、販売等の停止の対象は、同項の不良品に係る製品の型式とする。　(う)

３　協会は、第１項の不良品の流出等に係る原因の確認をするために必要がある場合、同項の型式承認を受けた者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。　(う)

４　協会は、第１項の規定に基づき出荷、販売等の停止を求める場合、同項の型式承認を受けた者にその理由を付してこれを通知する。　(う)

５　協会は、第１項の規定に基づき出荷、販売等の停止を求めた場合、同項の型式承認を受けた者に対し、市場に流出した不良品の回収、交換等必要な措置を求めることとし、当該者はこれに従うものとする。　(う)

６　協会は、第１項の規定に基づき出荷、販売等の停止を求めた場合、同項の型式承認を受けた者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を文書で協会に提出するものとする。　(う)

(1) 不良品の流出等に係る原因究明　(う)

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施

(3) 品質管理体制の確立

７　協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第２項の型式に係る型式適合検定を停止するものとする。　(う)

８　協会は、第６項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第１項の型式承認を受けた者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。　(う)

９　協会は、第６項の対策が十分であると認めた場合、第１項の型式承認を受けた者に対し、第７項の規定により停止している型式適合検定を再開する旨を通知する。　(う)

10　前項による通知により型式適合検定を再開する場合、型式適合検定停止前に適用され

ていた検査のきびしさから二段階きびしくした検査（型式適合検定停止前に、立会型式適合検定における「品質水準強化Ⅱ検査」及び「品質水準強化Ⅰ検査」を適用していた場合にあっては、「品質水準強化Ⅱ検査」で行う。）により開始するものとする。

(い)(う)

11　協会は、第６項の措置を求めた場合において、必要があると認めるときは、当該検定対象機械器具等に係る型式承認を受けた者に連絡のうえ、当該措置を求めた検定対象機械器具等の種別・型式、理由その他必要な事項を協会のホームページ及び検定協会だよりに掲載するものとする。 (い)(う)

12　協会は、不良品流出等の場合において、当該不良品の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、試験方法、検査設備その他の事項を見直し、必要な措置を行うものとする。 (い)(う)

（消防庁への報告）

第３６条　協会は、第２３条第１項の不具合又は事故、第３３条第１項の不正、第３４条第１項の不正若しくは前条第１項の事実又は製品の回収等に関する情報を確認した場合、速やかに消防庁に報告するものとする。 (い)(う)

附　則

１　この規程は、昭和４３年１２月１日から施行する。

２　この規程施行の際、現に型式試験、型式変更試験、個別検定又は補正試験を申請しているものについては、なお従前の例による。

附　則

１　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際、現に試験を申請している型式に係る製造工程概要調書及び社内試験体制等概要調書の提出については、改正後の検定業務規程第２条第５項の規定の例により、平成２１年１０月１日までの間に提出するものとする。

３　この規程施行の際、現に型式承認を受けている型式及び試験が終了し型式承認を受けていない型式に係る製造工程概要調書及び社内試験体制等概要調書については、改正後の検定業務規程第２条第５項の規定の例により、平成２１年１０月１日までの間に提出するものとする。この場合において、製造工程概要調書及び社内試験体制等概要調書の提出により適用する検査のきびしさを調整する必要のあるものにあっては、調整を行うものとする。

４　この規程施行の際、現に個別検定を行っている型式に係る社内試験結果の提出については、改正後の検定業務規程第１２条第２項の規定にかかわらず、平成２１年１０月１日までの間においては、当該受検品に係る形状等を確認した旨の書類、社内試験結果の概要の書類等の提出をもって足りるものとする。

５　この規程施行の際、現に改正前の検定業務規程第１７条の２第１項の特例を受けている者は、改正後の検定業務規程第１８条第１項の規定にかかわらず、平成２１年１２月

３１日までの間は、なお従前の例による。

6　この規程施行の際、現に個別検定を行っているロットに係る検査のきびしさについては、「なみ検査」又は「生産数量の少ないものに適用するなみ検査」で行っているものについては「標準品質検査」、「特別ゆるい検査Ⅰ」で行っているものについては「高水準品質Ⅱ検査」、「ゆるい検査」で行っているものについては「高水準品質Ⅰ検査」、「きつい検査」で行っているものについては「品質水準強化Ⅰ検査」又は「ＡＱＬを一段あげたきつい検査」で行っているものについては「品質水準強化Ⅱ検査」とそれぞれ読み替えるものとする。

7　この規程施行の際、現に「特別ゆるい検査Ⅱ」で個別検定を行っているロットに係る検査のきびしさについては、「高水準品質Ⅱ検査」を適用するものとする。

8　この規程施行の際、第６項の規定により「標準品質検査」、「高水準品質Ⅰ検査」、「品質水準強化Ⅰ検査」又は「品質水準強化Ⅱ検査」とされたロットについては、この規程施行前における受検実績を検査のきびしさの切り替えに用いることができるものとする。

附　則

1　この規程は、平成２２年１１月１日から施行する。ただし、附表第２の改正規定は、平成２３年４月１日から施行する。

2　この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の検定業務規程第２条の規定により提出されている社内試験体制等概要調書は、この規程による改正後の検定業務規程第２条に基づいて提出されたものとみなす。

附　則

1　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

2　この規程施行の際、現に型式試験又は型式変更試験を申請しているものについては、なお従前の例による。

3　この規程施行の際、現に個別検定を申請しているものについては、第１６条の立会型式適合検定の申請とみなす。

4　この規程施行の際、現に協会に個別検定に係る受検業務を委託契約等した旨の書類を提出したものにあっては、型式適合検定に係る受検業務を委託等しているものとみなすことができる。

附　則

1　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、改正後の第１５条の２第４項の規定は、平成２６年３月１日から施行する。

2　この規程施行の際、現に型式試験、型式変更試験又は型式適合検定を申請している消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器については、当該申請に対して第２５条に規定する取下届を提出するものとする。

3　平成２５年８月２１日付け消防許第６９５号により認可された住宅用防災警報器の検定移行型式に関わる試験の適用がされ、かつ、当該試験の結果により型式承認された住

宅用防災警報器に係る型式適合検定の検査のきびしさは、当該住宅用防災警報器が受託評価業務規程（平成２５年９月２５日一部改正）に基づく直近の型式適合評価において適用されていた検査のきびしさを適用するものとする。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日より施行する。ただし、検定業務規程の一部を改正する規程（平成２６年１月３０日）の一部を改正する規定は、平成２６年３月１日から施行する。

附表第１（第２条関係）　　（う）

種別及び型式の区分の例

種別	型式
小型消火器	①　水（浸潤剤等入り）　○ｌ（蓄圧式、鉄製） ②　酸アルカリ　○ｌ（破びん式、鉄製） ③　強化液　○ｌ（蓄圧式、鉄製） ④　化学泡　○ｌ（転倒式、鉄製） ⑤　機械泡　○ｌ（水成膜又は合成界面）（CO_2 加圧式、鉄製） ⑥　ハロン１０１１　○ｌ（蓄圧式、黄銅製） ⑦　ハロン２４０２　○ｌ（蓄圧式、黄銅製） ⑧　ハロン１２１１　○kg（蓄圧式、鉄製） ⑨　ハロン１３０１　○kg（鉄製） ⑩　二酸化炭素　○kg（鉄製） ⑪　粉末（Na）　○kg（CO_2 加圧式、鉄製） ⑫　住宅用強化液　○ｌ（蓄圧式、鉄製） ⑬　交換式強化液　○ｌ（蓄圧式、鉄製） 自動車用は、上記の容量又は質量の次に（自動車用）と記入し、背負式、車載式又は据置式にあっては、（　）に背負、車載又は据置と頭書すること。 再利用消火薬剤を充てんするものにあっては、（再利用消火薬剤）を末尾に追加すること。
大型消火器	小型消火器の①～⑬のうち②及び⑫を除いたものについて（　）に車載と頭書すること。 再利用消火薬剤を充てんするものにあっては、（再利用消火薬剤）を末尾に追加すること。
消火器用消火薬剤	①　消火器用水（浸潤剤等入り） ②　小型消火器用酸アルカリ（外筒剤○ｇ、内筒剤○ml） ③　消火器用強化液 ④　大型消火器用化学泡（外筒剤○kg、内筒剤○kg） ⑤　消火器用機械泡（水成膜又は合成界面） ⑥　消火器用ハロン１０１１ ⑦　消火器用ハロン２４０２ ⑧　消火器用ハロン１２１１ ⑨　消火器用ハロン１３０１ ⑩　消火器用粉末（Ｋ） 再利用消火薬剤にあっては、（再利用消火薬剤）を末尾に追加する

	こと。
泡消火薬剤	たん白泡　○％（○℃～○℃）
	合成界面活性剤泡　○％（○℃～○℃）
	水成膜泡　○％（○℃～○℃）
	水成膜泡（大容量泡放水砲用）　○％（○℃～○℃）
差動式スポット型感知器	１種（○Ｖ、○mA） 非防水型、普通型、再用型、警報機能付
差動式分布型感知器	１種（○Ｖ、○mA） 非防水型、普通型、再用型、空気管式
定温式スポット型感知器	１種（○Ｖ、○mA）・公称作動温度○℃ 防水型、耐酸型、再用型、連動型警報機能付
定温式スポット型感知器（○信号）	１種（○Ｖ、○mA）・公称作動温度○℃ ２種（○Ｖ、○mA）・公称作動温度○℃ 防水型、耐アルカリ型、再用型
定温式感知線型感知器	１種（○Ｖ、○mA）・公称作動温度○℃ 非防水型、普通型、非再用型
熱複合式スポット型感知器	差動式　１種（○Ｖ、○mA） 定温式　１種（○Ｖ、○mA）・公称作動温度○℃ 非防水型、普通型、再用型
補償式スポット型感知器	１種（○Ｖ、○mA）・公称定温点○℃ 防水型、普通型、再用型
熱アナログ式スポット型感知器（試験機能付）	（○Ｖ、○mA）・公称感知温度○℃～○℃ 防水型、普通型、再用型
イオン化式スポット型感知	１種（○Ｖ、○mA）・蓄積型（公称蓄積時間○秒） 非防水型、普通型、再用型

器	
イオン化式スポット型感知器（○信号）	１種（○Ｖ、○mA）・非蓄積型 ２種（○Ｖ、○mA）・蓄積型（公称蓄積時間○秒） 非防水型、普通型、再用型
光電式スポット型感知器	１種（ＡＣ○Ｖ、○mA）・非蓄積型 非防水型、普通型、再用型、散乱光式、無線式（発信用）、外部電源方式
光電式スポット型感知器（試験機能付）	１種（○Ｖ、○mA）・蓄積型（公称蓄積時間○秒） 非防水型、再用型、散乱光式、特定小規模施設用連動型警報機能付、電池方式（兼用非常電源）
光電式スポット型感知器（○信号及び試験機能付）	１種（○Ｖ、○mA）・非蓄積型 ２種（○Ｖ、○mA）・非蓄積型 ３種（○Ｖ、○mA）・蓄積型（公称蓄積時間○秒） 非防水型、普通型、再用型、散乱光式
光電式分離型感知器	１種（○Ｖ、○mA）・蓄積型（公称蓄積時間○秒）・公称監視距離○ｍ～○ｍ 非防水型、普通型、再用型、減光式、送光部電源（○Ｖ、○mA）
光電式分離型感知器（○信号）	１種（○Ｖ、○mA）・蓄積型（公称蓄積時間○秒）・公称監視距離○ｍ～○ｍ ２種（○Ｖ、○mA）・非蓄積型・公称監視距離○ｍ～○ｍ 非防水型、普通型、再用型、減光式
煙複合式スポット型感知器	イオン化式１種（○Ｖ、○mA）・非蓄積型 光電式１種（○Ｖ、○mA）・非蓄積型・散乱光式 非防水型、普通型、再用型
イオン化アナログ式スポット型感知器	（○Ｖ、○mA）・公称感知濃度○％／ｍ～○％／ｍ 非防水型、普通型、再用型
光電アナログ式スポット型感知器（試験機能付）	（○Ｖ、○mA）・公称感知濃度○％／ｍ～○％／ｍ 非防水型、普通型、再用型、散乱光式

光電アナログ式分離型感知器	（○Ｖ、○mA）・公称感知濃度○％～○％・公称監視距離○ｍ～○ｍ 非防水型、普通型、再用型、減光式、送光部電源（○Ｖ、○mA）
熱煙複合式スポット型感知器	差動式１種（○Ｖ、○mA） イオン化式１種（○Ｖ、○mA）・非蓄積型 非防水型、普通型、再用型
紫外線式スポット型感知器	屋外型（○Ｖ、○mA）・公称監視距離○ｍ～○ｍ・視野角○度 非防水型、普通型、再用型、汚れ監視型
赤外線式スポット型感知器	屋外型（○Ｖ、○mA）・公称監視距離○ｍ～○ｍ・視野角○度 非防水型、普通型、再用型、CO_2 共鳴放射式、ゆらぎ式
紫外線赤外線併用式スポット型感知器	屋外型（○Ｖ、○mA）・公称監視距離○ｍ～○ｍ・視野角○度 非防水型、普通型、再用型、CO_2 共鳴放射式、ゆらぎ式
炎複合式スポット型感知器	紫外線式（○Ｖ、○mA）・赤外線式（○Ｖ、○mA）・公称監視距離○ｍ～○ｍ・視野角○度 屋外型、非防水型、普通型、再用型、CO_2 共鳴放射式、ゆらぎ式
Ｐ型○級発信機	屋内型（○Ｖ、○mA）
Ｔ型発信機	屋内型（○Ｖ、○mA）
M型発信機	屋内型（○Ｖ、○mA）
中継器	直流○Ｖ、外部配線抵抗○Ω、無線式（受信用・発信用）
中継器（アナログ式及び遠隔試験機能付）	交流○Ｖ、外部配線光損失○ｄＢ 公称受信温度　○℃～○℃ 公称受信濃度（スポット型）○％／ｍ～○％／ｍ 公称受信濃度（分離型）○％～○％
中継器（アナログ式、蓄積式及び自動試	交流○Ｖ、外部配線抵抗○Ω／外部配線光損失○ｄＢ 公称蓄積時間○秒～○秒

験機能付）	
○型○級受信機	交流○Ｖ、外部配線抵抗○Ω・○Ω、無線式（受信用）
○型○級受信機（２信号式、蓄積式及び自動試験機能付）	交流○Ｖ、外部配線光損失○ｄＢ、公称蓄積時間○秒～○秒
○型○級受信機（蓄積式及び遠隔試験機能付）	交流○Ｖ、外部配線抵抗○Ω／外部配線光損失○ｄＢ、公称蓄積時間○秒～○秒
Ｒ型受信機	交流○Ｖ、外部配線抵抗○Ω
Ｒ型受信機（２信号式、蓄積式及び遠隔試験機能付）	交流○Ｖ、外部配線抵抗○Ω、公称蓄積時間○秒～○秒
Ｒ型受信機（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	交流○Ｖ、外部配線抵抗○Ω、公称蓄積時間○秒～○秒 公称受信温度　○℃～○℃ 公称受信濃度（スポット型）○％／ｍ～○％／ｍ 公称受信濃度（分離型）○％～○％
Ｍ型受信機	交流○Ｖ、外部配線抵抗○Ω
Ｇ型受信機	交流○Ｖ、外部配線抵抗○Ω
ＧＲ型受信機	交流○Ｖ、外部配線抵抗○Ω
ＧＲ型受信機（２信号式、蓄積式及び遠隔試験機能付）	交流○Ｖ、外部配線抵抗○Ω、公称蓄積時間○秒～○秒

ＧＲ型受信機（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	交流○Ｖ、外部配線抵抗○Ω、公称蓄積時間○秒～○秒 公称受信温度　○℃～○℃ 公称受信濃度（スポット型）○％／ｍ～○％／ｍ 公称受信濃度（分離型）○％～○％
イオン化式住宅用防災警報器	外部電源方式、１種（ＡＣ○Ｖ、○ｍＡ）
	電池方式、２種（ＤＣ○Ｖ、○ｍＡ）
光電式住宅用防災警報器	外部電源方式、１種（ＤＣ○Ｖ、○ｍＡ）、連動型、自動試験機能付、公称音圧○dB
	電池方式、２種（ＤＣ○Ｖ、○ｍＡ）、自動試験機能付
定温式住宅用防災警報器	外部電源方式（ＤＣ○Ｖ、○ｍＡ）、自動試験機能付、公称音圧○dB、周囲温度範囲（○℃～○℃）
	電池方式（ＤＣ○Ｖ、○ｍＡ）、耐食型、無線式、連動型、自動試験機能付
閉鎖型スプリンクラーヘッド	１種可溶片型Ｃ○又はＦ○、呼称○（標準ｒ２．６、上向き）
	２種バルブ型Ｃ○又はＦ○、呼称○（標準ｒ２．３、下向き）
	２種可溶片型Ｃ○又はＦ○、呼称○（側壁、上向き）
	１種バルブ型Ｃ○又はＦ○、呼称○（小区画、下向き）
	１種可溶片型Ｃ○又はＦ○、呼称○Ｋ○（水道連結、下向き）
流水検知装置	湿式Ｋ８０、自動警報弁型１５０（１０Ｋ、縦）
	湿式Ｋ５０、作動弁型４０（１０Ｋ、縦）
	乾式１００（１６Ｋ、横）
	予作動式、開閉型１５０（１０Ｋ、縦横両用）

一斉開放弁	加圧型５０（○○Ｋ、横）
	減圧型８０（○○Ｋ、横）
	電磁型１００（○○Ｋ、縦）
	電動型２００（○○Ｋ、縦横両用）
金属製避難はしご	固定はしご（横桟収納式（縦棒１本式））
	固定はしご（下部折りたたみ式）
	固定はしご（下部伸縮式）
	立てかけはしご（単一式）
	立てかけはしご（伸縮式）
	立てかけはしご（折りたたみ式）
	つり下げはしご（伸縮式）
	つり下げはしご（折りたたみ式）
	つり下げはしご（ワイヤーロープ式）
	つり下げはしご（チェーン式）
	ハッチ用つり下げはしご（伸縮式）
	ハッチ用つり下げはしご（折りたたみ式）
緩降機	可搬式（最大使用荷重１０００Ｎ、１人用）
	固定式（最大使用荷重２４００Ｎ、２人用）

附表第２（第５条、第１１条、第１２条及び第１３条関係）　　(ぁ)(ぃ)(ぅ)(ぇ)

受検者の備えるべき検査設備

種別		品目	性能	数量
各種別に共通		関係法令	関係規格及び関係ＪＩＳを含む	１式
		乱数表	ＪＩＳＺ９０３１又はその他協会が認めたもの	１部
		温湿度計		１個
消火器	各消火器共通	※はかり	ひょう量：計量物質量の約１．５倍	１台
		※寸法測定器	ノギス、ねじゲージ、深さゲージ、マイクロメーター、内パス、外パス、直尺及び巻尺	１式
		メスシリンダ	容量：１００ml及び１，０００ml	各１個
		※水圧試験機	当該消火器の耐圧試験圧力の１．５倍の加圧ができるもの	１台
		※圧力計	耐圧用 　最高目盛：当該消火器の耐圧試験圧力の１．５倍 閉そく圧力用（化学泡に限る。） 　最高目盛：当該消火器の閉そく圧力の１．５倍	各１個
		※ストップウォッチ	６０秒又は３０秒計、最小目盛：１／５秒	１個
		照明器具	当該消火器の内部点検に適したもの	１式
		反射鏡	当該消火器の内部点検に適したもの	１個
		拡大鏡	倍率（長さ）：約５	１個
		※振動試験機（自動車用に限る。）	当該消火器の軸線方向、消火器の取付面に垂直な方向及び軸線方向に垂直で取付面に平行な方向について、全振幅２㎜で毎分２，０００回の振動ができるもの	１式
		※回転計（自動車用に限る。）	指示式	１個
	水及び強化液	※温度計	測定範囲：－３０℃～＋５０℃、最小目盛：１℃	１個
		気密試験槽（蓄圧式に限る。）	当該消火器を浸せる大きさのもの	１個
		安全弁作動試験機	当該消火器に使用する安全弁の作動を確認できるもの	１個
		温水槽	加圧用ガス容器を浸せる大きさのもの	１個

		※比重浮ひょう	当該薬剤の比重測定に適したもの、最小目盛：０．００２	１個
		ガラス製円筒	比重測定に適した大きさのもの	１個
		※ｐＨ試験器	ＪＩＳＺ８８０２に準じて測定できるもの	１式
		冷却容器	当該薬液の凝固点測定に適したもの	１個
		試験管	φ１８㎜	２個
	酸アルカリ	※ｐＨ試験器	ＪＩＳＺ８８０２に準じて測定できるもの	１式
		※温度計	測定範囲：０℃～＋５０℃、最小目盛：１℃	２個
		メスシリンダ	容量：５０ml、１００ml及び２００ml	各１個
		※比重浮ひょう	当該薬液の比重測定に適したもの、最小目盛：０．００２	１個
		ガラス製円筒	比重測定に適した大きさのもの	１個
		ビーカー	放射液を採取し、ｐＨ測定に適したもの	１０個
	化学泡	気密試験槽	当該消火器の内筒試験に適した大きさのもの	１個
		放射泡量試験器	小型消火器用：φ４００㎜×７００㎜	１個
			大型消火器用：φ５６０㎜×９００㎜	必要数
		※圧力計	最高目盛：当該消火器の放射圧力の１．５倍、最小目盛：０．０５MPa以下	１個
			測定範囲：０MPa～２．５MPa、最小目盛：０．０５MPa以下	１個
		安全弁作動試験機	当該消火器に使用する安全弁の作動を確認できるもの	１式
	機械泡	※温度計	測定範囲：－２０℃～＋５０℃、最小目盛：１℃以下	１個
		気密試験槽（蓄圧式に限る。）	当該消火器を浸せる大きさのもの	１個
		放射泡量試験器（目盛付窓付のもの）	小型消火器用（６ｌ未満のもの）：φ３００㎜×７００㎜	１個
			小型消火器用（６ｌ以上のもの）：φ４００㎜×７００㎜	１個
			大型消火器用：φ５６０㎜×９００㎜	必要数
		温水槽	加圧用ガス容器を浸せる大きさのもの	１個
		ガラス製円筒	外観及び比重測定に適した大きさのもの	３個

		※ｐＨ試験器	ＪＩＳＺ８８０２に準じて測定できるもの	１式
		冷却容器	当該薬剤の凝固点測定に適したもの	１個
	ハロゲン化物（液体）	気密試験槽	当該消火器を浸せる大きさのもの	１式
		加圧機	当該消火器の耐圧試験圧力まで加圧できる不燃性ガス又は空気によるもの	１式
		※圧力計（蓄圧式消火器に限る。）	最高目盛：当該消火器の最大圧力の１．５倍	１個
		※比重浮ひょう	当該消火薬剤の比重測定に適したもの、最小目盛：０．００２	１個
		※温度計	測定範囲：－２０℃～＋５０℃、最小目盛：１℃（アルコール）	３個
		ガラス製円筒	比重測定に適した大きさのもの	２個
		試験管	φ１８㎜	１０本
		冷却容器	－２０℃まで冷却できるもの	１式
		試薬	ＪＩＳＫ１４２２（１９８５）に定めるもの	１式
		ビーカー	容量：２００ml	２個
		試験片	１㎜×１０㎜×１５０㎜の磨いた銅片及び鉄片	各２個
	ハロゲン化物（液化ガス）・二酸化炭素・粉末	温度計	測定範囲：０℃～＋５０℃、最小目盛：１℃（アルコール）	１個
		温水槽	当該消火器を浸せる大きさのもの	１個
		安全弁作動試験機	当該消火器に使用する安全弁の作動を確認できるもの	１式
		冷却容器（ハロゲン化物に限る。）	当該消火器ごと冷却して、充てん薬剤を補収できるもの	１式
		ビーカー（ハロゲン化物に限る。）	容量：１００ml	２個
		加圧機（蓄圧式粉末に限る。）	当該消火器の耐圧試験圧力まで不燃性ガス又は空気により加圧できるもの	１式
		ふるい及び受け皿（粉末に限る。）	ＪＩＳＺ８８０１（１９９４）の呼び寸法３８μm、７５μm及び１８０μmのふるい並びに受け皿	１式
		ふるい振盪機（粉末に限る。）	ふるい及び受け皿を取り付けられるもの	１台
消火	消火薬剤共通	※ストップウォッチ	６０秒又は３０秒計、最小目盛：１／５秒	１個

器用消火薬剤		ビーカー	当該消火薬剤試験に適したもの	１式
		メスシリンダ	当該消火薬剤試験に適したもの	１式
		※はかり	当該消火薬剤試験に適したもの、ひょう量：計量物の約１．５倍	１式
		※温度計	当該消火薬剤試験に適したもの	１式
		※比重浮ひょう	当該薬剤の比重測定に適したもの、最小目盛：０．００２	１個
	水及び強化液	※ｐＨ試験器	ＪＩＳＺ８８０２に準じて測定できるもの	１式
		冷却容器	当該薬液の凝固点測定に適したもの	１式
	酸アルカリ	※ｐＨ試験器	ＪＩＳＺ８８０２に準じて測定できるもの	１式
		酸アルカリ消火器	当該薬剤を使用するもの（検定合格品）	２個
		※圧力計	測定範囲：０MPa～２．５MPa、最小目盛：０．０５MPa	１個
	化学泡	放射泡量試験器	小型消火器用：φ４０㎜×７００㎜	１個
			大型消火器用：φ５６０㎜×９００㎜	必要数
		※圧力計	測定範囲：０MPa～２．５MPa、最小目盛：０．０５MPa	１個
		Ｂ火災試験模型	当該消火器の消火能力に適した大きさのもの	１式
		化学泡消火器	標準容器 外筒液量：７．２ｌ～７．３ｌ 内筒液量：１．３ｌ±０．０２ｌ 全容量：１０．３５ｌ～１０．４５ｌ	３個
		遠心分離器	沈殿管２個架、沈殿管（容量：１０ml、最小目盛：０．１ml）	１個
	機械泡	※ｐＨ試験器	ＪＩＳＺ８８０２に準じて測定できるもの	１式
		※粘度計	ＪＩＳＫ２２８３に準じて測定できるもの	１式
		※流動点測定器	ＪＩＳＫ２２６９に準じて測定できるもの	１式
		※沈殿量測定器	ＪＩＳＫ２５０３に準じて測定できるもの	１式
		※表面張力計	ＪＩＳＫ２２４１に準じて測定できるもの	１式
		放出泡量試験器（	小型消火器用（６ｌ未満のもの）：φ３	１個

		目盛付き窓付き）	００㎜×７００㎜	
			小型消火器用（６１以上のもの）：φ４００㎜×７００㎜	１個
			大型消火器用：φ５６０㎜×９００㎜	必要数
		Ｂ火災試験模型	当該消火器の消火能力に適した大きさのもの	１式
		機械泡消火器	当該薬液を使用するもの（検定合格品）	２個
		耐火性試験器	点火器：φ５０㎜×長さ２５０㎜のアスベストを巻いたもの	１個
			燃焼皿：φ１７８㎜×深さ５０㎜×高さ１６５㎜	１個
		水成膜試験器（水成膜に限る。）	φ１１４㎜×１３０㎜の容器（１２０㎜×１３０㎜、円錐金網、平織非鉄金網８０メッシュ）	１個
	ハロゲン化物（液体）	試験管	φ１８㎜	１０本
		金属試験片	１㎜×１０㎜×１５０㎜のよく磨いた銅片及び鉄片	各２個
		温水槽	当該容器を浸せる大きさのもの	１個
		試薬	ＪＩＳＫ１４２２（１９８５）	１式
		蒸留器	ＪＩＳＫ２２５４	１式
		冷却容器	－２０℃まで冷却できるもの	１個
	ハロゲン化物（液化ガス）	ガスクロマトグラフ	当該薬剤の純分測定に適したもの	１式
		酸分及び遊離ハロゲン測定器	ＪＩＳＫ１５１８（１９７８）に準じて測定できるもの	１式
		蒸発残分測定器	ＪＩＳＫ１５１８（１９７８）に準じて測定できるもの	１式
		水分測定器	ＪＩＳＫ１５１８（１９７８）に準じて測定できるもの	１式
		冷却容器	当該薬剤試験に適したもの	１式
	粉末	ふるい及び受け皿	ＪＩＳＺ８８０１（１９９４）の呼び寸法３８μm、７５μm及び１８０μmのふるい並びに受け皿	１式
		ふるい振盪機	ふるい及び受け皿を取り付けられるもの	１台
		粉末消火器	検定細則で定める消火薬剤に該当する標準容器	２個
		Ｂ火災試験模型	当該標準容器の消火能力に適した大きさのもの	１式

	○含水率測定器	当該薬剤の含水率測定に適したもの	１式
泡消火薬剤	※ストップウォッチ	６０秒又は３０秒計、最小目盛：１／５秒、積算計付	必要数
	※温度計	測定範囲：－３０℃～＋５０℃、最小目盛：０．５℃	５個
	※はかり	ひょう量：計量物質量の１．５～２．０倍、最小目盛：ひょう量の１／５０以下	１式
	メスシリンダ	容量：計量物容量の１．５～２．０倍、最小目盛：容量の１／５０以下	１式
	※比重測定装置	当該泡消火薬剤の比重測定に適したもの	１式
	○※粘度測定装置	当該泡消火薬剤の粘度測定に適したもの	１式
	○※流動点測定装置	当該泡消火薬剤の流動点測定に適したもの	１式
	○※水素イオン濃度測定装置	ガラス電極ｐＨ計（標準液を含む。）	１式
	遠心分離器	遠心分離用目盛試験管（１００ml）付き	１式
	※低高温恒温槽	使用温度範囲：－４０℃～＋８０℃、当該泡消火薬剤の変質試験を行うに適した大きさのもの	１式
	○※引火点試験器	ペンスキーマルテンス（ＪＩＳＫ２８０２（１９７４）に準じたもの）	１式
	○※表面張力計（水成膜泡消火薬剤に限る。）	デュヌイ式表面張力計又は同等以上のもの	１式
	○標準発砲ノズル	規格別図に規定するもの	１式
	ポンプ	発泡試験又は消火試験測定に適したもの（加圧式耐圧密封容器を用いるものにあっては、不活性ガス圧力であってもよい。）	１式
	水槽	発泡試験又は消火試験測定に適した水量以上のもの（加圧式耐圧密封容器を用いてもよい。）	１式
	ホース	発泡試験又は消火試験測定に適したもの	１式
	○泡収集容器（大容量泡放水砲用泡消火薬剤を除く。）	内容積：１，４００ml 内容積：約２００ｌ（合成界面活性剤泡消火薬剤に限る。）	２個
	○泡コンテナ（大容量泡放水砲用泡消火薬剤に限る。）	規格別図に規定するもの	２個

泡収集容器架台（大容量泡放水砲用泡消火薬剤に限る。）	規格別図に規定するもの	１個
泡コレクター（大容量泡放水砲用泡消火薬剤に限る。）	規格別図に規定するもの	１式
○標準発泡装置（合成界面活性剤泡消火薬剤に限る。）	規格別図に規定するもの	１式
※風速計	標準発泡装置内の風速測定に適したもの	１式
※マノメータ	精度：０．１㎜Ａｑ	１式
○火災模型	規格別図に規定するもの	１式
○火災模型（合成界面活性剤泡消火薬剤に限る。）	２ｍ×２ｍ×０．３ｍ、φ１．４３ｍ×０．３ｍ、平織１０メッシュ金網衝立付き	１式
○Ａ火災模型（合成界面活性剤泡消火薬剤に限る。）	規格別図に規定するもの、平織１０メッシュ金網衝立付き	１式
点火器	規格別図に規定するもの	１式
耐火性試験用ポット（大容量泡放水砲用泡消火薬剤に限る。）	規格別図に規定するもの	１式
計算機	発泡倍率、水の還元時間測定等速やかに計算できる簡易なもの（換算表でもよい。）	１式
金属試験片	約７５㎜×約１２㎜×約１㎜ ＪＩＳＧ３１４１に適合するＳＰＣＣ ＪＩＳＨ３１００に適合するＣ２８０１Ｐ ＪＩＳＨ４０００に適合するＡ５０５２Ｐ	１個
ねじ口角形びん	容量：１２０ml	１式
○※化学天びん	ひょう量：２００ｇ、最小目盛：１㎎	１式
○吸光光度計（たん白泡消火薬剤に限る。）	鉄分含有量測定に適したもの	１台
試験菅	φ１８㎜	１式
ビーカー	容量：１００ml、２００ml及び５００ml	１式

			三角フラスコ	容量：１００ml、２００ml及び５００ml	１式
			メスフラスコ	容量：１ｌ及び２５ml	１式
			メスピペット	容量：１０ml、５ml及び１ml	１式
			ビューレット	容量：５０ml、最小目盛：０．１ml	１式
			合成海水試薬	$MgCl_2 \cdot 6H_2O$：１級試薬 $CaCl_2 \cdot 2H_2O$：１級試薬 ＮａＣｌ：ＪＴ専売事業本部精製品 Na_2SO_4：１級試薬	１式
			分析用試薬	金属腐食、金属塩含有量、測定に必要な試薬特級試薬又は特級相当品	１式
			水成膜試験器（水成膜泡消火薬剤に限る。）	①φ１１４㎜×１３０㎜、非鉄金属容器 ②φ１２０㎜×１３０㎜、円錐金網、平織非鉄金網８０メッシュ ③プロパントーチ	１式
			※圧力計	圧力範囲及び最小目盛については測定目的及び精度に合わせる	１式
			※基準分銅式標準圧力計	ラムシリンダー表示量：０．０５MPa、分銅表示量：０．０１MPa、測定最高圧力：１MPa	１式
火災報知設備、中継器及び受信機に共通			※寸法測定器	ノギス、マイクロメータ等	１式
			拡大鏡	倍率（長さ）：約５	１個
			反射鏡	歯科用平面歯鏡	１個
			※ストップウォッチ	６０秒又は３０秒計、最小目盛：１／５秒	必要数
			※絶縁抵抗計	定格電圧：５００Ｖ、許容誤差：±５％	１個
			※絶縁耐力試験器	当該絶縁耐力試験に適したもの、許容誤差：±２．５％	１個
			検電器	当該絶縁耐力試験に適したもの	１個
			回路計	ＪＩＳＣ１２０２Ａ級	１個
火災報知設備	感知器	各型式に共通	感度試験室	①有害な振動又は衝撃を受けないもの ②窓、出入口等から進入する風、日光等により影響を受けないもの ③感度試験器の上端と天井面が１．２ｍ以上離れているもの（階段上昇試験器の場合に限る。）	
			冷却ファン	大きさ：３００㎜	必要数
			※騒音計	ＪＩＳＣ１５０９－１のＡ特性時間重み付サウンドレベルメータの規定に適合するもの又はこれと同等のもの	１個
			防水試験器（防水	当該防水試験に適したもの	１式

			型に限る。）		
			※棒状温度計（防水型に限る。）	当該防水試験に適したもの	必要数
		差動式及び補償式スポット型	○階段上昇感度試験器	温度の変動：±１℃、風速（ビラム式の場合は１００ｍの平均値）の変動：規格の風速値の±５㎝/s、附図第５	１式
			○直線上昇感度試験器	附図第６	１式
			○※指示温度計	応答時間：指示温度計を含めて５秒以下、許容誤差：±１℃	２個
			※棒状温度計	当該感度試験に適したもの、最小目盛：０．１℃	必要数
			※風速計	測定範囲：０．５ｍ／ｓ～１．０ｍ／ｓ	１個
			作動表示器	当該感度試験に適したもの	１式
			※電圧計・電流計	０．５級	必要数
			電圧調整器	当該感度試験に適したもの	必要数
		定温式・熱アナログ式	○定温式感度試験器	公称作動温度の１２５％のときの許容誤差：±２％、風速（ビラム式の場合は、１００ｍの平均値）の変動：規格の風速の±１０㎝／ｓ、同時に試験できる数量：スポット型にあっては５個以上、感知線型にあっては１０試料以上、附図第７	１式
			○連続応答性試験器（アナログ式に限る。）	当該連続応答性試験に適したもの	１式
			○記録装置（アナログ式に限る。）	連続応答性試験器の気流温度と感知器の出力との関係が記録できるもの	１式
			※抵抗測定器（感知線型に限る。）	ホイートストンブリッジ	１個
			※棒状温度計	当該感度試験に適したもの、最小目盛：０．１℃	必要数
			※風速計	測定範囲：０．５ｍ／ｓ～１．０ｍ／ｓ	１個
			作動表示器	当該感度試験に適したもの	１式
			電圧調整器	当該感度試験に適したもの	１個
			※電圧計・電流計	０．５級	必要数
		差動式分布型（空気管式）	○リーク抵抗試験器	附図第８	１式
			○等価容量試験器	附図第９	１式
			○接点間隔試験器		１式

差動式分布型（熱電対式・熱半導体式）	○熱起電力測定器	当該感熱部の試験に適したもの	１式
	○検出器作動試験器	当該検出部の試験に適したもの	１式
	※抵抗測定器	ホイートストンブリッジ	１個
熱複合式スポット型	○階段上昇感度試験器	温度の変動：±１℃、風速（ビラム式の場合は、１００ｍの平均値）の変動：規格の風速の±５㎝／ｓ、附図第５	１式
	○直線上昇感度試験器	附図第６	１式
	○定温式感度試験器	公称作動温度の１２５％のときの許容誤差：±２％、風速（ビラム式の場合は、１００ｍの平均値）の変動：規格の風速値が±１０㎝/ｓ、同時に試験できる数量：５個以上、附図第９	１式
	○※指示温度計	応答時間：指示温度計を含めて５秒以下、許容誤差：±１℃	２個
	※棒状温度計	当該感度試験に適したもの、最小目盛：０．１℃	必要数
	※風速計	測定範囲：０．５ｍ／ｓ～１．０ｍ／ｓ	１個
	作動表示器	当該感度試験に適したもの	２個
	※電圧計・電流計	０．５級	必要数
	電圧調整器	当該感度試験に適したもの	２個
イオン化式スポット型の性能を有するもの	○煙感度試験器	当該感度試験の煙濃度が出せるもの、０．２ｍ／ｓ～０．７ｍ／ｓの風速が出せるもの、附図第１０	１式
	○※平行板濃度計	附図第１１	１式
	○※自動温度調節器	４００℃を測定できるもの、時定数：指示温度計を含めて１０秒以下、許容誤差：±５℃	１個
	○記録装置（アナログ式に限る。）	煙濃度と感知器の出力との関係が記録できるもの	１式
	※風速計	測定範囲：０．２ｍ／ｓ～５．０ｍ／ｓ	１個
	※電圧計・電流計	０．５級	必要数
	作動表示器	当該感度試験に適したもの	１式
	放射線測定器	α線を検出できるもの	１個
	気流試験器	５．０ｍ／ｓの風速が出せるもの	１式

		光電式スポット型の性能を有するもの	○煙感度試験器	当該感度試験の煙濃度が出せるもの、０．２ｍ／ｓ～０．７ｍ／ｓの風速が出せるもの、附図第１０	１式
			○光学濃度計	投光部ランプ（自動車用電球１２Ｖ、１５Ｗスタンレー電気製） 受光部受光素子（セレン光電池φ４５㎜森理化学研究所製Ａ４５Ｇ／ＮＢ又は視感度に近いフォトダイオード）	１式
			※デジタル電圧計	分解能：ＤＣ０．００１ｍＶ	１個
			○※自動温度調節器	４００℃を測定できるもの、時定数：指示温度計を含めて１０秒以下、許容誤差：±５℃	１個
			○外光試験器	５，０００Ｌｘの照射ができるもの	１式
			○記録装置（アナログ式に限る。）	煙濃度と感知器の出力との関係が記録できるもの	１式
			※風速計	測定範囲：０．２ｍ／ｓ～１．０ｍ／ｓ	１個
			※照度計	５，０００Ｌｘを測定できるもの	１式
			※電圧計・電流計	０．５級	必要数
			作動表示器	当該感度試験に適したもの	１式
			※校正用光学フィルタ	４００㎚、５５０㎚及び７００㎚の光線で測定したときの減光率が５％、１５％、３０％のもの	１式
		光電式分離型の性能を有するもの	○外光試験器	５，０００Ｌｘの照射ができるもの	１式
			○記録装置（アナログ式に限る。）	減光率と感知器の出力との関係が記録できるもの	１式
			感知器取付台	当該感度試験に適したもの	１式
			作動表示器	当該感度試験に適したもの	１式
			※電圧計・電流計	０．５級	必要数
			※減光フィルタ	当該感度試験に適したもの	１式
			○距離換算用減光フィルタ	当該感度試験及び連続応答性試験に適したもの	１式
			○感度試験用減光フィルタ	当該感度試験に適したもの	１式
			○連続応答性試験用減光フィルタ（アナログ式に限る。）	当該感度試験に適したもの	１式
			※照度計	５，０００Ｌｘを測定できるもの	１式

		煙複合式スポット型	○煙感度試験器	１０％～５０％及び１％／ｍ～５０％／ｍの濃度並びに０．２ｍ／ｓ～０．７ｍ／ｓの風速が出せるもの、附図第１０	１式
			○光学濃度計	投光部ランプ（自動車用電球１２Ｖ、１５Ｗスタンレー電気製） 受光部受光素子（セレン光電池φ４５㎜森理化学研究所製Ａ４５Ｇ／ＮＢ又は視感度に近いフォトダイオード）	１式
			※デジタル電圧計	分解能：ＤＣ０．００１ｍＶ	１個
			○外光試験器	５，０００Ｌｘの照射ができるもの	１式
			※校正用光学フィルタ	４００㎚、５５０㎚及び７００㎚の光線で測定したときの減光率が５％、１５％、３０％のもの	必要数
			気流試験器	５．０ｍ／ｓの風速が出せるもの	１式
			○※平行板濃度計	附図第１１	１式
			○※自動温度調節計	４００℃を測定できるもの、時定数：指示温度計を含めて１０秒以下、許容誤差：±５℃	必要数
			※風速計	測定範囲：０．２ｍ／ｓ～５．０ｍ／ｓ	１個
			※照度計	５，０００Ｌｘを測定できるもの	１式
			※電圧計・電流計	０．５級	必要数
			作動表示器	当該感度試験に適したもの	必要数
			放射線測定器	α線を検出できるもの	１個
		熱煙複合式スポット型	○階段上昇感度試験器（差動式に限る。）	温度の変動±１℃、風速（ビラム式の場は、１００ｍの平均値）の変動：規格の風速値の±５㎝／ｓ、附図第５	１式
			○直線上昇感度試験器（差動式に限る。）	附図第６	１式
			○定温式感度試験器（定温式に限る。）	公称作動温度の１２５％のときの許容誤差：±２％、風速（ビラム式の場合は、１００ｍの平均値）の変動：規格の風速値の±１０㎝／ｓ、同時に試験ができる数量：５個以上、附図第７	１式
			○煙感度試験器	１０％～５０％及び１％／ｍ～５０％／ｍの濃度並びに０．２ｍ／ｓ～０．７ｍ／ｓの風速が出せるもの、附図第１０	１式
			○光学濃度計（光電式に限る。）	投光部ランプ（自動車用電球１２Ｖ、１５Ｗスタンレー電気製） 受光部受光素子（セレン光電池φ４５㎜森理化学研究所製Ａ４５Ｇ／ＮＢ又は視感度に近いフォトダイオード）	１式

			※デジタル電圧計（光電式に限る。）	分解能：ＤＣ０．００１ｍＶ	１個
			○※平行板濃度計（イオン化式に限る。）	附図第１１	１式
			○※指示温度計（差動式に限る。）	時定数：指示温度計を含めて５秒以下、許容誤差：±１℃	１個
			※風速計	当該感度試験及び気流試験に適したもの	１個
			※棒状温度計	当該感度試験に適したもの、最小目盛：０．１℃	必要数
			作動表示器	当該感度試験に適したもの	１式
			※電圧計・電流計	０．５級	１個
			電圧調整器	当該感度試験に適したもの	必要数
			○※自動温度調節器	４００℃を測定できるもの、時定数：指示温度計を含めて１０秒以下、許容誤差：±５℃	１個
			放射線測定器（イオン化式に限る。）	α線を検出できるもの	１個
			○外光試験器（光電式に限る。）	５，０００Ｌｘの照射ができるもの	１式
			※照度計（光電式に限る。）	５，０００Ｌｘを測定できるもの	１式
			※校正用光学フィルタ（光電式に限る。）	４００㎚、５５０㎚及び７００㎚の光線で測定したときの減光率が５％、１５％、３０％のもの	１式
			気流試験器	５．０ｍ／ｓの風速が出せるもの	１式
		紫外線式の性能を有するもの	ミクロバーナー等	炎の長さ３㎝～１０㎝の範囲で調整できるもの	１個
			感知器取付台	当該感度試験に適したもの	１式
			○外光試験器	当該外光試験に適したもの	１式
			※電圧計・電流計	０．５級	必要数
			作動表示器	当該感度試験に適したもの	１式
			角度測定器	最小目盛：１度以下	１個
			寸法測定器	直尺又は巻尺	１個
			○標準感知器	感知器と同一の検出回路を用いたもの、感度試験において感知器の受光量が測定できるもの	必要数

			※照度計	２０，０００Ｌｘを測定できるもの	１式
			火皿	当該感度試験に適したもの	必要数
		赤外線式の性能を有するもの	ミクロバーナー等	炎の長さ３㎝～１０㎝の範囲で調整できるもの	１個
			○チョッパ	当該感度試験器に適したもの	１式
			感知器取付台	当該感度試験に適したもの	１式
			○外光試験器	当該外光試験に適したもの	１式
			※電圧計・電流計	０．５級	必要数
			作動表示器	当該感度試験に適したもの	１式
			角度測定器	最小目盛１度以下	１個
			寸法測定器	直尺及び巻尺	１個
			○標準感知器	感知器と同一の検出回路を用いたもの、感度試験において感知器の受光量が測定できるもの	必要数
			※照度計	２０，０００Ｌｘを測定できるもの	１式
			火皿	当該感度試験に適したもの	必要数
		発信機	作動表示器	当該発信機の試験に適したもの	１式
			※保護板破壊試験器	２０Ｎ及び８０Ｎの荷重がかけられるもの	１個
中継器			作動表示器	当該中継器の試験に適したもの	１式
			※電圧計・電流計	０．５級	必要数
			電圧調整器	当該中継器の試験に適したもの	必要数
			回路別試験器	同上	１式
受信機			※電圧計・電流計	０．５級	必要数
			電圧調整器	当該受信機の試験に適したもの	１個
			回路別試験器	同上	１式
			※騒音計	ＪＩＳＣ１５０９－１のＡ特性時間重み付サウンドレベルメータの規定に適合するもの又はこれと同等のもの	１個
住宅用防災警報	各型式に共通		感度試験室	①有害な振動又は衝撃を受けないもの ②窓、出入口等から進入する風、日光等により影響を受けないもの	
			冷却ファン	当該試験に適したもの	必要数
			※騒音計	ＪＩＳＣ１５０９－１のＡ特性時間重み付	１個

器			サウンドレベルメータの規定に適合するもの又はこれと同等のもの	
		※寸法測定器	ノギス、マイクロメータ等	１式
		拡大鏡	倍率（長さ）：約５	１個
		反射鏡	歯科用平面歯鏡	１個
		※ストップウォッチ	６０秒又は３０秒計、最小目盛：１／５秒	必要数
		※絶縁抵抗計	定格電圧：５００Ｖ、許容誤差：±５％	１個
		※絶縁耐力試験器	当該絶縁耐力試験に適したもの、許容誤差：±２．５％	１個
		検電器	当該絶縁耐力試験に適したもの	１個
		回路計	ＪＩＳＣ１２０２Ａ級	１個
		※交流電圧・電流計	精度階級：０．５級	必要数
		※直流電圧・電流計	精度階級：０．５級	必要数
		電圧調整器	当該試験に適したもの	１個
	イオン化式の性能を有するもの	○煙感度試験器	当該感度試験の煙濃度が出せるもの、０．２ｍ／ｓ～０．７ｍ／ｓの風速が出せるもの、附図第１０	１式
		○※平行板濃度計	附図第１１	１式
		○※自動温度調節器	４００℃を測定できるもの、時定数：指示温度計を含めて１０秒以下、許容誤差：±５℃	１個
		※風速計	測定範囲：０．２ｍ／ｓ～５．０ｍ／ｓ	１個
		放射線測定器	α線を検出できるもの	１個
		気流試験器	５．０ｍ／ｓの風速が出せるもの	１式
	光電式の性能を有するもの	○煙感度試験器	当該感度試験の煙濃度が出せるもの、０．２ｍ／ｓ～０．７ｍ／ｓの風速が出せるもの、附図第１０	１式
		○光学濃度計	投光部ランプ（自動車用電球１２Ｖ、１５Ｗスタンレー電気製） 受光部受光素子（セレン光電池φ４５㎜森理化学研究所製Ａ４５Ｇ／ＮＢ又は視感度に近いフォトダイオード）	１式
		※デジタル電圧計	分解能：ＤＣ０．００１ｍＶ	１個

		○※自動温度調節器	４００℃を測定できるもの、時定数：指示温度計を含めて１０秒以下、許容誤差：±５℃	１個
		○外光試験器	５，０００Ｌｘの照射ができるもの	１式
		※風速計	測定範囲：０．２ｍ／ｓ～１．０ｍ／ｓ	１個
		※照度計	５，０００Ｌｘを測定できるもの	１式
		※校正用光学フィルタ	４００㎚、５５０㎚及び７００㎚の光線で測定したときの減光率が５％、１５％、３０％のもの	１式
	定温式の性能を有するもの	○定温式感度試験器	８１．２５℃のときの許容誤差：±２℃、風速（ビラム式の場合は、１００ｍの平均値）の変動：規格の風速の±１０㎝／ｓ、同時に試験できる数量は５個以上、附図第７	１式
		※棒状温度計	当該感度試験に適したもの、最小目盛：０．１℃	必要数
		※風速計	測定範囲：０．５ｍ／ｓ～１．０ｍ／ｓ	１個
閉鎖型スプリンクラーヘッド		管用テーパーねじリングゲージ	呼びＲ１／２、Ｒ３／４、ＪＩＳＢ０２０３（外国規格によるものにあっては、これに準ずるもの）	必要数
		※マイクロメーター	測定範囲：０㎜～２５㎜、最小目盛：０．０１㎜、精度：±０．００５ｍ	１個
		※ダイヤルゲージ（０．０１㎜目盛マグネチックベース付）	測定範囲：５㎜、ＪＩＳ等級１級、指示の安定度：０．３目盛以下、モドリ誤差（㏋）：０．００３㎜、広範囲行き精度（㏋）：０．０１㎜、狭範囲行き精度（㏋）：０．００８㎜	必要数
		※ノギス	測定範囲：０㎜～１５０㎜、精度：１／２０㎜	１個
		※ストップウォッチ	６０秒又は３０秒計、最小目盛：１／５秒、積算計付	必要数
		※分銅式標準圧力計	測定範囲：０．０５MPa～３．５MPa	１式
		※水銀封入ガラス二重管温度計	測定範囲：申請者の各ヘッドの標示温度に合わせて決定、最小目盛：０．１℃	必要数
		○※設計荷重試験機	力量計（最小目盛：２０Ｎ、当該ヘッドの試験荷重の１．５倍以上の荷重が加えられるもの） ダイヤルゲージ（マグネチックベース付、最小目盛：０．０１㎜）	１式
		○※フレーム引張試験機	力量計（最小目盛：２０Ｎ、当該ヘッドの試験荷重の１．５倍以上の荷重が加えられるもの）、荷重速度は特に規定しないができるだけ徐々に加えるように考慮	１式

		されたもの、フレーム変位測定には０．０１㎜目盛ダイヤルゲージが使用されたもの	
	※作動温度試験機	液槽の容積：８個以上の試料が入るもの、液温を均一にするための撹拌機が設けられたもの、温度計（二重管温度計（水銀）が使用されたもの）、１目盛の値：０．１℃	１式
	○※作動試験機（グラスバルブを使用するヘッドに限る。）	①熱気流試験槽（大きさ：０．１８m^3以上、熱源から試験試料までの距離：３０㎝以上、温度及び作動状況を外部から観察できるもの） ②ヘッドの取付角度が鉛直方向から４５度の範囲で調整できるもの ③温度が点火後１分以内に３００℃以上となるもの ④ヘッドから０．１MPaで放水できるもの（水道連結型のものにあっては、最低放水圧力の作動試験に適したもの）	１式
	○※水撃試験機	規格に規定された性能を有するピストンポンプを使用したもの、取付試料：８個以上が同時に試験ができるもの、圧力計（最高目盛：試験圧力の約１．５倍のもの）	１台
	○※静水圧試験機	空圧による試験を行うものにあっては、水面に対しておおむね４５度の角度にヘッドを取り付け、水中で試験のできる設備及び真空槽内１個以上の水圧試験のできる設備、取付試料：２０個以上のもの、圧力計（最高目盛：試験圧力の約１．５倍のもの）	必要数
	○※放水量試験機	加圧送水装置（圧力に脈動の少ないもの） 整流筒（規格別図１に適合したもの） 圧力計（測定範囲：０MPa～０．４MPa、 最小目盛：０．０１MPa、精度±０．００５MPa） 質量法で行う場合の規定 　計量秤（測定範囲：０㎏～２００㎏、最小目盛：０．２㎏） 容積法で行う場合の規定 　容積：２００ｌ、精度：２．０ｌ 水道連結型のものにあっては、最低放水圧力における放水量の測定に適したもの	１式
	外周比較用表面粗さ標準片	ＪＩＳＢ０６５９（１９９６）に適合したもの	１個
	手鏡	必要な大きさ	１個
	計算機		１個
	拡大鏡	倍率（長さ）：約５	１個

流水検知装置	○機能試験装置	警報装置（指定標準回路を有するもの） 加圧送水装置（圧力：１MPa、流量：１，０００ｌ／㎞） 作動用放水口（附図第１２） 不作動用放水口（附図第１３） 大流量用放水口（附図第１４） 圧力計（最高目盛：試験圧力の約１．５倍のもの）	１式
	メスピペット	内径８０以下のもの（最小目盛：０．０１ml、容量：１ml） 内径８０を超えるのもの（最小目盛：０．０２ml、容量：２ml又は３ml）	１式
	耐圧力試験装置	装置（当該流水検知装置の耐圧力試験圧力の１．５倍以上の加圧ができるもの） 圧力計（最高目盛：試験圧力の約１．５倍のもの）	１式
	※ストップウォッチ	６０秒又は３０秒計、最小目盛：１／５秒、積算計付	２個
	※寸法測定器	ノギス、ねじゲージ、深さゲージ、内パス、外パス、マイクロメーター、直尺、巻尺等	１式
	反射鏡	当該装置の内部を点検できるもの	１個
	温度計	測定範囲：０℃～５０℃、最小目盛：１℃	１個
	※分銅式標準圧力計	測定範囲：０MPa～３．５MPa	１台
一斉開放弁	○※作動試験装置	加圧送水装置（圧力：１MPa、流量：１，０００ｌ／㎞、二次側調圧装置付にあっては、当該作動試験が実施できるもの） 制御入力用放水口（附図第１２） 流量測定用放水口（附図第１４） 圧力計（最高目盛：試験圧力の約１．５倍のもの）	１式
	メスピペット	内径８０以下のもの（最小目盛：０．０１ml、容量：１ml） 内径８０を超えるのもの（最小目盛：０．０２ml、容量：２ml又は３ml）	１式
	※耐圧力試験装置	装置（当該一斉開放弁の耐圧力試験圧力の１．５倍以上の加圧ができるもの） 圧力計（最高目盛：試験圧力の約１．５倍のもの）	１式
	※ストップウォッチ	６０秒又は３０秒計、最小目盛１／５秒、積算計付	２個
	※寸法測定器	ノギス、ねじゲージ、深さゲージ、内パス、外パス、マイクロメーター、直尺、巻尺等	１式

		反射鏡	当該装置の内部を点検できるもの	１個
		温度計	測定範囲：０℃～５０℃、最小目盛：１℃	１個
		※分銅式標準圧力計	測定範囲：０MPa～３．５MPa	１台
金属製避難はしご	各はしごに共通	○はしご操作台	規格第９条第１項の試験に適したもの、はしごの長さに相当する高さを有するもの	１式
		○※縦棒及び横桟強度試験装置	規格第８条第１項及び同条第２項の試験に適したもの、試験荷重の約１．５倍の容量をもつもの	１式
		○※限界ゲージ	当該はしごの横桟間隔、縦棒間隔等の寸法測定用	１式
		※寸法測定器	ノギス（５００㎜）、直尺、巻尺等	１式
		※トルク試験機	４０Ｎ・ｍ	１個
		拡大鏡	倍率（長さ）：約５	１個
		計算機		１個
	固定はしご	○※直角荷重試験装置（収納式に限る。）	規格第８条第３項の試験に適したもの	１式
	立てかけはしご	○※水平荷重試験装置	規格第８条第４項の試験に適したもの	１式
	つり下げはしご	○※つり下げ金具強度試験装置	規格第９条第２項の試験に適したもの	１式
		※突子強度試験装置	規格第９条第３項の試験に適したもの	１式
		○※ハッチ用はしご強度試験装置（ハッチ用つり下げはしごに限る。）	規格第８条第５項の試験に適したもの（附図第１５による試験器具及び重り。なお、重りは当該試験器具を含めて、１，０００Ｎ及び２，０００Ｎとなるもの）	必要数
緩降機		○※限界ゲージ	当該緩降機の寸法測定用	１組
		※寸法測定器	ノギス（２００㎜）、直尺、巻尺等	１式
		※ストップウォッチ	６０秒又は３０秒計、最小目盛：１／５秒	１個
		拡大鏡	倍率（長さ）：約５	１個
		計算機		１個
		○※強度試験装置	規格第４条第４項第６号及び第８条の試験に適したもの、ベルト、調速器、調速器の連結部、リング、緊結金具、ロープ等の強度試験が行えるもの	１式

	○降下試験装置	規格第９条の試験に適したもの、降下の有効高さ：１５ｍ、雨天でも試験できるもの	１式

備考１　この表中計量法に基づき検定を受けるべきものは、すべて検定合格品であること。

２　この表中○印を付した検査設備は、第１１条第２項による検査設備変更届を要するものであることを示す。

３　この表中※印を付した検査設備は、第１２条第１項に基づき適時校正を行う必要があるものであることを示す。　(ぁ)

４　校正が必要な検査設備については、その校正方法、校正の有効期限及び校正状態の識別を含む校正手順を定め、当該手順書及び校正記録を維持すること。　(ぃ)

附表第３（第９条関係）　　(い)(う)

１回の型式適合検定最低受検個数

種別			１回の最低受検個数
消火器		車載式 手さげ式 背負式	２個 ５０個 ３０個
消火器用消火薬剤	大型消火器	水（浸潤剤等入り） 強化液 化学泡 機械泡 ハロン１０１１ ハロン２４０２ ハロン１２１１ ハロン１３０１ 粉末	３０個 ３０個 ３０個 ３０個 ２０個 ２０個 ２０個 ２０個 ３０個
	小型消火器	水（浸潤剤等入り） 酸アルカリ 強化液 化学泡 機械泡 ハロン１０１１ ハロン２４０２ ハロン１２１１ ハロン１３０１ 粉末	５００個 ３００個 ３００個 ５００個 ５００個 １００個 １００個 １００個 １００個 １００個
泡消火薬剤			２５０個
火災報知設備	感知器	差動式スポット型 差動式分布型 定温式感知線型 定温式スポット型 熱複合式スポット型 補償式スポット型 熱アナログ式スポット型 イオン化式スポット型 光電式スポット型 光電式分離型 煙複合式スポット型 イオン化アナログ式スポット型 光電アナログ式スポット型 光電アナログ式分離型 熱煙複合式スポット型 赤外線式スポット型 紫外線式スポット型 紫外線赤外線併用式スポット型 炎複合式スポット型	５０個 ５０個 １，０００ｍ ５０個 ５０個 ５０個 ５０個 ５０個 ５０個（減光式のものにあっては、２５個） ２５個 ５０個（減光式のものにあっては、２５個） ５０個 ５０個（減光式のものにあっては、２５個） ２５個 ５０個（減光式のものにあっては、２５個） １０個 １０個 １０個 １０個
	発信機		１０個

中継器		２５回線分以上になる個数（１０個以上となるときは１０個）
受信機		１個（Ｐ型、Ｇ型及びＧＰ型にあっては２５回線分以上となる個数（５個以上となる場合５個））
住宅用防災警報器		５０個
閉鎖型スプリンクラーヘッド		５０個
流水検知装置		５個（内径が１５０㎜を超えるものにあっては１個、内径１００㎜以上１５０㎜以下のものにあっては２個）
一斉開放弁		５個（内径が１５０㎜を超えるものにあっては１個、内径１００㎜以上１５０㎜以下のものにあっては２個）
金属製避難はしご	固定はしご 立てかけはしご つり下げはしご	１０個 １０個 １０個
緩降機		５個

附表第４（第１７条関係）　　(い)(う)

合格の表示の様式及び表示個所

種別		表示の様式	合格の表示個所
消火器			合格表示欄（本体に１個所）
消火器用消火薬剤			合格表示欄（収納袋（２以上の収納袋等に分納するものは、それぞれの収納袋等）に１個所）
泡消火薬剤			合格表示欄（封紙等に１個所）
火災報知設備	感知器		製造銘板の直近又は本体の見やすい位置に１箇所 ただし、感知線型のもので、感知部が断続しているものは、25m 又はその端数ごとに１箇所、感知部が連続しているものについては、100m又はその端数ごとに１箇所
	発信機		製造銘板の直近又は本体の見やすい位置に１箇所
中継器			同上
受信機			同上
住宅用防災警報器	証票		証票を貼付する場合にあっては、本体に１箇所
	印		印を付す場合にあっては、設置した状態において見える場所に１箇所
閉鎖型スプリンクラーヘッド			フレーム又は本体

流水検知装置		製造銘板の直近の平らな部分に１箇所
一斉開放弁		同　上
金属製避難はしご		製造銘板の直近に１箇所
緩降機	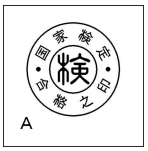	合格の表示欄（本体に１箇所）

備考　証票に付す記号は、アルファベットとし、消火器、火災報知設備の感知器及び発信機、中継器、受信機、住宅用防災警報器並びに金属製避難はしごにあっては１，０００万、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び緩降機の様式にあっては１００万枚ごとに順次ＡからＺまでを表示する。以後繰り返すものとする。

附表第５（第１７条関係）

構成部品の表示及び表示箇所

様　　式	表　　示　　箇　　所
	平らな部分に１箇所

附表第６（第２０条関係）　　(い)(う)

軽微変更事項

種別		例示事項
共通		1　表示事項の表示位置 2　社名表示（型式承認に係る社名が変更となった場合に限る。） 3　規定の表示項目以外の表示内容
消火器		1　本体容器 (1) 本体容器板厚の増加（本体容器の容量が変わらないこと。） (2) 高圧ガス取締法に適合している二酸化炭素の本体容器の形状、寸法又は充てん比（基準のガス量が変わらないものに限る。） (3) 耐食塗装の色又は防錆加工法（主成分を明記した成分表を付すこと。） 2　本体容器以外 (1) ホースの製造者（形状及び寸法が変わらないこと。） (2) ホースの色（主成分を明記した成分表を付すこと。） (3) ノズル又はホーンの寸法（内面の寸法が変わらないこと。） (4) ろ過網の材質（既承認と同一の場合に限る。） (5) 液面の表示法（材質、形状、接合方法等） (6) 安全栓の樹脂部分の表示内容 (7) 指示圧力計（受託評価適合品であって使用圧力範囲が同じもの。但し、ブルドン管の材質は、充てん薬剤に対する耐腐食性が同等以上のもの。） (8) 加圧用ガス容器の形状、寸法又は充てん比（加圧用ガス容器は、受託評価適合品であって、基準のガス量が変わらないこと。）
消火器用消火薬剤		容器の製造者
泡消火薬剤		1　容器の追加（既承認と同一の場合に限る。） 2　容器の製造者
火災報知設備	感知器	1　部品の取付方法（ボルト、ナットの形状又は製造者の変更、端子の変更） 2　電気部品で次に掲げる事項（定格、型式又は製造者の変更） (1) 電球（既承認の部品で承認された定格の範囲内で使用する場合に限る。） (2) 定格が使用条件に合う部品（抵抗、コンデンサ、コイル、ＩＣソ

		ケット、ヒューズ） (3) 既承認のものと同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品（端子、コネクタ） 3　部品（電気部品を除く。）で次に掲げる事項（形状、構造又は材質の変更） (1) プリント回路基板の材質（既承認と同一の場合に限る。） (2) 変更前と同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品（基板、放熱器、シールド） 4　ノイズ対策を目的とする部品（抵抗、コンデンサ、インダクタ、バリスタ、ツェナーダイオード、ラインフィルタ、サージアブソーバ、アレスタ）の追加又は変更
	発信機	1　部品の取付方法（保護板の取付方法は、既承認の場合に限る。） 2　電気部品で次に掲げる事項（定格、型式又は製造者の変更） (1) 既承認の部品で承認された定格の範囲内で使用する部品（電球、ＬＥＤ、送受話器） (2) 定格が使用条件に合う部品（抵抗、コンデンサ、コイル、ＩＣソケット、ヒューズ） (3) 既承認のものと同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品（端子、コネクタ、電話ジャック） 3　部品（電気部品を除く。）で次に掲げる事項（形状、構造又は材質の変更） (1) 既承認の部品（承認された条件の範囲内で使用する場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項 ア　屋外型の外箱の材質 イ　屋内型の外箱の構造又は材質 ウ　プリント回路基板の材質 (2) 変更前と同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品（部品取付板、基板、放熱器、シールド板） (3) 端子、ヒューズホルダ又はランプソケット 4　ノイズ対策を目的とする部品（抵抗、コンデンサ、インダクタ、バリスタ、ツェナーダイオード、ラインフィルタ、サージアブソーバ、アレスタ）の追加又は変更
中継器及び受信機		1　部品の取付方法（ボルト、ナットの形状又は製造者の変更、端子の変更） 2　外箱の構造（本体部と操作部に分離） 3　電気部品で次に掲げる事項（定格、型式又は製造者の変更） (1) 既承認の部品で承認された定格の範囲内で使用する部品（電球、スイッチ）

	(2) スイッチ（既承認のものと使用条件及び性能が同等） (3) 定格が使用条件に合う部品（抵抗、コンデンサ、コイル、ＩＣソケット、ヒューズ） (4) 既承認のものと同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品（送受話器（ジャック式、フック式相互の変更を含む）、変圧器の取付金具、ヒューズホルダ、端子、端子台、コネクタ、プリンタ） 4　予備電源用蓄電池の変更（既承認又は受託評価適合品で同一の回路電圧及び容量の場合に限る。） 5　ノイズ対策を目的とする部品（抵抗、コンデンサ、インダクタ、バリスタ、ツェナーダイオード、ラインフィルタ、サージアブソーバ、アレスタ）の追加又は変更
住宅用防災警報器	1　部品の取付方法（ボルト、ナットの形状又は製造者の変更、端子の変更） 2　電気部品で次に掲げる事項（定格、型式又は製造者の変更） (1) 電球（既承認の部品で承認された定格の範囲内で使用する場合に限る。） (2) 定格が使用条件に合う部品（抵抗、コンデンサ、コイル、ＩＣソケット、ヒューズ） (3) 既承認のものと同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品（端子、コネクタ） 3　部品（電気部品を除く。）で次に掲げる事項（形状、構造又は材質の変更） (1) プリント回路基板の材質（既承認と同一の場合に限る。） (2) 変更前と同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品（基板、放熱器、シールド） 4　ノイズ対策を目的とする部品（抵抗、コンデンサ、インダクタ、バリスタ、ツェナーダイオード、ラインフィルタ、サージアブソーバ、アレスタ）の追加又は変更
閉鎖型スプリンクラーヘッド	1　取付ねじ（外国規格のねじをＪＩＳ規格に変更する等） 2　加工方法（切削加工をプレス加工に変更する。（黄銅板及び流水部を除く）） 3　次に掲げる表示内容又はデザイン (1) 凹表示を凸表示に変更 (2) 刻印による表示をレーザー加工による表示に変更 (3) 感熱部（ヒュージブルリンク）の温度識別のための区分記号等の追加、変更 4　装飾プレートの取付溝の形状 5　接着剤挿入口の追加又は形状変更

流水検知装置	1　耐食加工の追加、変更（外面に限る。） 2　表面処理の追加、変更（外面に限る。） 3　寸法公差（小さくする場合に限る。） 4　接続フランジの外周を切削加工から黒皮に変更 5　次に掲げる部品の形状、寸法 (1) 圧力スイッチのケースの形状、材質 (2) フランジ面のパッキン溝の追加、変更、廃止 (3) 排水プラグ、圧力計配管等取付けボスの追加、変更 (4) 弁蓋の形状変更（肉厚が減少しないものに限る。） 6　銘板の取付け方法 7　凹表示を凸表示に変更 8　合格刻印又は構成部品の合格表示の位置 9　合格刻印台座 10　本体に配管で接続する構成部品又は本体を変更することなく直接接続する構成部品（既承認の排水弁又は試験弁に限る。）
一斉開放弁	1　耐食加工の追加、変更（外面に限る。） 2　表面処理の追加、変更（外面に限る。） 3　寸法公差（小さくする場合に限る。） 4　接続フランジの外周を切削加工から黒皮に変更 5　次に掲げる部品の形状、寸法 (1) フランジ面のパッキン溝の追加、変更、廃止 (2) 排水プラグ、圧力計配管等取付けボスの追加、変更 (3) 弁蓋の形状変更（肉厚が減少しないものに限る。） 6　銘板の取付け方法 7　凹表示を凸表示に変更 8　合格刻印の位置 9　合格刻印台座
金属製避難はしご	1　つり下げはしご (1) 緩降装置用ワイヤーの末端の処理 (2) 緩降装置のカバーの形状又は材質 2　立てかけはしご 下部支持点の滑り止めの構造又は材質 3　固定はしご 建物に固定するためはしごに付加された取付金具の形状
緩降機	1　ねじ止め部分のゆるみ止めの方法 2　防食処理方法（既承認のものに限る。）

	3　調速器 (1) カバーの材質又は形状（既承認のものに限る。） (2) ロープの案内ローラの材質（既承認のものと最大使用荷重、ロープの長さ及び材質が既承認のものと同一である場合に限る。） 4　緊結金具の材質又は形状（最大使用荷重が既承認のものと同等以下である場合に限る。） 5　リールの材質及び形状

附図第１から附図第４まで　削除　（ぅ）

附図第５

階段上昇感度試験器(縦気流)　　(例図)

(単位　mm)

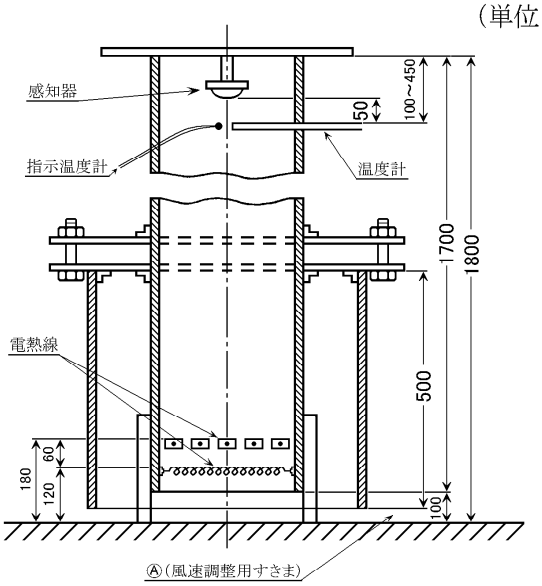

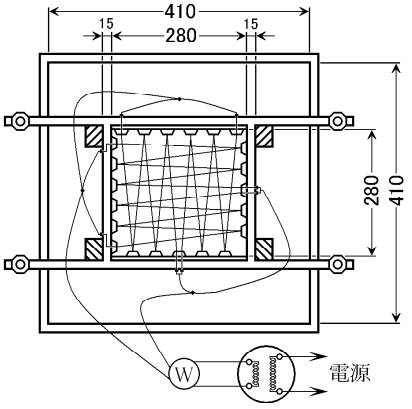

備考１　電熱線は、赤熱させないこと。

（例）φ０．８ｍｍ×３ｍのニクロム線をφ４ｍｍの心棒に巻いて作ったもの５本を直列接続したもの２組を並列接続する。

このような２群をそれぞれ上段及び下段に相互交差するように作り、これら２群を並列接続して使用する。

２　風速の調節は、隙間Ⓐを加減して行う。

ただし、風速調整用ファンを設けたものにあっては、当該ファンにより調整する。

３　本試験器の下半部を埋込むようにしてよい。

４　電熱線を支持する部分は、鉄板等で作り本試験器を焼損しないようにすること。

５　所要電力　（例）温度差 30deg、風速 85cm/s のとき、 2kW～2.5kW

附図第６

直線上昇感度試験器（例図）

（単位　㎜）

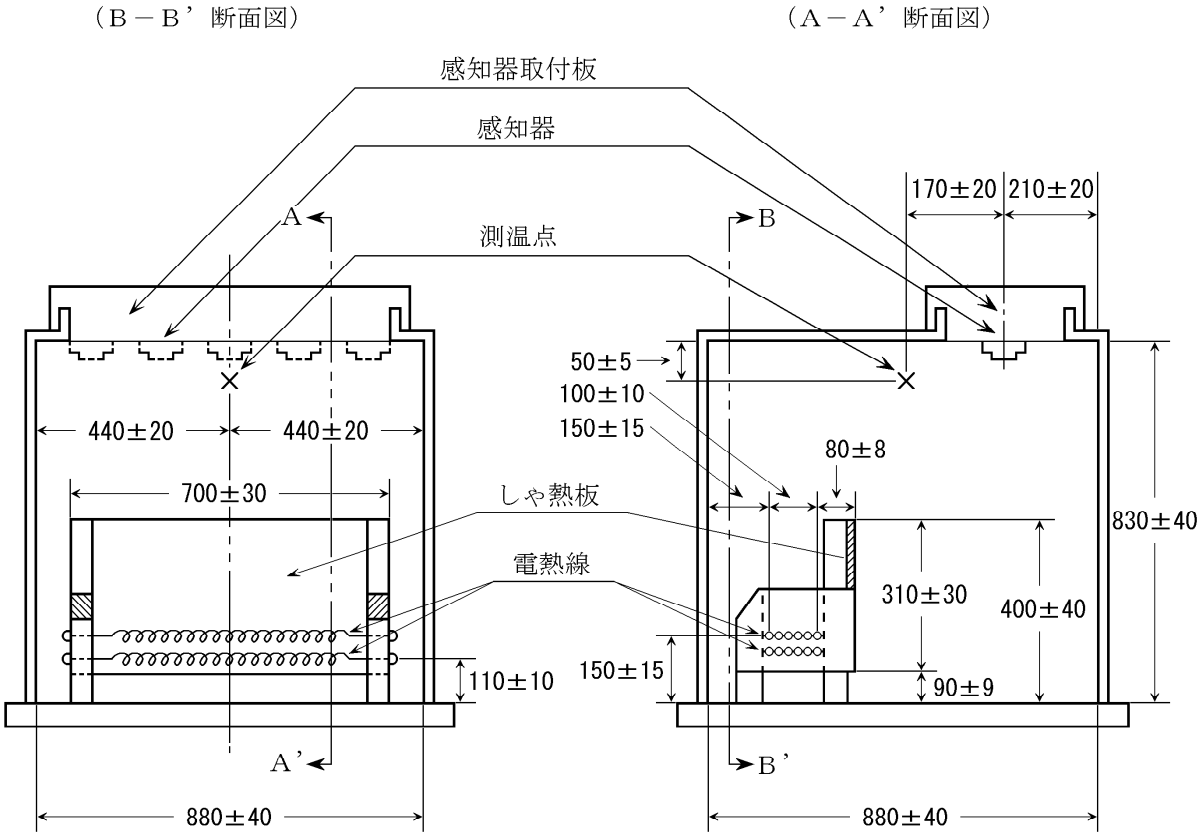

備考１　電熱線は赤熱させないこと。

（例）φ０．４ｍｍ×７ｍのニクロム線をφ４ｍｍの心棒に巻いて作ったもの12本を２組に分け上下６本ずつを並列接続する。

２　風速は自然対流とすること。

３　電熱線を支持する部分は、鉄板等で作り本試験器を焼損しないようにすること。

４　所要電力　（例）温度差 67.5degのとき 2kW～2.5kW

附図第７

定温式感度試験器（例図）

（単位　mm）

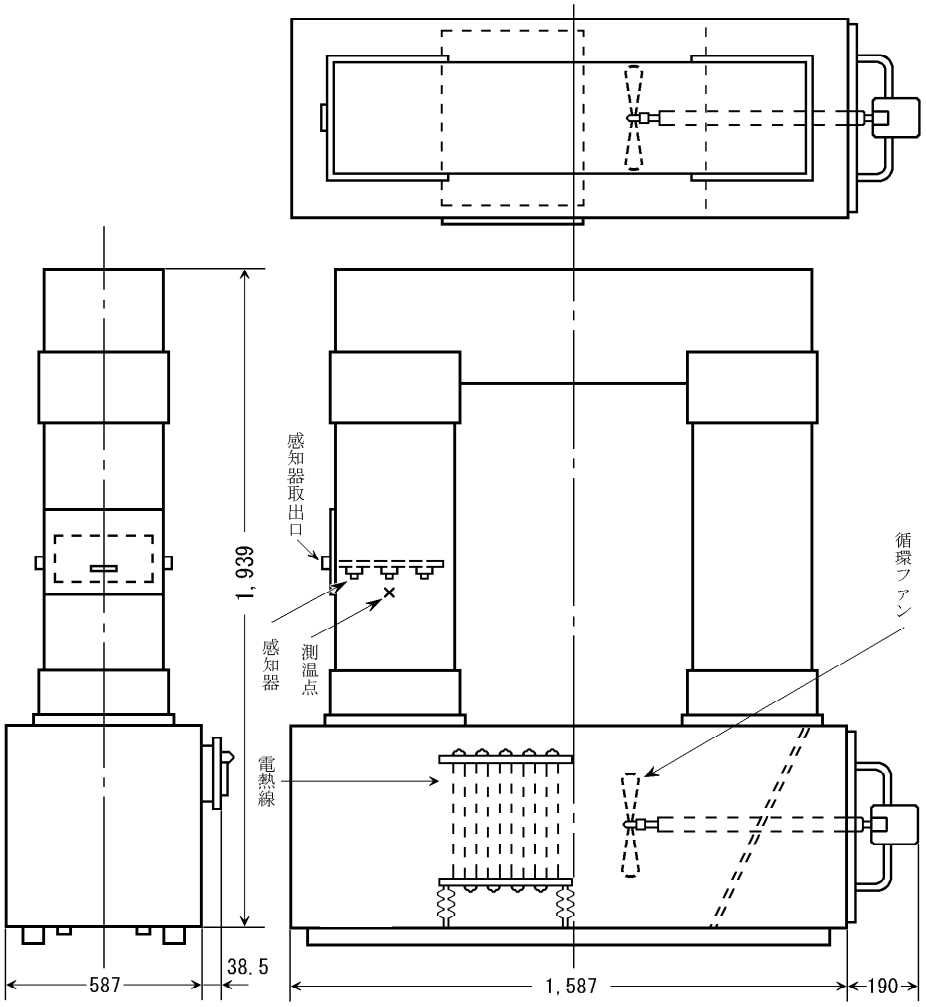

備考１　電熱線は赤熱させないこと。

（例）φ１．０ｍｍ×７ｍのニクロム線をφ４ｍｍの心棒に巻いて作ったもの100本を10本ずつ平行に張った板をさらに10面平行に垂直に並べ１面１面電気的に独立させ作動させる。

２　風速は循環ファンにより調整する。

３　電熱線を支持する部分は鉄板等で作り本試験器を焼損しないようにすること。

４　所要電力　（例）75℃のときヒータ３面使用して約３kW（１面 1kW）

附図第８

リーク抵抗試験器 （差動式分布型感知器（空気管式）） （例図）

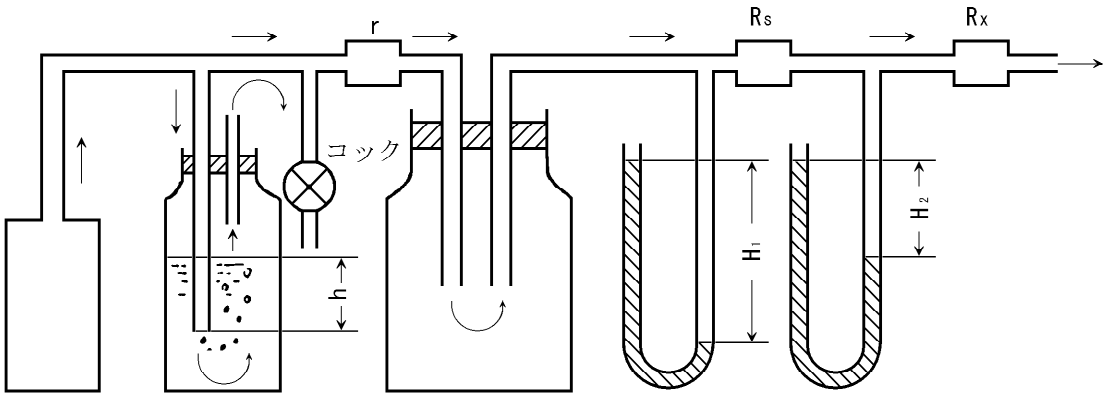

コンプレッサ　　C　　マノメータ（水）

備考１　Ｒｘ ----　試料のリーク抵抗［ｋΩ］

Ｒｓ ----　標準抵抗　　［ｋΩ］

$$Rx = Rs \frac{H_2}{H_1 - H_2}$$

２　水柱H_1は、ｈ及びコックにより適当な一定の値とすること。

３　Ｃ及びｒは、H_1の変動を少なくするための平滑装置であって、Ｃは５リットル入の空びん、ｒは適当長の銅パイプを用い、ｒ≒Ｒｓ／50とする。

４　標準抵抗Ｒｓは、別途検査されたものとする。

附図第９

等価容量試験器及び接点間隔試験器（差動式分布型感知器（空気管式））　（例図）

１ 等価容量試験器

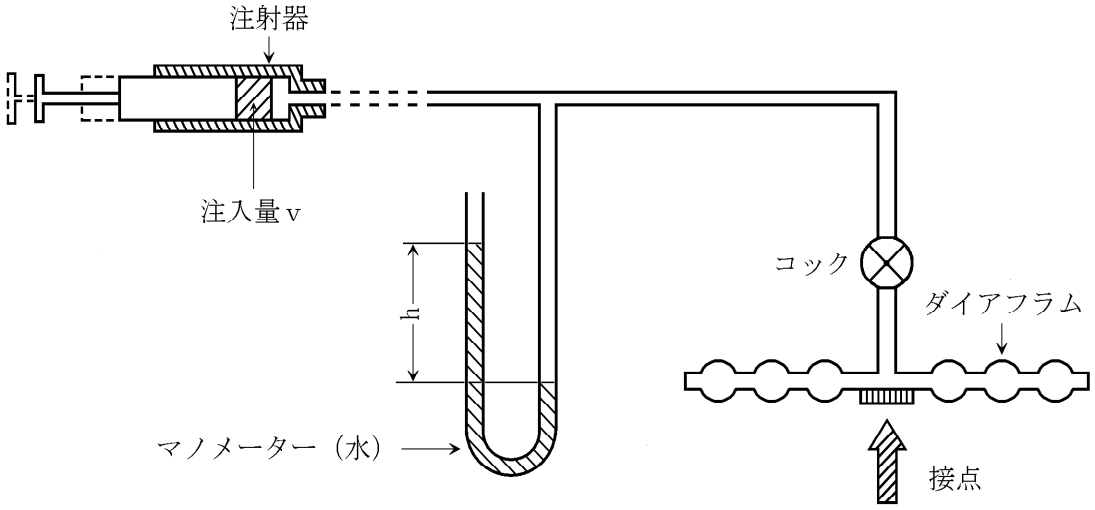

備考　0.5cc 用注射器でｖ[cc]（接点が閉じない程度の量、普通 0.1cc）の空気を注入したときの水柱がｈ［mm］のとき、試料の等価容量Ｃ$_{o}$ は、次式により求める。

$$C_{o} = 10,200 \frac{v}{h} - Cm \quad [10^{-6}cc/\mu bar\ ]$$

Ｃｍはマノメーター自体の等価容量で、この測定法はコックを閉じて注射器でｖ′[cc]注入したときの水柱をｈ′[mm]とし、次式により求める。

$$Cm = 10,200 \frac{v'}{h'} \quad [10^{-6}cc/\mu bar\ ]$$

２　接点間隔試験器

(1) 試験器は、等価容量試験器と同一のものを使用する。ただし、注射器の容量を適当なものに変え、接点が閉じたとき継電器を動作させ、これによってランプが点灯するようにする。

(2) ｈの目盛範囲は、当該接点間隔の設計値の２倍が読み取れるものであること。

附図第１０　　(ｳ)

煙感度試験器（例図）

（単位　　mm）

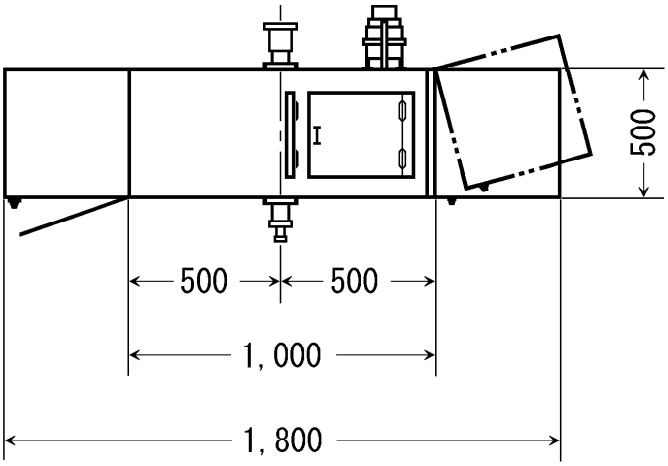

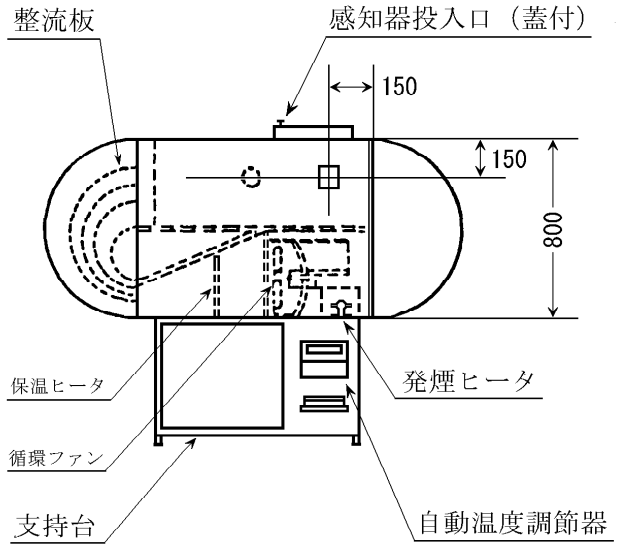

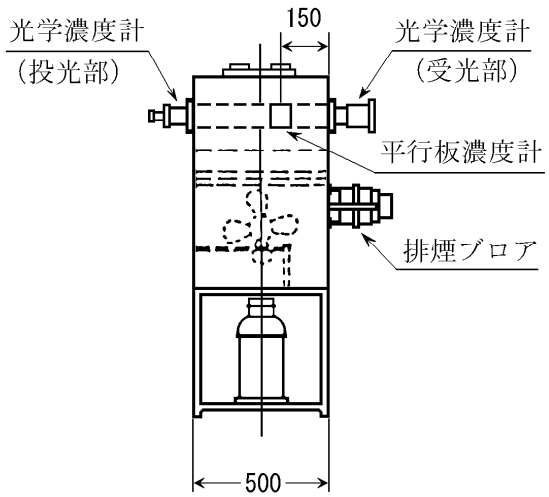

備考１　発煙ヒータは、ポット型ヒータを２個向い合わせに用いて温度は400℃±10℃とすること。

２　発煙材料は、東洋ろ紙№２とすること。

３　風速20～70cm/s（循環ファンの回転数を変えて風速を調整する。）

４　寸法は、内法寸法とする。

附図第１１

平行板濃度計（例図）

（単位　　mm）

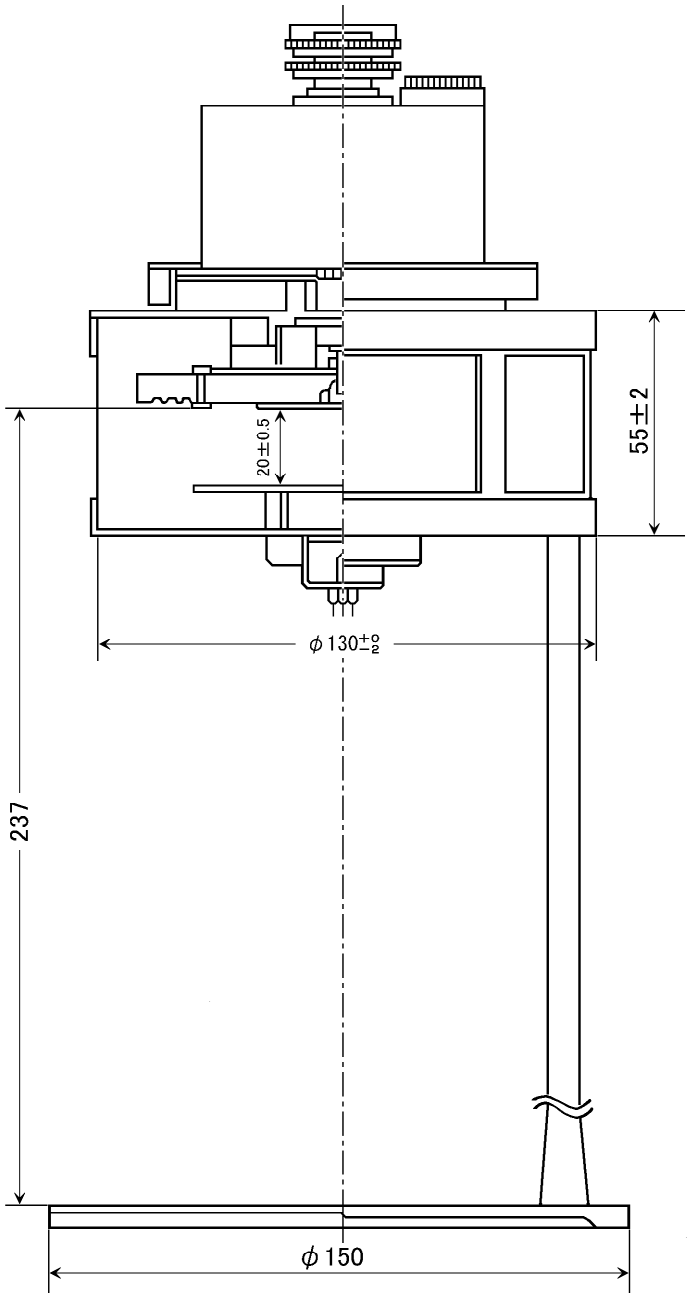

備考１　線源　Am^{241}　　3.034×10^{5}Bq

平常電離電流　220pA±10%

２　コネクター　M型

３　電極板　φ50mm

附図第１２

作動用放水口　又は　制御入力用放水口

（単位　mm）

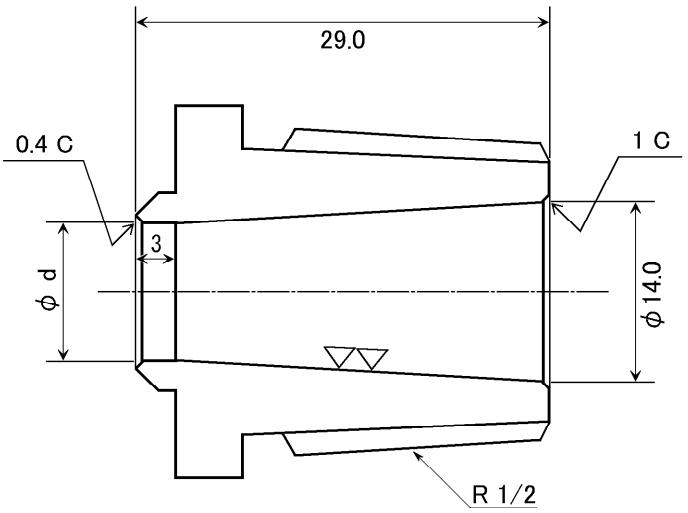

	検知流量定数50用	検知流量定数60用	検知流量定数80用
内径 d	9.0 mm	9.8 mm	11.3 mm

附図第１３

不 作 動 用 放 水 口

（単位　mm）

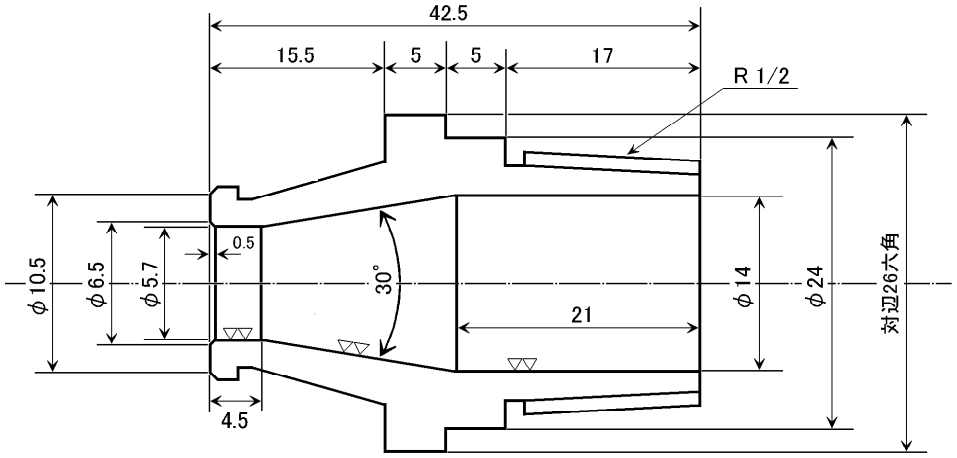

$Q=21.99\sqrt{P/0.098}$

Q：放 水 量　l/min

P：放水圧力　Mpa

不作動流量が10 l/min以下の場合は、放出口径を変更することができる。

附図第１４

大流量用放水口　又は　流量測定用放水口

（単位　㎜）

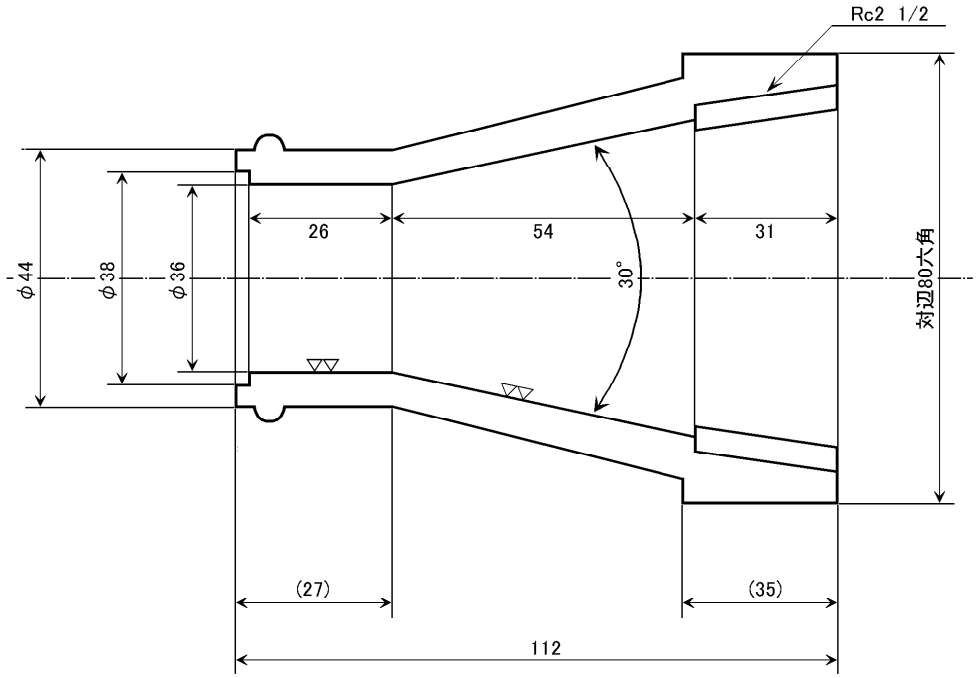

$$Q=846.8\sqrt{P/0.098}$$

Ｑ：放 水 量　l/min

Ｐ：放水圧力　Mpa

流水検知装置の内径が４０ｍｍ以下の場合は放水口径等を変更することができる。

附図第１５

単位：メートル

試験器具（斜線部分）

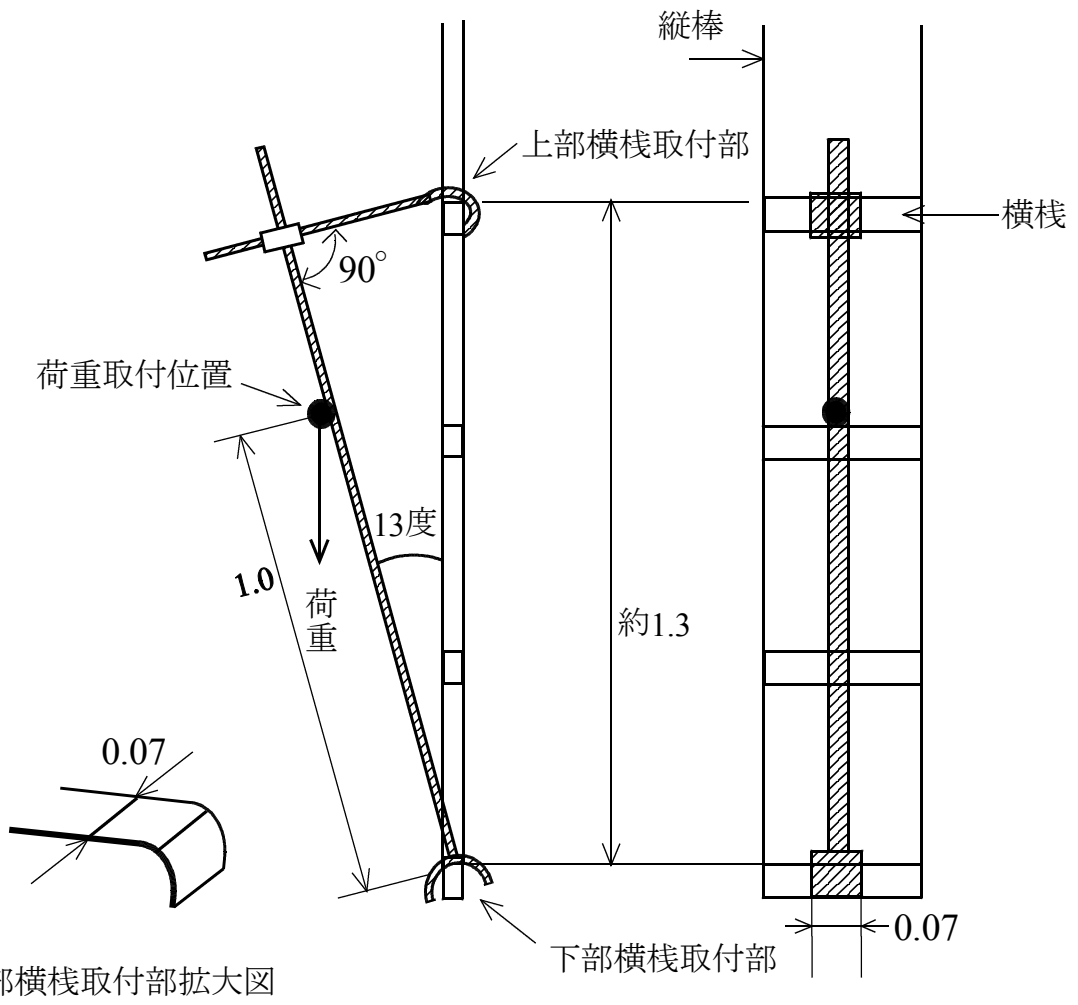

上部横桟取付部拡大図

備考１：　避難はしごと試験器具とのなす角が１３°になり、かつ、上部横桟取付部から下部横桟取付部間の距離が約１．３ｍになるように上下方向及び前後方向に調整できること。

２：　荷重取付位置が概ね試験器具の重心となること。

３：　試験器具の質量は、できるだけ軽いものとすること。（１０ｋｇ～２０ｋｇが好ましい。）

別記様式第１号（第２条関係）　　（う）

委託型式に係る消防法施行規則第３５条第４項関係書類

委託型式に関する事項	申請者名	
	種別	
	型式	
	設計図	表示に関する事項を除き、受託型式番号のものに同じ
	明細書	受託型式番号のものに同じ
	工場設備概要調書	受託型式番号のものに同じ
	製造工程概要調書	受託型式番号のものに同じ
	社内検査体制等概要調書	受託型式番号のものに同じ
	社内試験成績表	受託型式番号のものに同じ
受託型式に関する事項	申請者名	
	種別	
	型式	
	型式番号	

備考１　設計図のうち表示に関する事項は、別途提出を要す。
　　２　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第２号の１（第２条関係）

（消火器）　明　細　書

（申請者）

項目		明細
種別		
型式		
消火能力単位又は適応火災		
申請単位組合せ		
使用温度範囲		
試験圧力		
容器	上鏡板・材質・厚さ	
	胴体・材質・厚さ	
	下鏡板・材質・厚さ	
	全高及び外径	
	内容積	
	耐食及び防錆加工	
	接合方法	
バルブ	材質	
	構造	
キャップ	材質	
口金	材質	
ノズル	材質	
	口径	
	構造	
空気吸入口	口径と数	
ホース	材質・内径・肉厚・長さ又は有効長	
ホーン	材質	
ガス導入館	材質・内径・肉厚・長さ	
加圧用ガス容器	ガスの種類	
	材質・外径・長さ	
	容積・ガス量・質量	
圧力調整器	調整圧力	
蓄圧式	ガスの種類・ガス量	
充てん薬剤	充てん量・型式番号	
放射性能	放射時間（２０℃）	
	放射距離（２０℃）	
蓄圧式における使用圧力範囲		～　MPa(ﾌﾞﾙﾄﾞﾝ管の材質：　)
総質量		
安全装置		
安全弁の作動範囲		
交換式消火器の適合消火器の型式番号		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　該当しない欄は、省略することができる。
　　３　必要に応じ、設計書及び参考資料を添付すること。

別記様式第２号の２の１（第２条関係）

（消火器用消火薬剤）　明　細　書

（申請者）

項目		明細
種別		消火器用消火薬剤
型式		消火器用
組成		詳細に記入すること。
性状	外観	
	毒性	
	腐食性	
容器の形状、材質等		
備考		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　性状欄は、外観、毒性、及び腐食性のほか型式により次の例示に従い記載すること。

(1) 酸アルカリ消火薬剤　比重、ｐＨ

(2) 強化液消火薬剤　凝固点、ｐＨ、比重

(3) 化学泡消火薬剤　腐敗試験、不溶解分

(4) 機械泡消火薬剤　凝固点、比重、ｐＨ、粘度、沈殿量、表面張力

(5) ハロゲン化物消火薬剤

ア（液体）比重、純分、含有水分、蒸発残分、金属腐食、定性

イ（液化ガス）純分、酸分及び遊離ハロゲン量、蒸発残分、含有水分

(6) 粉末消火薬剤　粒度、吸湿増加率、沈降、みかけ比重、粒度分布、分粒含有量、含水率

(7) 水（浸潤剤等入り）消火薬剤　強化液及び機械泡消火薬剤に準ずる。

３　原料の確認を行うことができる図書を添付すること。

別記様式第２号の２の２（第２条関係）

（泡消火薬剤）　明　細　書

（申請者）

項目			明細			
型式			％（　　℃～　　℃）			
組成						
性状	外観					
	比重					
	※粘度 ｃＳｔ又はｃＰ	（３０℃）				
		（２０℃）				
		下限温度（　℃）				
	流動点（℃）					
	水素イオン濃度					
	沈殿量（ｍｌ）		変質試験前		変質試験後	
	泡水溶液の沈殿量	淡水（ｍｌ）				
		合成海水（ｍｌ）				
	引火点　℃（沸点　℃）					
	鋼等の腐食による質量損失 $(mg/20cm^2)/day$	鋼（ＳＰＣＣ）				
		黄銅（Ｃ２１０８Ｐ）				
		ｱﾙﾐﾆｳﾑ(A5052P)				
	金属分の含有量 W％（金属の種類）					
拡散係数						
容器						
備考			※大容量泡放水砲用泡消火薬剤にあっては、設計値を記載する。			

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。

別記様式第２号の３の１から別記様式第２号の４の３まで　削除　　(う)

別記様式第２号の５の１（第２条関係）

（感知器）　明細書（その１）

申請者							カタログ名又は番号	
種別								
型式								
項目		明細					製造者（表示）	備考
		材質	寸法	取付方法	図面番号			
感知部							（　）	
検出部							（　）	
接点	固定部						（　）	
	可動部							
ダイアフラム							（　）	
リーク							（　）	
放射線源						放射能の量	（　）	
						Bq		
基板							（　）	
外箱							（　）	
端子							（　）	
切替コック							（　）	
引出線			長さ　㎜ 径　㎜				（　）	

（感知器）　明細書（その２）

部品名	記号	型名	用途	明細					製造者（表示）	備考
発光素子・電子管・受光素子				定格電圧 使用電圧	定格電流 使用電流	パルス順電流	最大許容電力	使用パルス順電流		
				V V	mA mA	A	W	mA		
				感度波長	動作電流	放電開始電圧	放電維持電圧	印加電圧		
				nm	mA	V	V	V	（　　）	
継電器				定格電圧 使用電圧	定格電流 使用電流	コイル抵抗	最大許容電力	接点材料		
				V V	mA mA	Ω	W			
				定格接点容量	最大使用接点容量	最低感動電流	不感動電流	開放電流		
				V mA	V mA	mA	mA	mA	（　　）	
音響装置				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	最低起動電圧		
				V	mA	V	mA	V		
				短絡電流	接点材料	消去用素子				
				mA					（　　）	
変圧器				一次定格電圧	一次定格電流	二次定格電圧	二次定格電流	巻線		
				V	A	V	A			
				鉄心	巻線絶縁					
					種				（　　）	
電池				公称容量	公称電圧	平均監視電流	動作下限電圧	最大許容電流		
				Ah	V	mA	V	mA	（　　）	
ランプ				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	繊条材料		
				V	mA	V	mA		（　　）	
焦電素子				定格電圧	感度	応答波長	使用電圧	視野角		
				V	$mHzW^{-1}$	μm	V	度		
				ウィンド材						
									（　　）	
半導体				最大定格電圧	最大定格電流	最大コレクタ損失	最大エミッタ・ベース間電圧			
				V	A	W	V			
				使用電圧	使用電流	作動時コレクタ損失	作動時エミッタ・ベース間電圧			
				V	A	W	V		（　　）	
コンデンサ				容量	耐電圧	使用電圧				
				F	V	V			（　　）	
抵抗				抵抗値	定格電力	使用電流				
				Ω	W	A			（　　）	
スイッチ				定格電圧	定格電流	最大使用電圧	最大使用電流	接点材料		
				V	mA	V	mA		（　　）	
ランプソケット				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流			
				V	mA	V	mA		（　　）	

（感知器）　明細書（その３）

防　湿　方　法													
防　水　方　法													
防　塵　方　法													
防　食　方　法													
露出金属部の絶縁方法													
接点間隔、リーク等の調整部の封印方法													
特殊な取扱いを要するものはその注意事項													
公称蓄積時間	秒												
三定数	Ｃ。（等価容量）								作動電圧				
	ｈ$_{d}$（接点間隔）								導体抵抗				
	ｒ$_{2}$（リーク抵抗）												
公称監視距離等	視野角　（度）		−90	−85	−80	−75	−70	−65	−60	−55	−50	−45	−40	−35
	公称監視距離（ｍ）													
	視野角　（度）	−30	−25	−20	−15	−10	− 5	0	+ 5	+10	+15	+20	+25	+30
	公称監視距離（ｍ）													
	視野角　（度）	+35	+40	+45	+50	+55	+60	+65	+70	+75	+80	+85	+90	
	公称監視距離（ｍ）													
作動の概要（試験機能、無線機能及び警報機能の概要を含む。）													
記　事													

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　設計書及び取扱説明書を添付すること。
　　３　該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。
　　４　特殊部品にあっては、カタログ等協会が指定した書類を添付すること。
　　５　製造者欄の（表示）は、部品に記載されている表示を書くこと。

別記様式第２号の５の２（第２条関係）

（発信機・中継器）　明細書（その１）

申　請　者										公称蓄積時間	カタログ名又は番号	
種　　別												
型　　式												
部品名	記号	型名	用途	明　　細							製造者（表示）	備考
保護板				材質		寸法					（　）	
継電器				定格電圧 使用電圧	定格電流 使用電流	コイル抵抗	最大許容電力	接点材料				
				V V	mA mA	Ω	W					
				定格接点容量	最大使用接点容量	最低感動電流	不感動電流	開放電流				
				V mA	V mA	mA	mA	mA			（　）	
音響装置				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	最低起動電圧				
				V	mA	V	mA	V				
				短絡電流	接点材料	消去用素子						
				mA							（　）	
変圧器				一次定格電圧	一次定格電流	二次定格電圧	二次定格電流	巻線				
				V	A	V	A					
				鉄心	巻線絶縁							
					種						（　）	
ランプ				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	繊条材料				
				V	mA	V	mA				（　）	
ランプソケット				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流					
				V	mA	V	mA				（　）	
スイッチ				定格電圧	定格電流	最大使用電圧	最大使用電流	接点材料				
				V	mA	V	mA				（　）	
半導体				最大定格電圧	最大定格電流	最大コレクタ損失	最大エミッタ・ベース間電圧					
				V	A	W	V					
				使用電圧	使用電流	作動時コレクタ損失	作動時エミッタ・ベース間電圧					
				V	A	W	V				（　）	
計器				級別		最大目盛	指定パネル					
											（　）	

（発信機・中継器）　明細書（その２）

部品名	記号	型名	用途	明細				製造者（表示）	備考
ヒューズ保安品				定格電流 A				（　）	
ヒューズホルダー				定格電圧 V				（　）	
コンデンサ				容量 F	耐電圧 V	使用電圧 V		（　）	
抵抗				抵抗値 Ω	定格電力 W	使用電流 A		（　）	
送受話器									
蓄電池				公称容量 Ah	公称電圧 V	最大許容電流 A		（　）	
端子板									
配線				断面積 ㎟	線径 ㎜			（　）	
外箱				材質	厚さ ㎜			（　）	
その他								（　）	
作動の概要（試験機能及び無線機能の概要を含む。）									
記事									

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　設計書及び取扱説明書を添付すること。
　　３　該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。
　　４　特殊部品にあっては、カタログ等協会が指定した書類を添付すること。
　　５　備考欄には既承認型式番号、軽補正届の承認年月日又は申請者が希望する部品試験時の電圧、電流（使用電圧、電流を超えて承認を得たい場合）を書くこと。

別記様式第２号の５の３（第２条関係）

（受信機）　明細書（その１）

申　請　者									公称蓄積時間	カタログ名又は番号	
種　　別											
型　　式											
部品名	記号	型名	用途	明　　細						製造者（表示）	備考
継電器				定格電圧 使用電圧	定格電流 使用電流	コイル抵抗	最大許容電力	接点材料			
				V V	mA mA	Ω	W				
				定格接点容量	最大使用接点容量	最低感動電流	不感動電流	開放電流			
				V mA	V mA	mA	mA	mA		（　）	
音響装置				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	最低起動電圧			
				V	mA	V	mA	V			
				短絡電流	接点材料	消去用素子					
				mA						（　）	
変圧器				一次定格電圧	一次定格電流	二次定格電圧	二次定格電流	巻線			
				V	A	V	A				
				鉄心	巻線絶縁						
					種					（　）	
ランプ				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	繊条材料			
				V	mA	V	mA			（　）	
ランプソケット				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流				
				V	mA	V	mA			（　）	
スイッチ				定格電圧	定格電流	最大使用電圧	最大使用電流	接点材料			
				V	mA	V	mA			（　）	
半導体				最大定格電圧	最大定格電流	最大コレクタ損失	最大エミッタ・ベース間電圧				
				V	A	W	V				
				使用電圧	使用電流	作動時コレクタ損失	作動時エミッタ・ベース間電圧				
				V	A	W	V			（　）	
計器				級別		最大目盛	指定パネル				
										（　）	

（受信機）　明細書（その２）

部品名	記号	型名	用途	明細				製造者（表示）	備考
ヒューズ保安品				定格電流 A				（　）	
ヒューズホルダー				定格電圧 V				（　）	
コンデンサ				容量 F	耐電圧 V	使用電圧 V		（　）	
抵抗				抵抗値 Ω	定格電力 W	使用電流 A		（　）	
送受話器									
蓄電池				公称容量 Ah	公称電圧 V	最大許容電流 A		（　）	
端子板									
配線				断面積 ㎟	線径 ㎜			（　）	
外箱				材質	厚さ ㎜			（　）	
その他								（　）	
作動の概要（試験機能及び無線機能の概要を含む。）									
記事									

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　設計書及び取扱説明書を添付すること。
　　３　該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。
　　４　特殊部品にあっては、カタログ等協会が指定した書類を添付すること。
　　５　備考欄には既承認型式番号、軽補正届の承認年月日又は申請者が希望する部品試験時の電圧、電流（使用電圧、電流を超えて承認を得たい場合）を書くこと。

別記様式第２号の６の１（第２条関係）　　(ぅ)(ぇ)

（住宅用防災警報器）明細書（その１）

申請者				カタログ名又は番号		
種別						
型式						
項目		明細			製造者（表示）	備考（承認番号）
		材質	寸法・仕様	取付方法		
本体						
ベース						
防虫網						
感知部						
接点	固定部					
	可動部					
基板						
外箱						
端子						

（住宅用防災警報器）明細書（その２）

部品名		記号	型名	用途	仕様				製造者（表示）	備考（承認番号）
半導体	光発ダイオード				逆耐電圧	順方向パルス電流	使用逆方向電圧	使用順方向ﾊﾟﾙｽ電流		
					V	mA	V	mA		
	トランジスタ				最大定格電圧	最大定格電流	最大ｺﾚｸﾀ損失	最大ｴﾐｯﾀ・ﾍﾞｰｽ間電圧		
					V	mA	W	V		
					使用電圧	使用電流	作動時ｺﾚｸﾀ損失	作動時ｴﾐｯﾀ・ﾍﾞｰｽ間電圧		
					V	mA	W	V		
	マイコン				定格電源電圧	使用電源電圧				
					V	V				
	ダイオード				定格逆耐電圧	定格順方向電流	使用逆方向電圧	使用順方向電流		
					V	mA	V	mA		
継電器					定格電圧	定格電流	ｺｲﾙ抵抗	接点材料		
					V	mA	Ω			
					使用電圧	使用電流	感度電流	開放電流		
					V	mA	mA			
スイッチ					定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流		
					V	mA	V	mA		
					接点材質					
音響装置					定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流		
					V	mA	V	mA		
電池					公称容量	公称電圧	平均監視電流	動作下限電圧		
					mA・h	V	mA	V		
抵抗					抵抗値	許容差	定格電力	使用電力		
					Ω	%	W	W		
コンデンサ					容量	許容差	耐電圧	使用電圧		
					μF	%	V	V		
電源変圧器					定格１次電圧	定格２次電圧	定格２次電流	絶縁種別		
					V	V	A	種		
スイッチイング電源装置					入力電圧範囲	定格出力電圧	定格出力電流	使用電流		
					V～ V	V	A～ A	A～ A		
					定電圧精度	過電流保護方式		絶縁種別		
								種		

（住宅用防災警報器）明細書（その３）

項　　目	明　　細
防　湿　方　法	
防　塵　方　法	
防　食　方　法	
露出金属部の絶縁方法	
感度の調整方法及び調整後の措置	
特殊な取扱いを要するものはその注意事項	
無線設備の電界強度	
自動試験機能の概要	（フローチャートを用いてもよい）
作 動 の 概 要	
連動機能の概要	
記　　事	

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。

３　特殊部品については、カタログ等を添付すること。

別記様式第２号の６の２（第２条関係）　削除　（う）

別記様式第２号の７（第２条関係）

（閉鎖型スプリンクラーヘッド）明細書

申　請　者	
型　　式	

見　本　写　真　貼　付　欄

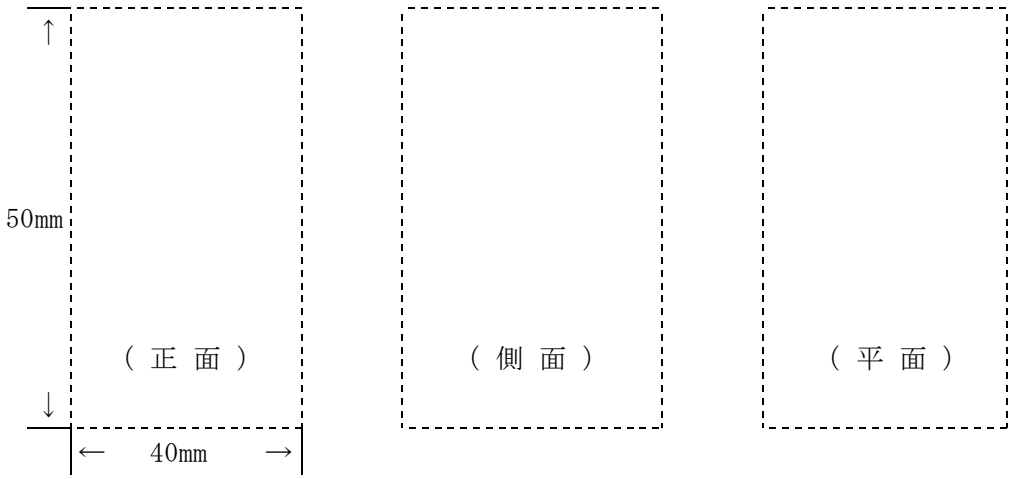

項　目	明　細	項　目		明　細
商品名と記号		ノズル部	ノズルの形状	
			オリフィス口径	mm
総質量	g	設計荷重		daN
全高	mm	フレームの標準変位		mm
全長	mm	感熱体	種類	
全幅	mm		負荷区分	
最高周囲温度	℃		作動試験	℃
レバー比			気泡消滅温度	℃

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　各部品及び材質の明細書ならびに作動機構の説明書を添付すること。

別記様式第２号の８（第２条関係）

（流水検知装置）明細書（その１）

申請者		
型式		
項目		明細
商品名又は記号		
構成部品の組み合わせ		
使用圧力範囲		MPa ～ MPa
最大流量における圧力損失値		MPa m
最小使用圧力における不作動流量		l/min
二次側圧力設定値		MPa
弁入口及び弁座口径		弁入口 ± mm ・ 弁座口径 ± mm
弁リフト		mm
本体	材質	
	最小肉厚	mm
	面間距離	± mm
フランジ	規格	
	外径	± mm
	厚さ	± mm
	ボルト穴中心円の径	± mm
	ボルト穴径・穴数	径 mm ・ 個
本部体の接ね続じ	規格	
	二面幅	± mm
シートリングの材質		
バルブディスクの材質		

（流水検知装置）明細書（その２）

項目		明細
バルブパッキンの材質		
パドルの材質		
オリフィスの材質		
オートドリップ型式記号		
リスミイッツトチ	型式記号	
	製造者名	
	定格電圧・電流	直・交　　V　・　　A
	接点材質	
	製造番号の表示方法	
圧力スイッチ	型式記号	
	製造者名	
	最高使用圧力	MPa
	作動圧力	MPa
	定格電圧・電流	直・交　　V　・　　A
	遅延時間	秒
	製造番号の表示方法	
ﾘﾀｰﾃﾞｨﾝｸﾞﾁｬﾝﾊﾞ	型式記号	
	製造番号の表示方法	
ｳｫｰﾀｰ・ﾓｰﾀｰ・ｺﾞﾝｸﾞ	型式記号	
	最低作動流量	l/min
	ノズル径	mm
	許容管径・高さ・長さ	径　　mm　・　高さ　　m　・　長さ　　m

（流水検知装置）明細書（その３）

項目		明細
ｳｫｰﾀｰ・ﾓｰﾀｰ・ｺﾞﾝｸﾞ	製造番号の表示方法	
補止助弁逆	型式記号	
	製造番号の表示方法	
信号停止弁型式記号		
急放速装開置	型式記号	
	材質	本体　　ダイヤフラム
	最高使用圧力	MPa
	作動圧力	MPa
	製造番号の表示方法	
電磁弁	型式記号	
	製造者名	
	最高使用圧力	MPa
	定格電圧・電流	直・交　　V・　　A
	製造番号の表示方法	

（流水検知装置）明細書（その４）

項　　目	明　　細
流水検知装置の製造番号の表示方法	
乾式流水検知装置の作動圧力比	
作動の概要	

（流水検知装置）明細書（その５）

標　準　回　路　図

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　該当しない項目欄は、削除することができる。

３　項目欄にない構成部品は、当該欄を追加すること。

別記様式第２号の９（第２条関係）

（一斉開放弁）明細書（その１）

申請者		
型式		
項目		明細
商品名又は記号		
使用圧力範囲		MPa ～ MPa
二次側設定圧力範囲		MPa ～ MPa± MPa
最大流量		l/min
弁開放制御入力	種類	
	大きさ	
弁入口及び弁座口径		弁 ± mm ・ 弁座口径 ± mm
リフト		mm
本体	材質	
	最小肉厚	mm
	面間距離	± mm
フランジ	規格	
	外径・厚さ	± mm ・ ± mm
	ボルト穴中心円の径	± mm
	ボルト穴径・穴数	径 mm ・ 個
本体接続部のねじ規格		
シートリングの材質		
バルブディスクの材質		
バルブディスクシートの材質		
シリンダの材質		
ピストンの材質		
ダイヤフラムの材質		
電磁弁の定格電圧・電流		V A
電動弁の定格電圧・電流		V A
一斉開放弁の製造番号の表示方法		
作動の概要		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

　　２　該当しない項目欄は、削除することができる。

（一斉開放弁）明細書（その２）

弁の作動概要	
標準回路図	

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　別添でもよい。

別記様式第２号の１０（第２条関係）

（金属製避難固定・立てかけ・つり下げはしご）明細書（その１）

申請者		型式	
長さ	m	質量	kg
縦棒内法	mm	横桟間隔	mm

区分項目	収納方法	保安方法	防火対象物固定方法
固定	短縮・下部折りたたみ	止め金保安装置	ボルト取付
立てかけ	短縮・折りたたみ	縮梯・折りたたみ防止装置	かぎかけ
つり下げ	収納ﾊﾞﾝﾄﾞ・収納箱		丸かん・ﾌｯｸ・ｼｬｯｸﾙ
ハッチ用	取付傾斜角度		

構造材料（固定はしご・立てかけはしごに適用）

部番	品名	明細 部品番号	明細 部品名	大きさ mm	材料	個数	備考
1	縦棒	a					
		b					
		c					
		d					
2	横棒	a					
		b					
		c					
		d					
3	縮折梯り防た止た防装み止置装・置	a	滑車				
		b	フック				
		c	ボルト				
		d					
		e					
		f					

（金属製避難固定・立てかけ・つり下げはしご）明細書（その２）

構造・材料（つり下げはしごに適用）

部番	品名	明細 部品番号	明細 部品名	大きさ mm	材料	個数	備考
1	縦棒	a					
		b					
		c					
2	横桟	a					
		b					
		c					
3	突子	a					
		b					
		c					
4	つり下げ金具	a					
		b					
		c					
5	収納金具	a					
		b					
		c					
参考6	収納箱	a					
		b					
		c					

社銘板

（例）

型式番号 は第　～　～　号

種別　　型式

製造者名又は商標

製造年月　年　月　製造番号

長さ　m　質量　kg

現物大きさの図面貼付

固定はしごの場合は質量の箇所は削除する。

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　説明書及び設計計算書を添付すること。

別記様式第２号の１１（第２条関係）

（緩　降　機）明　細　書

申　請　者		型　　式	□可 搬 式　□固 定 式		
最大使用荷重	N	最大使用者数	人	ロープ長	m

構　　造　・　材　　料

明　　細

品名	部　品　名	寸　法（mm）	材　　料	個数	備　　考
調速器					
調速器の連結部					
着用具					
ロープ					
緊結金具					

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　説明書及び設計計算書を添付すること。

別記様式第３号の１（第２条関係）

工場設備概要調書（その１）

年　　月　　日

申 請 者
住所
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
電話番号

１　検査設備

品　　名	仕　　様	数　　量	備　　考

２　製造設備

品　　名	仕　　様	数　　量	備　　考

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　当該製品に関するものに限る。
３　検査設備のうち附表第２の品目欄中〇印を付したもので、協会が必要と認めたものについては、図面１部を添付すること。

別記様式第３号の２（第２条関係）

工場設備概要調書（その２）

３　受検場所案内図

年　　月　　日

申請者名	
受検場所の 住所・名称 電話番号	
案内図（利用交通機関名、その起終点等を明記のこと。）	

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第３号の３（第２条関係）

工場設備概要調書（その３）

４　受 検 場 所

年　　月　　日　現在

工　場　配　置　概　要　図

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　別添図面とすることができる。

受　検　場　詳　細　図

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第４号（第２条関係）

製造工程概要調書

年　　月　　日

申請者名	
種別及び型式	
受検場所	

工場名		所在地	

工程名	工程の概要	備考

添付書類　工程図等

工場名		所在地	

工程名	工程の概要	備考

添付書類　工程図等

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　備考欄には、既に協会が確認した工程にあっては当該確認を行った型式番号を記載すること。

別記様式第５号（第２条関係）　　(ぁ)(ぃ)

社内検査体制等概要調書

年　　月　　日

申請者名		
種別及び型式		
受検場所		
検査項目	工程名	製品検査の概要
型式適合検定受検日に用意する書類		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　工程名欄には、製造工程概要調書に記載した工程名を記載すること。
　　３　製品検査の概要欄には、検査方法、記録方法、関連基準、検査責任部門名、判断基準（全数・抜取検査の別、ロットの定義、頻度、水準、ＡＱＬ等）、見出す不適合の内容及び不適合製品の処置方法を記載すること。
　　４　型式適合検定受検日に用意する書類欄には、当該書類の概要を記載すること。

別記様式第６号の１（第２条関係）　　(う)

（消火器）社内試験成績表（その１）

申　請　者		試験年月	
種別・型式		試 験 者	

【　放　射　試　験　】

試験温度(℃)	試料No.	充てん薬剤量（ｇ）	蓄圧力又は加圧用ｶﾞｽ量	作動後放射までの時間（ｓ）	放射時間（ｓ）	放射距離（ｍ）	Ｒの値 (MPa)	残量（ｇ）	効率（％）	備考
２０	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	平均									
上限（　）	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	平均									
下限（　）	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	平均									

（注）：温度－放射時間線図を添付すること。

（消火器）社内試験成績表（その２）

【　消　火　試　験　】

消火模型の種類又は模型の大きさ	試験温度（℃）	回数	消火時間（ｓ）	充てん薬剤量（ｇ）	蓄圧力又は加圧用ガス量	作動後放射までの時間（ｓ）	放射時間（ｓ）	備考
	上限（　）	1						
		2						
		3						
	下限（　）	1						
		2						
		3						
	上限（　）	1						
		2						
		3						
	下限（　）	1						
		2						
		3						
	上限（　）	1						
		2						
		3						
	下限（　）	1						
		2						
		3						

（注）：電気火災を表示する水系消火器は、公的機関の成績を添付すること。

【　閉　そ　く　圧　】

試料番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	１０	備考
充てん薬剤量											
ガス量											
内容積											
実測値											
試験条件											

閉そく圧の最大値　Ｐ＝　　MPa　調整圧力の最大値　Ｐ＝　　MPa

（注）：蓄圧式消火器は、温度－圧力線図を添付すること。

（消火器）社内試験成績表（その３）

項目			結果			備考
耐圧試験	本体容器		MPa			
	ホース	直	MPa			
		曲	MPa			
	その他の部品		MPa			
	永久歪み(%)					
気密性						
破壊圧試験	本体容器		MPa			
	樹脂ｷｬｯﾌﾟ		MPa			耐圧力×1.3 =　MPa
	その他					
開閉式のノズルの漏れ						
ノズル栓の漏れ						
加圧用ガス容器等の漏れ						
化学泡消火器の内筒の漏れ						
耐食及び防錆	内面及び外面目視					
	腐食（本体容器）					
	屈曲性（試験片）					
	衝撃性（試験片）					
	腐食（試験片）					
衝撃試験						生じた現象を記載する。
振動試験						
安全弁の作動圧力			(MPa)	(MPa)	(MPa)	作動圧力の上限値(　) 作動圧力の下限値(　) 減圧能力(　)

（消火器）社内試験成績表（その４）

項目		試験温度℃	結果		
			1	2	3
安全栓	引き抜きに要する力（N）	上限（　）			
		２０			
		下限（　）			
	過荷重試験（N）	上限（　）			
		下限（　）			
	曲げ試験	常温			
	落錘試験	常温			
操作等	作動力（N）	上限（　）			
		下限（　）			
	封板を１０回破った後の作動力（N）				
	開閉式ﾉｽﾞﾙの開放力（N）	上限（　）			
		下限（　）			
固定力（N-cm）					

項目		結果	備考
ホース	３００Ｎの荷重による変形		
	１５０Ｎ引張力で伸長した場合		
携帯・運搬	車載式の車輪等		
	背負式の背負ひも等		
据置式消火器の安定性			
ろ過網		目の最大径　　mm 目の総面積／ノズルの断面積＝　　倍	
内筒		1 ～ 1	
消火薬剤の漏出防止			

（消火器）社内試験成績表（その５）

項目		結果	備考
外観			
表示			
寸法	本体容器の板厚	上鏡板　mm　胴体　mm　下鏡板　mm 最低板厚　mm	
	ノズル口径	mm　～　mm	
	口金のネジ		
	その他		
加圧用ガス容器			(品評容第　～　号)
指示圧力計			(品評圧第　～　号)
容器弁			(品評弁第　～　号)
バルブ（容器弁以外のもの）		回転で全開	
圧力調整器		l/min	
消火剤			(薬第　～　号)

備考	

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の２の１（第２条関係）

（酸アルカリ消火薬剤／強化液消火薬剤／泡消火薬剤／水（浸潤剤等入り）消火薬剤）社内試験成績表（その１）

申　請　者		試験年月日	～
種別・型式		試　験　者	

【　消　火　試　験　】

模型の種類又は模型の大きさ	消火時間及び消火状況	蓄圧力又は加圧用ｶﾞｽ量	使用消火器型式	試験条件

【耐熱及びベーパーシール試験】

模型の大きさ	使用消火器型式	消火時間(sec)	放射時間(sec)	耐熱試験 燃焼時間 皿の内	耐熱試験 燃焼時間 皿の外	ベーパーシール試験
B—						着火の有無

【泡の倍率及び還元時間】

使用消火器型式	試料No.	蓄圧力(MPa)	泡の高さ(cm)	泡量(l)	倍率	15分後の泡量又は25%還元時間	水成膜試験
	1						
	2						
	3						

（酸アルカリ消火薬剤
強化液消火薬剤
泡消火薬剤
水（浸潤剤等入り）消火薬剤）　社内試験成績表（その２）

【閉そく圧力試験】

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
消火器の内容積 (l)									
充てん薬剤量 (g)									
実測値 (MPa)									

【放射後のｐＨの測定】

試料No.	充てん薬剤量	5秒	10秒	20秒	30秒	秒	最終時
1							
2							
3							

【性状試験】

試験項目		試験結果 No.1	試験結果 No.2	試験結果 No.3	備考
外観					
比重 (20℃)					
ｐＨ値					
凝固点 (℃)					
耐腐敗性					
表面張力 (μN/cm)	原液				
	(　)倍希釈				
	(　)倍希釈				
粘度 (cSt)(20℃)					
変質後の沈殿量 (ml)					
不溶解分 (%)	外筒剤				
	内筒剤				
含有量		性状又は性能に重要な影響を与える物質について分析し、その値を記入する。			（分析方法を別紙に添付すること。）
原料の確認（再利用薬剤・再利用薬剤以外の薬剤）		明細書に添付された図書のとおり行われているか確認した結果を記入する。			

（酸アルカリ消火薬剤
強化液消火薬剤
泡消火薬剤
水（浸潤剤等入り）消火薬剤）

社内試験成績表（その３）

【 製 品 試 験 】

項　　目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
容 量・質 量									
気　　密									
表　　示	□ 品　名　□ 充てんされるべき消火器の区別　□ 充てん方法 □ 消火薬剤の質量又は容量　□ 取り扱い上の注意事項 □ 製造年月　□ 製造者名又は商標　□ 型式番号								

【消火器に使用する材料の消火薬剤による腐食試験】

試験期間：自　　至

材料の種類	表　面　積	38℃にて21日浸漬した後の質量変化	前記終了後の試料及び消火薬剤の状況	１年浸漬後の質 量 変 化	前記終了後試料及び消火薬剤の状況

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の２の２（第２条関係）

（ハロゲン化物消火薬剤）社内試験成績表

申　請　者		試験年月日	
種別・型式		試　験　者	

【　性　状　試　験　】

試験項目		試験結果 No. 1	試験結果 No. 2	試験結果 No. 3	備考
外観					
比重		/　℃	/　℃	/　℃	
腐食	鉄板				
	銅板				
含有水分	白濁点				
	ｶｰﾙﾌｨｯｼｬｰ法				
	その他の方法				
定性	ﾖｰﾄﾞｶﾘでん粉液				
	硝酸銀溶液				
	濃硫酸				
蒸発残分(ppm)					
蒸留	留出量(%)				
	初留温度(℃)				
	終点温度(℃)				
	留出速度(ml/min)				
酸分及び遊離ﾊﾛｹﾞﾝ					
純分(%)(ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌによる方法)					ﾃﾞｰﾀ(ｸﾞﾗﾌ)を添付すること。
原料の確認（再利用薬剤・再利用薬剤以外の薬剤）	明細書に添付された図書のとおり行われているか確認した結果を記入する。				

【　製　品　検　査　】

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
容量・質量									
容器									
容器の気密									
充てん比									
表示	□ 品名　□ 充てんされるべき消火器の区別　□ 充てん方法 □ 消火剤の質量又は容量　□ 取り扱い上の注意事項 □ 製造年月　□ 製造者名又は商標　□ 型式番号								

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の２の３（第２条関係）

（粉末消火薬剤）社内試験成績表

申　請　者		試験年月日	
種別・型式		試　験　者	

【　消　火　試　験　】

模型の種類又は模型の大きさ	消火時間及び消火状況	蓄圧力又は加圧用ガス量	使用消火器型式	試験条件

【　性　状　試　験　】

試験項目		試験結果 No. 1	試験結果 No. 2	試験結果 No. 3	備考
外観					
みかけの比重					
粒度					
吸湿	増加率(%)				
沈降					
含有量					
粒度分布分粒含有量	受け皿	g/　%	g/　%	g/　%	
	38μmのふるい	g/　%	g/　%	g/　%	
	75μmのふるい	g/　%	g/　%	g/　%	
含水率		%	%	%	
原料の確認（再利用薬剤・再利用薬剤以外の薬剤）		明細書に添付された図書のとおり行われているか確認した結果を記入する。			

【　製　品　検　査　】

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
質量									
容器									
容器の気密									

表示	□ 品　名　□ 充てんされるべき消火器の区別　□ 充てん方法 □ 消火剤の質量　□ 取り扱い上の注意事項 □ 製造年月　□ 製造者名又は商標　□ 型式番号

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の２の４（第２条関係）

（泡消火薬剤）社内試験成績表（その１）

申　請　者		型　　式	
試験年月日	～	試　験　者	

試験項目 ＼ 試料番号		変質試験前		変質試験後	
		1	2	1	2
外観					
比重 ※1	30℃				
	20℃				
	10℃				
	0℃				
粘度 (cSt又はcP)	30℃				
	20℃				
	下限温度（　℃）				
流動点 (℃)					
水素イオン濃度 (pH)					
沈殿量 (ml)					
泡水溶液の沈殿量 (ml) ※2	淡水(20℃)				
	合成海水(20℃)				
	濁又は浮遊生成物及び80メッシュ				
引火点	沸点（℃）				
	引火点（℃）				
拡散係数	ｼｸﾛﾍｷｻﾝの表面張力				
	泡水溶液の表面張力				
	ｼｸﾛﾍｷｻﾝの泡水溶液の界面張力				
	拡散係数				
金属分の含有量（　％　）　※3				－	－

備考
※1：温度－比重曲線グラフを添付すること。
※2：泡水溶液の沈殿量は、１試料につき２本を平均値とすること。
※3：検量線（縦軸に吸光度、横軸に鉄分の含有量）を作成し、そのグラフを添付すること。ただし、0－ﾌｪﾅﾝﾄﾛﾘﾅﾝ法及びﾁｵｼｱﾝ酸ｶﾘｳﾑ法の場合に限る。

（泡消火薬剤）社内試験成績表（その２）

試験項目		試料番号	変質試験前	
			1	2
※鋼等の腐食による質量損失	鋼 SPCC	浸漬前の質量 (mg)		
		浸漬後の質量 (mg)		
		変化量 (mg)		
		試料の表面積 (cm^2)		
		質量損失(mg/20cm^2/day)		
		孔食の有無		
		外観		
	黄銅 C2801P	浸漬前の質量 (mg)		
		浸漬後の質量 (mg)		
		変化量 (mg)		
		試料の表面積 (cm^2)		
		質量損失(mg/20cm^2/day)		
		孔食の有無		
		外観		
	アルミニウム A5052P	浸漬前の質量 (mg)		
		浸漬後の質量 (mg)		
		変化量 (mg)		
		試料の表面積 (cm^2)		
		質量損失(mg/20cm^2/day)		
		孔食の有無		
		外観		

備考　※測定値は、試験片４枚の平均値とする。

（泡消火薬剤）社内試験成績表（その３）

試料番号 / 試験項目			淡水					
			変質試験前			変質試験後		
			1	2	平均	1	2	平均
低発砲性能	放水圧力（ＭＰａ）							
	放水量（l/min）							
	液温（℃）							
	泡収集量（ｇ）							
	泡の膨脹率（倍）							
	収集した泡の1/4量（ml）							
	1分後の還元泡水溶液量(ml)							
	泡の還元時間（分：秒）							
低発砲消火性能	油温(℃)	試験前						
		試験後						
	水温(℃)	試験前						
		試験後						
	被覆時間							
	抑圧時間							
	消火時間							
	密封性							
	耐火性							
	泡の厚さ（ｃｍ）							
水成膜試験								

備　考　　気温　　℃　湿度　　％

（泡消火薬剤）社内試験成績表（その４）

試料番号 / 試験項目			合成海水					
			変質試験前			変質試験後		
			1	2	平均	1	2	平均
低発砲性能	放水圧力（ＭＰａ）							
	放水量（l／ｍｉｎ）							
	液温（℃）							
	泡収集量（ｇ）							
	泡の膨脹率（倍）							
	収集した泡の1/4量（ml）							
	1分後の還元泡水溶液量(ml)							
	泡の還元時間（分：秒）							
低発砲消火性能	油温(℃)	試験前						
		試験後						
	水温(℃)	試験前						
		試験後						
	被覆時間							
	抑圧時間							
	消火時間							
	密封性							
	耐火性							
	泡の厚さ（ｃｍ）							
水成膜試験								
備考						気温　℃　湿度　％		

（泡消火薬剤）社内試験成績表（その５）

試料番号				淡水					
				変質試験前			変質試験後		
試験項目				1	2	平均	1	2	平均
高発泡性能	膨張率	放水圧力（ＭＰａ）							
		放水量（l/min）							
		風量（m^3/min）							
		液温（℃）							
		泡収集時間（sec）							
		泡の収量（l）							
		泡の膨脹率（倍）							
	還元時間	泡の収集量（g）							
		収集した泡の1/4量（ml）							
		3分後の還元泡水溶液量(ml)							
		泡の還元時間（分：秒）							
高発泡消火性能	B火災	油温(℃)	試験前						
			試験後						
		水温(℃)	試験前						
			試験後						
		消火時間							
	A火災	木材の水分含有率（%）							
		5分後の炎の有無							
備考						気温　℃　湿度　%			

（泡消火薬剤）社内試験成績表（その６）

試料番号				合成海水					
				変質試験前			変質試験後		
試験項目				1	2	平均	1	2	平均
高発泡性能	膨脹率	放水圧力 （ＭＰａ）							
		放水量 （l/min）							
		風量 （m^3/min）							
		液温 （℃）							
		泡収集時間 （ｓｅｃ）							
		泡の収集量（ｌ）							
		泡の膨脹率 （倍）							
	還元時間	泡の収集量（ｇ）							
		収集した泡の1/4量(ml)							
		3分後の還元泡水溶液量(ml)							
		泡の還元時間 （分：秒）							
高発泡消火性能	B火災	油温(℃)	試験前						
			試験後						
		水温(℃)	試験前						
			試験後						
		消火時間							
	A火災	木材の水分含有率 (%)							
		5分後の炎の有無							
備考							気温 ℃ 湿度 %		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。

別記様式第６号の３の１から別記様式第６号の４の４まで　削除　　(う)

別記様式第６号の５の１（第２条関係）

（差動式スポット型感知器
差動式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器）社内試験成績表（その１）

申請者				種別・型式	種			
試験年月日	～			試験者				
試験項目				No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
初回試験	階段	作動							
		不作動							
	直線	作動							
		不作動							
	（　　）機能								
周囲温度試験	低温	階段	作動						
			不作動						
		直線	作動						
			不作動						
		（　　）機能							
	高温	階段	作動						
			不作動						
		直線	作動						
			不作動						
		（　　）機能							
衝撃電圧試験	階段	作動							
		不作動							
	直線	作動							
		不作動							
	（　　）機能								
繰返試験	階段	作動							
		不作動							
	直線	作動							
		不作動							
	（　　）機能								
	構造								
振動試験	監視状態の継続								
	階段	作動							
		不作動							
	直線	作動							
		不作動							
	（　　）機能								
	構造								

（差動式スポット型感知器
差動式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器）社内試験成績表（その２）

試験項目			No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
衝撃試験	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	（　　）機能							
腐食試験	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	（　　）機能							
滴下試験	異常の有無							
再用性試験	作動（階段）							
	（　　）機能							
	構造							
絶縁抵抗試験	端子間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	端子・外箱間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間　V							
その他	接点圧力（g）							
	音圧　（dB）							

（差動式スポット型感知器
差動式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器）社内試験成績表（その３）

試験項目			No.７	No.８	No.９	No.10	No.11	No.12
初回試験	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	（　　）機能							
老化試験	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	（　　）機能							
防水試験	絶縁抵抗	端子間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
		端子外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	（　　）機能							
	構造							
湿度試験	監視状態の継続							
粉塵試験	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	（　　）機能							
その他	接点圧力（g）							
	音圧　（dB）							
記事								

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の５の２（第２条関係）

（差動式分布型感知器）　社内試験成績表（その１）

申　請　者		種別・型式	種
試験年月日	～	試験者	

設計値　等価容量：C_0　　$\times 10^{-5}$ ㎤／Pa

接点水高：h_d　　H／２㎜

リーク抵抗：r_2　　kΩ

試験項目			No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
初回試験		C_0						
		h_d						
		r_2						
		(　　)機能						
周囲温度試験	低温	C_0						
		h_d						
		r_2						
		(　　)機能						
	高温	C_0						
		h_d						
		r_2						
		(　　)機能						
衝撃電圧試験		C_0						
		h_d						
		r_2						
		(　　)機能						
繰返試験		C_0						
		h_d						
		r_2						
		(　　)機能						
		構造						
振動試験		監視状態の継続						
		C_0						
		h_d						
		r_2						
		(　　)機能						
		構造						

（差動式分布型感知器）　社内試験成績表（その２）

試　　験　　項　　目		No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
衝撃試験	C_0						
	h_d						
	r_2						
	(　　)機能						
腐食試験	C_0						
	h_d						
	r_2						
	(　　)機能						
滴下試験	異常の有無						
絶縁抵抗試験	端子間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間　V						
その他	接点圧力(g)						
	音圧(dB)						

試　　験　　項　　目		No.７	No.８	No.９	No.10	No.11	No.12
初回試験	C_0						
	h_d						
	r_2						
	(　　)機能						
老化試験	C_0						
	h_d						
	r_2						
	(　　)機能						
	構造						
湿度試験	監視状態の継続						
粉塵試験	C_0						
	h_d						
	r_2						
	(　　)機能						
その他	接点圧力（g）						
	音圧　（dB）						
記事							

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　空気管式以外の型式に係るC_0、h_d及びr_2の欄は、これに相当するものを記載すること。

別記様式第６号の５の３（第２条関係）

（補償式スポット型感知器）　社内試験成績表（その１）

申　請　者				種別・型式	種　　℃		
試験年月日	～			試験者			

試　験　項　目				No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
初回試験		階段	作動						
			不作動						
		直線	作動						
			不作動						
		定温点							
		(　　)機能							
周囲温度試験	低温	階段	作動						
			不作動						
		直線	作動						
			不作動						
		定温点							
		(　　)機能							
	高温	階段	作動						
			不作動						
		直線	作動						
			不作動						
		定温点							
		(　　)機能							
衝撃電圧試験		階段	作動						
			不作動						
		直線	作動						
			不作動						
		定温点							
		(　　)機能							
繰返試験		階段	作動						
			不作動						
		直線	作動						
			不作動						
		定温点							
		(　　)機能							
		構造							

（補償式スポット型感知器）　社内試験成績表（その２）

試　　験　　項　　目			No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
振動試験	監視状態の継続							
	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	定温点							
	(　　)機能							
	構造							
衝撃試験	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	定温点							
	(　　)機能							
腐食試験	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	定温点							
	(　　)機能							
滴下試験	異常の有無							
再用性試験	作動（階段）							
	定温点							
	(　　)機能							
	構造							
絶縁抵抗試験	端子間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	端子・外箱間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間　V							
その他	接点圧力（g）							
	音圧　（dB）							

（補償式スポット型感知器）　社内試験成績表（その３）

試　験　項　目			No.７	No.８	No.９	No.10	No.11	No.12
初回試験	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	定温点							
	(　　)機能							
老化試験　℃	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	定温点							
	(　　)機能							
	構造							
防水試験	絶縁抵抗	端子間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
		端子外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	定温点							
	(　　)機能							
	構造							
湿度試験	監視状態の継続							
粉塵試験	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	定温点							
	(　　)機能							
その他	接点圧力（g）							
	音圧　（dB）							
記事								

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の５の４（第２条関係）

（定温式感知線型感知器
定温式スポット型感知器
定温式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器）社内試験成績表（その１）

申請者				種別・型式	種　　℃		
試験年月日	～			試験者			
試験項目		No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
初回試験	作動						
	不作動						
	(　　)機能						
周囲温度試験 低温	作動						
	不作動						
	(　　)機能						
周囲温度試験 高温	作動						
	不作動						
	(　　)機能						
衝撃電圧試験	作動						
	不作動						
	(　　)機能						
繰返試験	作動						
	不作動						
	(　　)機能						
	構造						
振動試験	監視状態の継続						
	作動						
	不作動						
	(　　)機能						
	構造						
衝撃試験	作動						
	不作動						
	(　　)機能						
腐食試験	作動						
	不作動						
	(　　)機能						
滴下試験	異常の有無						
再用性試験	作動						
	(　　)機能						
	構造						
絶縁抵抗試験	端子間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間　V						
その他	接点圧力（g）						
	音圧　（dB）						

（定温式感知線型感知器
定温式スポット型感知器
定温式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器）社内試験成績表（その２）

試験項目			No.７	No.８	No.９	No.10	No.11	No.12
初回試験	作動							
	不作動							
	(　　)機能							
老化試験 ℃	作動							
	不作動							
	(　　)機能							
	構造							
防水試験	絶縁抵抗	端子間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
		端子外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	作動							
	不作動							
	(　　)機能							
湿度試験	監視状態の継続							
粉塵試験	作動							
	不作動							
	(　　)機能							
その他	接点圧力（g）							
	音圧　（dB）							
記事								

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の５の５（第２条関係）　　（う）

（熱アナログ式スポット型感知器）　社内試験成績表（その１）

申　請　者				種別・型式	℃				
試験年月日	～			試験者					
試　験　項　目			No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６	
初回試験	連続応答性								
	作動	低圧Ⅴ	℃						
			℃						
			℃						
			℃						
			℃						
		高圧Ⅴ	℃						
			℃						
			℃						
			℃						
			℃						
	(　　)機能								
周囲温度試験	低温	作動	℃						
			℃						
			℃						
			℃						
			℃						
		(　　)機能							
	高温	作動	℃						
		(　　)機能							
衝撃電圧試験	連続応答性								
	作動		℃						
			℃						
			℃						
			℃						
			℃						
	(　　)機能								
繰返試験	連続応答性								
	作動		℃						
			℃						
			℃						
			℃						
			℃						
	(　　)機能								
	構造								

（熱アナログ式スポット型感知器）　社内試験成績表（その２）

試　験　項　目			No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
振動試験	監視状態の継続							
	連続応答性							
	作動	℃						
		℃						
		℃						
		℃						
		℃						
	(　　)機能							
	構造							
衝撃試験	連続応答性							
	作動	℃						
		℃						
		℃						
		℃						
		℃						
	(　　)機能							
腐食試験	連続応答性							
	作動	℃						
		℃						
		℃						
		℃						
		℃						
	(　　)機能							
滴下試験	異常の有無							
再用性試験	作動	℃						
		℃						
		℃						
		℃						
		℃						
	(　　)機能							
	構造							
絶縁抵抗試験	端子・外箱間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間　V							
その他	音圧　（dB）							

（熱アナログ式スポット型感知器）　社内試験成績表（その３）

試験項目				No.７	No.８	No.９	No.10	No.11	No.12
初回試験	連続応答性								
	作動	低圧	℃						
			℃						
			℃						
			V	℃						
			℃						
		高圧	℃						
			℃						
			℃						
			V	℃						
			℃						
	(　　)機能								
老化試験　℃	連続応答性								
	作動		℃						
			℃						
			℃						
			℃						
			℃						
	(　　)機能								
	構造								
防水試験	絶縁抵抗	端子外箱間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	連続応答性								
	作動		℃						
			℃						
			℃						
			℃						
			℃						
	(　　)機能								
湿度試験	監視状態の継続								
粉塵試験	連続応答性								
	作動		℃						
			℃						
			℃						
			℃						
			℃						
	(　　)機能								
その他	音圧　（dB）								
記事									

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　連続応答性試験は、その結果を作図し、添付すること。

別記様式第６号の５の６（第２条関係）

（イオン化式スポット型感知器
光電式スポット型感知器
イオン化式スポット型又は光電式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器）　社内試験成績表（その１）

申　請　者				種別・型式	種			
試験年月日	～			試験者				
試　験　項　目			No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
初回試験	低圧　Ｖ	作動						
		不作動						
	高圧　Ｖ	作動						
		不作動						
	蓄積時間（秒）							
	（　　）機能							
気流試験、外光試験等								
周囲温度試験	低温	作動						
		不作動						
		（　　）機能						
	高温	作動						
		不作動						
		（　　）機能						
衝撃電圧試験	作動							
	不作動							
	（　　）機能							
繰返試験	作動							
	不作動							
	（　　）機能							
	構造							
振動試験	監視状態の継続							
	作動							
	不作動							
	（　　）機能							
	構造							
衝撃試験	作動							
	不作動							
	（　　）機能							

（イオン化式スポット型感知器
光電式スポット型感知器
イオン化式スポット型又は光電式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器）　社内試験成績表（その２）

試験項目		No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
腐食試験	作動						
	不作動						
	（　　）機能						
滴下試験	異常の有無						
絶縁抵抗試験	端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間　V						
その他	音圧　　（dB）						

試験項目			No.７	No.８	No.９	No.10	No.11	No.12
初回試験	低圧	作動						
	V	不作動						
	高圧	作動						
	V	不作動						
	蓄積時間（秒）							
	（　　）機能							
老化試験	作動							
	不作動							
	（　　）機能							
	構造							
湿度試験	監視状態の継続							
粉塵試験	作動							
	不作動							
	（　　）機能							
その他	音圧　　（dB）							
記事								

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の５の７（第２条関係）

（光電式分離型感知器）　社内試験成績表（その１　実監視距離方法）

申　請　者			種別・型式	種　　m			
試験年月日	～		試験者				
試　験　距　離		No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
m	作動						
	不作動						
m	作動						
	不作動						
m	作動						
	不作動						
m	作動						
	不作動						
m	作動						
	不作動						
m	作動						
	不作動						
m	作動						
	不作動						

備考

試験で使用した減光フィルタの減光率

試験距離　　（m）						
作動試験用減光フィルタ(%)						
不作動試験用減光フィルタ(%)						

（光電式分離型感知器）　社内試験成績表（その２　監視距離換算方法）

試験項目			No.1-1	No.2-1	No.3-1	No.1-n	No.2-n	No.3-n
初回試験	低圧 V	作動						
		不作動						
	高圧 V	作動						
		不作動						
	蓄積時間(秒)							
	(　　)機能							
気流試験、外光試験等								
周囲温度試験	低温	作動						
		不作動						
		(　　)機能						
	高温	作動						
		不作動						
		(　　)機能						
衝撃電圧試験		作動						
		不作動						
		(　　)機能						
繰返試験		作動						
		不作動						
		(　　)機能						
		構造						
振動試験		監視状態の継続						
		作動						
		不作動						
		(　　)機能						
		構造						
衝撃試験		作動						
		不作動						
		(　　)機能						
腐食試験		作動						
		不作動						
		(　　)機能						
滴下試験		異常の有無						
絶縁抵抗試験		端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験		端子･外箱間　V						
その他		音圧　　(dB)						

（光電式分離型感知器）　社内試験成績表（その３　監視距離換算方法）

試　験　項　目			No.4-1	No.5-1	No.6-1	No.4-n	No.5-n	No.6-n
初回試験	低圧　Ｖ	作　動						
		不作動						
	高圧　Ｖ	作　動						
		不作動						
	蓄積時間(秒)							
	(　　)機能							
老化試験	作動							
	不作動							
	(　　)機能							
	構造							
湿度試験	監視状態の継続							
粉塵試験	作動							
	不作動							
	(　　)機能							
その他	音圧　(dB)							
記事								

備考　監視距離換算：（　）ｍで使用した減光フィルタの減光率

距離調整装置の位置						
試験距離　(ｍ)						
距離換算用減光フィルタ(%)						
作動試験用減光フィルタ(%)						
不作動試験用減光フィルタ(%)						

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　公称監視距離を調整する装置を設けたものについては、当該監視距離区分ごとに感知器番号に添字を付し、区分すること。

別記様式第６号の５の８（第２条関係）　　（う）

（イオン化アナログ式スポット型感知器
光電アナログ式スポット型感知器）社内試験成績表（その１）

申請者				種別・型式	%/m				
試験年月日	～			試験者					
試験項目				No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
初回試験	連続応答性								
	作動	低圧V	%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
		高圧V	%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
	(　　)機能								
周囲温度試験	低温	作動	%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
		(　　)機能							
	高温	作動	%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
		(　　)機能							
衝撃電圧試験	連続応答性								
	作動		%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
	(　　)機能								

（イオン化アナログ式スポット型感知器
光電アナログ式スポット型感知器）社内試験成績表（その２）

試験項目			No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
繰返試験	連続応答性							
	作動	%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
	(　　)機能							
	構造							
振動試験	監視状態の継続							
	連続応答性							
	作動	%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
	(　　)機能							
	構造							
衝撃試験	連続応答性							
	作動	%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
	(　　)機能							
腐食試験	連続応答性							
	作動	%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
	(　　)機能							
滴下試験	異常の有無							
絶縁抵抗試験	端子・外箱間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間　V							
その他	音圧　（dB）							

（イオン化アナログ式スポット型感知器
光電アナログ式スポット型感知器）社内試験成績表（その３）

試験項目				No.７	No.８	No.９	No.10	No.11	No.12
初回試験	連続応答性								
	作動	低圧	%/m						
			%/m						
			%/m						
		V	%/m						
			%/m						
		高圧	%/m						
			%/m						
			%/m						
		V	%/m						
			%/m						
	(　　)機能								
老化試験	連続応答性								
	作動		%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
	(　　)機能								
	構造								
湿度試験	監視状態の継続								
粉塵試験	連続応答性								
	作動		%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
	(　　)機能								
その他	音圧　（dB）								
記事									

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　連続応答性試験は、その結果を作図し、添付すること。

別記様式第６号の５の９（第２条関係）　　（う）

（光電アナログ式分離型感知器）　社内試験成績表（その１　実監視距離方法）

申　請　者				種別・型式	m		
試験年月日	～			試験者			
試　験	距　離	No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６
m	連続応答性						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
m	連続応答性						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
m	連続応答性						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
m	連続応答性						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						

備考
　試験で使用した減光フィルタの減光率

試験距離　（m）						
作動試験用減光フィルタ(%)						
不作動試験用減光フィルタ(%)						

（光電アナログ式分離型感知器）　社内試験成績表（その２　監視距離換算方法）

申　請　者					種別・型式	m		
試験年月日	～				試験者			
試　験　項　目		No.1-1	No.2-1	No.3-1	No.1-n	No.2-n	No.3-n	
初回試験	連続応答性							
	作動 低圧 V	%						
		%						
		%						
		%						
		%						
	作動 高圧 V	%						
		%						
		%						
		%						
		%						
	(　　)機能							
気流試験、外光試験等								
周囲温度試験	低温 連続応答性							
	作動	%						
		%						
		%						
		%						
		%						
	(　　)機能							
	高温 連続応答性							
	作動	%						
		%						
		%						
		%						
		%						
	(　　)機能							
衝撃電圧試験	連続応答性							
	作動	%						
		%						
		%						
		%						
		%						
	(　　)機能							

（光電アナログ式分離型感知器）　社内試験成績表（その３　監視距離換算方法）

試　　験　　項　　目			No.1-1	No.2-1	No.3-1	No.1-n	No.2-n	No.3-n
繰返試験	連続応答性							
	作動	%						
		%						
		%						
		%						
		%						
	(　　)機能							
	構造							
振動試験	監視状態の継続							
	連続応答性							
	作動	%						
		%						
		%						
		%						
		%						
	(　　)機能							
	構造							
衝撃試験	連続応答性							
	作動	%						
		%						
		%						
		%						
		%						
	(　　)機能							
腐食試験	連続応答性							
	作動	%						
		%						
		%						
		%						
		%						
	(　　)機能							
滴下試験	異常の有無							
絶縁抵抗試験	端子・外箱間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間　V							
その他	音圧　（dB）							
記事								

備考　監視距離換算：（　）ｍで使用した減光フィルタの減光率

距離調整装置の位置							
試験距離　（ｍ）							
距離換算用減光フィルタ(%)							
作動試験用減光フィルタ(%)							
不作動試験用減光フィルタ(%)							

（光電アナログ式分離型感知器）　社内試験成績表（その４　監視距離換算方法）

試　　験　　項　　目				No.4-1	No.5-1	No.6-1	No.4-n	No.5-n	No.6-n
初回試験	連続応答性								
	作動	低圧 V	%						
			%						
			%						
			%						
			%						
		高圧 V	%						
			%						
			%						
			%						
			%						
	(　　)機能								
老化試験	連続応答性								
	作動		%						
			%						
			%						
			%						
			%						
	(　　)機能								
	構造								
湿度試験	監視状態の継続								
粉塵試験	連続応答性								
	作動		%						
			%						
			%						
			%						
			%						
	(　　)機能								
その他	音圧　　(dB)								
記事									

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　公称監視距離を調整する装置を設けたものについては、当該監視距離区分ごとに感知器番号に添字を付し、区分すること。
　　３　連続応答性試験は、その結果を作図し、添付すること。

別記様式第６号の５の１０（第２条関係）

（紫外線式スポット型感知器
赤外線式スポット型感知器
紫外線赤外線併用式スポット型感知器
炎複合式スポット型感知器）

社内試験成績表（その１　実監視試験等）

申　請　者				種別・型式		m　　度		
試験年月日		温度　　℃		湿度　　％		試験者		

方　向		No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６	記　事
実監視試験	Ａα$_{0}$ａ　(s)							
	Ａα$_{0}$ａ　不作動							
	Ａα$_{m}$ａ　(s)							
	Ａα$_{m}$ｂ　(s)							
	Ａα$_{m}$ｃ　(s)							
	Ａα$_{m}$ｄ　(s)							
換算監視試験	Ｂα$_{0}$ａ　(s)							
	Ｂα$_{0}$ａ　不作動							
	Ｂα$_{m}$ａ　(s)							
	Ｂα$_{m}$ｂ　(s)							
	Ｂα$_{m}$ｃ　(s)							
	Ｂα$_{m}$ｄ　(s)							
置換監視試験	Ｃα$_{0}$ａ　(s)							
	Ｃα$_{0}$ａ　不作動							
	Ｃα$_{n}$ａ　(s)							
	Ｃα$_{n}$ｂ　(s)							
	Ｃα$_{n}$ｃ　(s)							
	Ｃα$_{n}$ｄ　(s)							
備考								

注１　表中の方向の欄の記号例「Ａ○○」は、視野角及び感知器の向きを表し、添字の「α$_{m}$」は最大視野角、「α$_{n}$」は各視野角、「英小文字」は感知器の向きとすること。

２　換算監視試験及び置換監視試験欄は、実施した試験を記載すること。

紫外線式スポット型感知器
赤外線式スポット型感知器
紫外線赤外線併用式スポット型感知器
炎複合式スポット型感知器

社内試験成績表
（その２　最大監視距離確認試験）

申　請　者			種別・型式	m　　度
試験年月日		温度　　℃ 湿度　　％	試験者	

方　向		No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６	平均	記　事
実監視	Ｌα０								
Ａ（ｍ）	Ｌαｍ								
換算監視	Ｌα０								使用火皿の大きさ （　　cm）
Ｂ（ｍ）	Ｌαｍ								試験室の大きさ （　　ｍ）
置換監視	Ｌα０								火源の種類 （　　）
Ｃ（ｍ）	Ｌαｍ								大きさ等 （　　）

公称監視距離等														
	視野角　（度）		-90	-85	-80	-75	-70	-65	-60	-55	-50	-45	-40	-35
	最大監視距離(cm)													
	視野角　（度）	-30	-25	-20	-15	-10	- 5	0	+ 5	+10	+15	+20	+25	+30
	最大監視距離(cm)													
	視野角　（度）	+35	+40	+45	+50	+55	+60	+65	+70	+75	+80	+85	+90	
	最大監視距離(cm)													

備考

注　表中の方向の欄の記号例「Ｌ○○」は視野角を表し、添字の「α０」は視野角０度とし、「αｍ」は最大視野角とすること。

紫外線式スポット型感知器
赤外線式スポット型感知器
紫外線赤外線併用式スポット型感知器
炎複合式スポット型感知器

社内試験成績表（その３　置換試験方法）

申　請　者		種別・型式	m　　度
試験年月日	～	試験者	

試　　験　　項　　目			No.１	No.２	No.３
初回試験	低圧	作動			
	Ｖ	不作動			
	高圧	作動			
	Ｖ	不作動			
	（　　）機能				
気流試験、外光試験等	外光				
	電磁波				
	衝撃波電圧	作動			
		不作動			
		（　　）機能			
周囲温度試験 低温　℃	作動				
	不作動				
	（　　）機能				
周囲温度試験 高温　℃	作動				
	不作動				
	（　　）機能				
衝撃電圧試験	作動				
	不作動				
	（　　）機能				
繰返試験	作動				
	不作動				
	（　　）機能				
	構造				

紫外線式スポット型感知器
赤外線式スポット型感知器
紫外線赤外線併用式スポット型感知器
炎複合式スポット型感知器

社内試験成績表（その４　置換試験方法）

試験項目			No.１	No.２	No.３
振動試験	監視状態の継続				
	作動				
	不作動				
	（　　）機能				
	構造				
衝撃試験	作動				
	不作動				
	（　　）機能				
塩水腐食試験	絶縁抵抗	端子間	ＭΩ	ＭΩ	ＭΩ
		端子・外箱間	ＭΩ	ＭΩ	ＭΩ
	作動				
	不作動				
	（　　）機能				
	構造（さび）				
腐食試験	作動				
	不作動				
	（　　）機能				
滴下試験	異常の有無				
絶縁抵抗試験	端子間		ＭΩ	ＭΩ	ＭΩ
	端子・外箱間		ＭΩ	ＭΩ	ＭΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間　　V				
その他	音圧　　(dB)				
記事					

紫外線式スポット型感知器
赤外線式スポット型感知器
紫外線赤外線併用式スポット型感知器
炎複合式スポット型感知器

社内試験成績表（その５　置換試験方法）

試験項目			No.１	No.２	No.３
初回試験	低圧	作動			
	Ｖ	不作動			
	高圧	作動			
	Ｖ	不作動			
	（　　）機能				
老化試験	作動				
	不作動				
	（　　）機能				
	構造				
防水試験	絶縁	端子間	ＭΩ	ＭΩ	ＭΩ
	抵抗	端子・外箱間	ＭΩ	ＭΩ	ＭΩ
	作動				
	不作動				
	（　　）機能				
湿度試験	監視状態の継続				
散水試験	絶縁	端子間	ＭΩ	ＭΩ	ＭΩ
	抵抗	端子・外箱間	ＭΩ	ＭΩ	ＭΩ
	作動				
	不作動				
	（　　）機能				
	構造（溜水）				
粉塵試験	作動				
	不作動				
	（　　）機能				
その他	音圧　　(dB)				
記事					

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

紫外線式スポット型感知器
赤外線式スポット型感知器
紫外線赤外線併用式スポット型感知器
炎複合式スポット型感知器

社内試験成績表（その６
標準感知器を用いた監視距離の算出）

申　請　者				種別・型式	m　　度
試験年月日		温度　　℃	湿度　　％	試験者	

１　測定装置（使用する試験装置及び配置図を記載する。）

２　ミクロバーナー等の光量確認（３以外の箇所で確認する場合に記載する。）

標準感知器の識別番号	No.	No.	No.	No.	No.
確認する距離　（m）					
確認する出力値　（V）					
確認する出力値の許容差　（V）					

３　置換（換算）監視距離の算出方法

標準感知器の識別番号	No.	No.	No.	No.	No.
最大公称監視距離　（m）					
最大公称監視距離の出力値　（V）					
置換（換算）最大公称監視距離(cm)					
最小公称監視距離　（cm）					
最小公称監視距離の出力値　（V）					
置換（換算）最小公称監視距離(cm)					

公称監視距離等	視野角（度）		-90	-85	-80	-75	-70	-65	-60	-55	-50	-45	-40	-35
	置換（換算）公称監視距離（cm）													
	視野角　（度）	-30	-25	-20	-15	-10	- 5	0	+ 5	+10	+15	+20	+25	+30
	置換（換算）公称監視距離（cm）													
	視野角　（度）	+35	+40	+45	+50	+55	+60	+65	+70	+75	+80	+85	+90	
	置換（換算）公称監視距離（cm）													

参考	標準感知器の識別番号	No.	No.	No.	No.	No.
	最大公称監視距離×１．２の出力値　（V）					

備考

別記様式第６号の５の１１（第２条関係）

（ 発 信 機 ） 社 内 試 験 成 績 表

申　請　者		種別・型式	
試験年月日	年　月　日～　年　月　日	試 験 者	

試験項目			No. 1	No. 2	No. 3
機能	作動試験	低圧　V			
		高圧　V			
	周囲温度試験	低温　℃			
		高温　℃			
	繰返試験				
	腐食試験	絶縁抵抗 端子間	MΩ	MΩ	MΩ
		絶縁抵抗 端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ
	散水試験	絶縁抵抗 端子間	MΩ	MΩ	MΩ
		絶縁抵抗 端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ
	振動試験				
	衝撃試験				
	絶縁抵抗試験	端子間	MΩ	MΩ	MΩ
		端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ
	絶縁耐力試験	端子・外箱間　V			
	保護板				
	電話				
構造	外箱（かん合）				
	部品（容量・寸法・構造）				
	取付（ゆるみ止・位置）				
	配線（はんだ付・色別・束線）				
	表示（銘板・記号）				
その他					
記事					

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の５の１２（第２条関係）

（中継器）　社内試験成績表（その１）

申　請　者			種別・型式	
試験年月日	～		試験者	

試　験　項　目			No.１	No.２	No.３
機能	作動試験	低圧　V			
		高圧　V			
	□自動試験 □遠隔試験	低圧　V			
		高圧　V			
	導通・断線検出試験	低圧　V			
		高圧　V			
	周囲温度試験	低温			
		高温			
	衝撃電圧試験				
	繰返試験				
	絶縁抵抗試験	充電部・外箱間	ＭΩ	ＭΩ	ＭΩ
		交流入力・負荷側間	ＭΩ	ＭΩ	ＭΩ
		交流入力・外箱間	ＭΩ	ＭΩ	ＭΩ
	絶縁耐力試験	充電部・外箱間　V			
		交流入力・負荷側間　V			
		交流入力・外箱間　V			
	電圧・電流測定		社内試験成績表（その２）による		
	音響装置	最低起動電圧	V	V	V
		定格時の電流	mA	mA	mA
		音量(暗騒音　dB)	dB	dB	dB
	無線機能				
	蓄積時間				
	遅延時間				
構造	部品(容量・寸法・構造)				
	取付(ゆるみ止・位置)				
	配線(はんだ付・色別・束線)				
	表示(銘板・記号)				

記事

（中継器）　社内試験成績表（その２）

定格	交流１次入力電圧		（V_1）　　V	
	定格主回路電圧		（V_2）　　V	
			（V_3）　　V（±　　V）	
	予備電源		容量　　Ａｈ	
			定格充電電流　　mA（１／　　）Ｃ	
	電源変圧器		１次　　V　　A　　ＶＡ	
			２次　　V　　A	
試験結果	交流入力（定格）V	定格負荷	（A_1）　　mA	
		監視状態	（V_2）　　V	（A_2）　　mA
		定格負荷	（V_2）　　V	（A_2）　　mA
		充電電流	（監視状態時）　（A_4）　　mA（１／　　）Ｃ	
	交流入力（低圧）V	監視状態	（V_3）　　V	（A_3）　　mA
		定格負荷	（V_3）　　V	（A_3）　　mA
	交流入力（高圧）V	監視状態	（V_3）　　V	（A_3）　　mA
		定格負荷	（V_3）　　V	（A_3）　　mA

測定回路

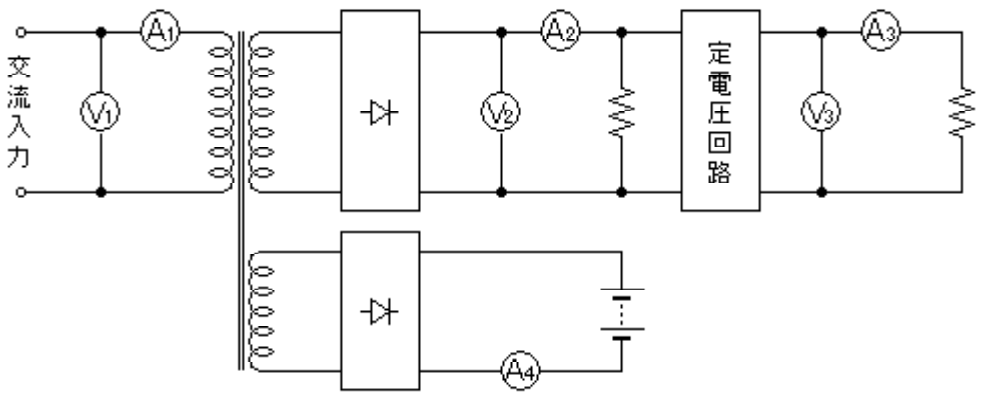

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の５の１３（第２条関係）

（受信機）　社内試験成績表（その１）

申　請　者		種別・型式	
試験年月日	～	試験者	

試　験　項　目			結　果
機能	作動試験	低圧　　V	
		高圧　　V	
	□自動試験 □遠隔試験	低圧　　V	
		高圧　　V	
	導通・断線検出試験	低圧　　V	
		高圧　　V	
	周囲温度試験	低温	
		高温	
	衝撃電圧試験		
	繰返試験		
	絶縁抵抗試験	充電部・外箱間	ＭΩ
		交流入力・負荷側間	ＭΩ
		交流入力・外箱間	ＭΩ
	絶縁耐力試験	充電部・外箱間　　V	
		交流入力・負荷側間　　V	
		交流入力・外箱間　　V	
	電圧・電流測定	社内試験成績表（その２）による	
	音響装置	最低起動電圧	V
		定格時の電流	㎃
		音量（暗騒音　　dB）	dB
	無線機能		
	蓄積時間		
	遅延時間		
構造	部品（容量・寸法・構造）		
	取付（ゆるみ止・位置）		
	配線（はんだ付・色別・束線）		
	表示（銘板・記号）		
記事			

（受信機）　社内試験成績表（その２）

定格	交流１次入力電圧		（V_1）　　V	
	定格主回路電圧		（V_2）　　V	
			（V_3）　　V（±　　V）	
	予備電源		容量　　Ａｈ	
			定格充電電流　　mA（１／　　）Ｃ	
	電源変圧器		１次　　V　　A　　ＶＡ	
			２次　　V　　A	
試験結果	交流入力（定格）V	定格負荷	（A_1）　　mA	
		監視状態	（V_2）　　V	（A_2）　　mA
		定格負荷	（V_2）　　V	（A_2）　　mA
		充電電流	（監視状態時）　（A_4）　　mA（１／　　）Ｃ	
	交流入力（低圧）V	監視状態	（V_3）　　V	（A_3）　　mA
		定格負荷	（V_3）　　V	（A_3）　　mA
	交流入力（高圧）V	監視状態	（V_3）　　V	（A_3）　　mA
		定格負荷	（V_3）　　V	（A_3）　　mA

測定回路

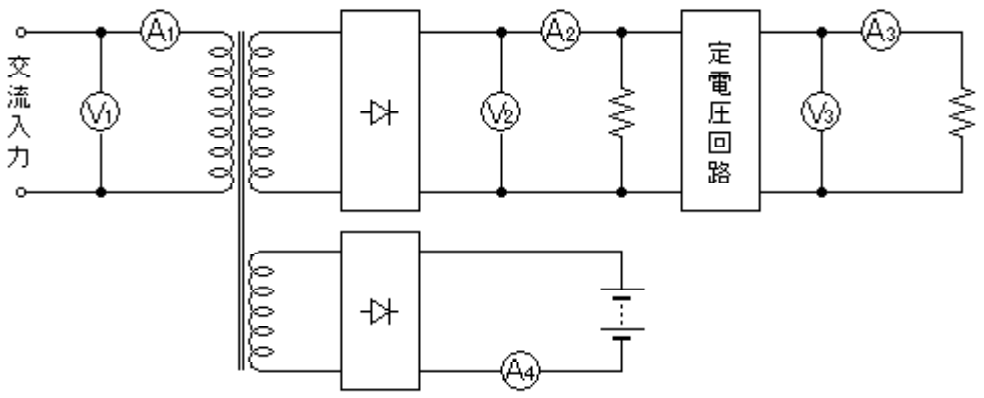

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の６の１（第２条関係）　　（う）

（イオン化式・光電式住宅用防災警報器）　社内試験成績表

申　請　者				型　式				
試験年月日				試験者				
試　　験　　項　　目			No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６	No.７
初回試験		作動							
		不作動							
		（　　）機能							
		作動点							
		方向性							
	警報音	音圧（ｄＢ）							
		火災音響停止							
	電池切れ警報	開始電圧（Ｖ）							
		警報の継続							
		警報周期（秒）							
	自動試験機能	試験機能							
		警報の継続							
		警報周期（秒）							
	電源電圧変動								
気流試験、外光試験等									
周囲温度試験	低温	作動							
		不作動							
		（　　）機能							
	高温	作動							
		不作動							
		（　　）機能							
衝撃電圧試験		作動							
		不作動							
		（　　）機能							
振動試験		監視状態の継続							
		作動							
		不作動							
		（　　）機能							
		構造							

衝撃試験	作動							
	不作動							
	(　　)機能							
	構造							
湿度試験	作動							
	不作動							
	(　　)機能							
粉塵試験	監視状態の継続							
	作動							
	不作動							
	(　　)機能							
腐食試験	作動							
	不作動							
	(　　)機能							
滴下試験	監視状態の継続							
絶縁抵抗試験	端子・外箱間							
絶縁耐力試験	端子・外箱間　V							
その他	消費電流測定							
	電界強度測定							
	火災連動時間測定							

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　作動の欄には、作動時間（秒）を記入すること。

３　初回試験における作動時間の測定は、感度にもっとも影響のある方向で行うこと。

４　作動点の欄には、作動する煙濃度を記入すること。

５　火災音響停止の欄には、停止時間を記入すること。

６　警報の継続の欄は、警報状態が７２時間以上継続した場合「良」と記入すること。

別記様式第６号の６の２（第２条関係）　　（う）

（定温式住宅用防災警報器）　社内試験成績表

申　請　者		型　式	
試験年月日		試験者	

試　験　項　目			No.１	No.２	No.３	No.４	No.５	No.６	No.７
初回試験		作動							
		不作動							
		（　　）機能							
		作動点							
	警報音	音圧（ｄＢ）							
		火災音響停止							
	電池切れ警報	開始電圧（Ｖ）							
		警報の継続							
		警報周期（秒）							
	自動試験機能	試験機能							
		警報の継続							
		警報周期（秒）							
	電源電圧変動								
周囲温度試験	低温	作動							
		不作動							
		（　　）機能							
	高温	作動							
		不作動							
		（　　）機能							
衝撃電圧試験		作動							
		不作動							
		（　　）機能							
振動試験		監視状態の継続							
		作動							
		不作動							
		（　　）機能							
		構造							
衝撃試験		作動							
		不作動							

	(　　)機能							
	構造							
湿度試験	作動							
	不作動							
	(　　)機能							
粉塵試験	監視状態の継続							
	作動							
	不作動							
	(　　)機能							
腐食試験	作動							
	不作動							
	(　　)機能							
滴下試験	監視状態の継続							
絶縁抵抗試験	端子・外箱間							
絶縁耐力試験	端子・外箱間　V							
その他	消費電流測定							
	電界強度測定							
	火災連動時間測定							

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　作動の欄には、作動時間（秒）を記入すること。
　　３　作動点の欄には、作動する温度を記入すること。
　　４　火災音響停止の欄には、停止時間を記入すること。
　　５　警報の継続の欄は、警報状態が７２時間以上継続した場合「良」と記入すること。

別記様式第６号の７（第２条関係）　　(う)

（感知器・発信機・中継器・受信機）部品社内試験成績表(その１)

1 継電器	用途						型名				
	試験年月日	～					試験者				
	項　　目			No.１		No.２		No.３		備　考	
	接点圧力　　(ｍＮ)									接点材質	
2 音響装置	用途						型名				
	試験年月日	～					試験者				
	項　　目		No.１		No.２		No.３		備　考		
			前	後	前	後	前	後			
	最低起動電圧　　(Ｖ)								暗騒音		
	定格電流　　(mA)								ｄＢ		
	短絡電流　　(mA)										
	音圧(ｄＢ)	５０Ｈｚ									
		６０Ｈｚ									
	絶縁抵抗　　(ＭΩ)										
	絶縁耐力(　　Ｖ)										
3 電球	用途						型名				
	試験年月日	～					試験者				
	項　　目		No.１		No.２		No.３		備　考		
			前	後	前	後	前	後			
	定格電流　　(mA)										
	光束変化										
	断線・黒化										
	電流低下　　(％)										
4 指示計器	用途						型名				
	試験年月日	～					試験者				
	項　　目			No.１		No.２		No.３		備　考	
	固有誤差								JISC		
	絶縁試験										
	電圧試験										

（感知器・発信機・中継器・受信機）部品社内試験成績表(その２)

５ スイッチ	用途						型名				
	試験年月日	～					試験者				
	項　　目			No.１			No.２			No.３			備　考
	機能												接点材質
	構造												
	接点圧力(Ｎ)												
６ 電源変圧器	用途						型名				
	試験年月日	～					試験者				
	項　　目			No.１			No.２			No.３			備　考
	２次定格電圧　（Ｖ）												絶縁種別　　種 JISC
	２次定格電流　（Ａ）												
	無負荷電圧　（Ｖ）												
	全負荷電圧　（Ｖ）												
	電圧偏差　（％）												
	電圧変動率　（％）												
	温度上昇　（deg）												
	絶縁抵抗（ＭΩ）	Ｐ－Ｓ											
		Ｐ－Ｅ											
		Ｓ－Ｅ											
		Ｓ－Ｓ											
	絶縁耐力	Ｐ-Ｓ　Ｖ											
		Ｐ-Ｅ　Ｖ											
		Ｓ-Ｅ　Ｖ											
		Ｓ-Ｓ　Ｖ											
	温度上昇試験の時間対温度上昇グラフは別添												
７ 保護板	用途	押しボタンスイッチ保護用					型名				
	試験年月日	～					試験者				
	項　　目			No.１			No.２			No.３			備　考
	２０Ｎ静加重												
	８０Ｎ静加重												

（感知器・発信機・中継器・受信機）部品社内試験成績表(その３)

８ 蓄電池	用途	予備電源		型名		
	試験年月日	～		試験者		
	項　　目		No.	No.	No.	備　考
	常温 ℃	放電前の電圧　（Ｖ）				放電条件 C
		１０分後の電圧(Ｖ)				
	低温 ℃ No.	①放電前の電圧(Ｖ)				
		①１０分後の電圧(Ｖ)				
	高温 ℃ No.	②放電前の電圧(Ｖ)				
		②１０分後の電圧(Ｖ)				
		③放電前の電圧(Ｖ)				
		③１０分後の電圧(Ｖ)				
		④放電前の電圧(Ｖ)				
		④１０分後の電圧(Ｖ)				
	常温 ℃	放電前の電圧　（Ｖ）				
		１０分後の電圧(Ｖ)				
	構造					
	安全装置の作動時間(　　) 充電条件等　　C					

（感知器・発信機・中継器・受信機）部品社内試験成績表(その４)

受光素子				型名	
試験年月日		～		試験者	
試験項目		No.１	No.２	No.３	備　考
視野角（度）	α_0				
	α_{ma}				
	α_{mb}				
	α_{mc}				
	α_{md}				
外光曝露	前				
	後				
	感度変化				
熱衝撃	前				
	後				
	感度変化				
記事					

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　視野角欄は、視野角０度の正面方向及び最大視野角の９０度回転させた方向それぞれにおける感度を明記すること。

３　外光曝露及び熱衝撃の前後における感度測定は、同一視野角とすること。

別記様式第６号の８（第２条関係）

（閉鎖型スプリンクラーヘッド）社内試験成績表

申請者			製造者		
型式				試験者	
試験年月日		商品名と記号製造年		製造年	

	試験項目	個数	最高	最低	平均	備考
1	組立荷重		daN	daN	daN	設計荷重 daN
2	フレームの強度		永久伸び mm 伸び率 %	mm %	mm %	フレームの変位 mm
3	作動温度		℃	℃	℃	偏差 %
4	気泡消滅温度		℃	℃	℃	偏差 %
5	感度		分 秒	分 秒	分 秒	試験方法
6	放水量		l/min K＝	l/min K＝	l/min K＝	
7	静水圧力		試験方法			
8	衝撃		重力加速度 G			
9	分解部分の強度		荷重 N			
10	グラスバルブの熱衝撃		衝撃回数 回			
11	感熱体の強度		荷重（引張、圧縮） N　試験温度 ℃ 破損時間 h			
12	環境温度		試験温度 ℃			
13	水撃		圧力 MPa　水撃回数 回			
14	振動		振動時間 h			
15	硝酸水銀応力腐食					
16	亜硫酸ガス腐食					
17	作動		取付角度 度　圧力 MPa			
18	グラスバルブの加熱冷却		繰り返し回数 回			
19	取付ねじ		適合規格 呼び			
20	散水分布		別紙 に示す。			

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　供試個数は、各項目につき５個以上とする。

別記様式第６号の９（第２条関係）

（流水検知装置）社内試験成績表（その１）

申請者		試験者	
型式			
試験年月日		供試個数	個

試験項目			結果		
			最高	最低	平均
外観	鋳物の状態				
	機械加工仕上の状態				
	構成部品の結合状態				
構造・材質・形状・寸法	構造・材質及び形状				
	面間寸法(mm)				
	フランジ外径(mm)				
	ボルト穴中心円の径(mm)				
	フランジの厚さ(mm)				
	ボルト穴径と数(mm×個)				
	管接続部口径				
	本体接続部	ねじ	規格に適合		
		二面幅(mm)			

耐圧					
	本体		水圧	MPa	分間加圧異常
	構成部品	圧力作動スイッチ	水圧	MPa	分間加圧異常
		オートドリップ	水圧	MPa	分間加圧異常
		リターディング・チャンバ	水圧	MPa	分間加圧異常
		ｳｫｰﾀｰ・ﾓｰﾀｰ・ｺﾞﾝｸﾞ	水圧	MPa	分間加圧異常
		補助逆止弁	水圧	MPa	分間加圧異常
		信号停止弁	水圧	MPa	分間加圧異常
		加速器	水圧	MPa	分間加圧異常
		電磁弁	水圧	MPa	分間加圧異常

（流水検知装置）社内試験成績表（その２）

試験項目				結果		
				最高	最低	平均
機能	湿式	作動	第１作動点	信号開始 s / 信号休止 s	s / s	s / s
			第２作動点	s / s	s / s	s / s
			第３作動点	s / s	s / s	s / s
			第４作動点	s / s	s / s	s / s
			最大流量	s / s	s / s	s / s
		不作動	小流量			
			瞬間的圧力変動			
	乾式	作動	第１作動点	弁体開 s / 信号開始 s	s / s	s / s
			第２作動点	s / s	s / s	s / s
			第３作動点	s / s	s / s	s / s
			最大流量	s	s	s
		不作動	瞬間的圧力変動			
	予作動式	作動	第１作動点	弁体開 s / 信号開始 s / 信号停止 s	s / s / s	s / s / s
			第２作動点	s / s / s	s / s / s	s / s / s
			第３作動点	s / s / s	s / s / s	s / s / s
			最大流量	s	s	s
		不作動	瞬間的圧力変動			
耐久	最大流量放水			３０分間流水　異常		
	乾式及び予作動式		逆流強度	異常		
圧力損失（　）l/min				MPa	MPa	MPa
構成部品	圧力スイッチ					
	ウォーター・モーター・ゴング		連続運転			暗騒音　dB
			音量	/ dB	/ dB	/ dB

（流水検知装置）社内試験成績表（その３）

試験項目		内容
表示		□ 種別　□ 型式番号 □ 製造者名　□ 製造年 □ 製造番号　□ 内径 □ 呼び圧力　□ 使用圧力範囲 □ 不作動水量　□ 最大流量 □ 取付方向　□ 流水方向の矢印 □ 湿式、乾式及び予作動式の別 □ 構成部品の名称及び型式記号 □ 構成部品の組み合わせ □ 二次側圧力設定値
流水検知装置特性	作動特性図（１次側圧力ー流量曲線）	
	作動時間特性図（作動時間ー流量曲線）１次側圧力の条件は、使用圧力の上限値及び下限値とする。	
	リターディングチャンバの遅延特性図（１次側圧力ー遅延時間曲線）	
	乾式流量検知装置の作動時圧力比（１次側圧力ー２次側圧力曲線）	
構成部品特性	自動警報弁、乾式の２次流水特性図（１次側圧力ー信号系統流水曲線）	
	オートドリップの排水特性図（圧力ー流量）	
	ウォーター・モーター・ゴングの放水特性図（圧力ー流量）	

（流水検知装置）社内試験成績表（その４）

試　験　項　目	内　　容
急速開放装置作動特性図（作動時間－２次側圧力曲線）	

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の１０（第２条関係）

（一斉開放弁）社内試験成績表

申請者				試験者		
型式						
試験年月日				供試個数		個
試験項目				結果		
外観	鋳物の状態					
	機械加工仕上げの状態					
	表示内容					
構造材質形状寸法	構造・材質及び形状					
	面間寸法（㎜）					
	フランジ外径（㎜）					
	ボルト穴中心円の径（㎜）					
	フランジの厚さ（㎜）					
	ボルト穴径と数（㎜×個）					
	管接続部口径					
	本体接続部のねじ			規格に適合		
耐圧	本体			水圧　MPa		分間加圧異常
	弁開放用制御部			水圧　MPa		分間加圧異常
	弁座			水圧　MPa		分間加圧異常
	弁座漏れ			水圧　MPa		分間加圧異常
作動時間	１次側圧力	２次側圧力	条件	1	2	平均
	最高 MPa	最高 MPa	最大流量 l/min	S	S	S
			中間流量 l/min	S	S	S
			最低流量 l/min	S	S	S
		中間 MPa	最大流量 l/min	S	S	S
			中間流量 l/min	S	S	S
			最低流量 l/min	S	S	S
		最低 MPa	最大流量 l/min	S	S	S
			中間流量 l/min	S	S	S
			最低流量 l/min	S	S	S
	最低 MPa	最低 MPa	最大流量 l/min	S	S	S
			中間流量 l/min	S	S	S
			最低流量 l/min	S	S	S
二次側圧力	１次側圧力	２次側圧力				
	最高 MPa	最高 MPa		S	S	S
	最高 MPa	最低 MPa		S	S	S
	最低 MPa	最高 MPa		S	S	S
	最低 MPa	最低 MPa		S	S	S
作動時間	１次側最高圧力 MPa			S	S	S
	１次側最低圧力 MPa			S	S	S
	２次側流水量 l/min			S	S	S
圧力損失流水量 l/min				MPa	MPa	MPa

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

　　２　該当しない項目欄は、削除することができる。

別記様式第６号の１１（第２条関係）

（金属製避難はしご）社内試験成績表

（金属製避難　　はしご）

申請者		型式	
試験年月日	年　月　日～　年　月　日	試験者	

試験項目	有効長さ(mm)			全長(mm)			質量(kg)		
	NO1	NO2	NO3	NO1	NO2	NO3	NO1	NO2	NO3

	段	縦棒内法寸法(mm)			横桟間隔(mm)			突子の高さ(mm)			横桟寸法(mm)					
											NO1		NO2		NO3	
		NO1	NO2	NO3	NO1	NO2	NO3	NO1	NO2	NO3	縦	横	縦	横	縦	横
構	1															
	2															
	3															
	4															
	5															
	6															
	7															
	8															
	9															
	10															
	11															
	12															
	13															
	14															
成	15															
	16															
	17															
	18															
	19															
	20															

試験項目		NO1	NO2	NO3	備考
作動試験					
衝撃試験					
強度試験	縦棒				
	横桟				
	つり下げ金具				
	横桟トルク				
	突子				
	ねじり				
	水平支持荷重				
耐食試験					

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の１２（第２条関係）

（　緩　降　機　）社内試験成績表（その１）

申請者名				型　式						
試験年月日	年　月　日～　年　月　日			試験者						
試　験　項　目				NO1		NO2		NO3		
構造検査	調速器の質量			kg		kg		kg		
	ロープ長			m		m		m		
	その他の構造									
降下速度試験	250N			cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	
	650N×　人＝　N			cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	
	最大使用荷重　N			cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	
	連続降下	1回		cm/s		cm/s		cm/s		
		2回		cm/s		cm/s		cm/s		
		3回		cm/s		cm/s		cm/s		
		4回		cm/s		cm/s		cm/s		
		5回		cm/s		cm/s		cm/s		
		6回		cm/s		cm/s		cm/s		
		7回		cm/s		cm/s		cm/s		
		8回		cm/s		cm/s		cm/s		
		9回		cm/s		cm/s		cm/s		
		10回		cm/s		cm/s		cm/s		
		11回		cm/s		cm/s		cm/s		
		12回		cm/s		cm/s		cm/s		
		13回		cm/s		cm/s		cm/s		
		14回		cm/s		cm/s		cm/s		
		15回		cm/s		cm/s		cm/s		
		16回		cm/s		cm/s		cm/s		
		17回		cm/s		cm/s		cm/s		
		18回		cm/s		cm/s		cm/s		
		19回		cm/s		cm/s		cm/s		
		20回		cm/s		cm/s		cm/s		
		平均降下速度		cm/s		cm/s		cm/s		
含水降下試験				cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	
低温試験及び高温試験	低温試験	機能	250N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	
			＊650N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	
			max	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	
		構造								
	高温試験	機能	250N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	
			＊650N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	
			max	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	
		構造								

（　緩　降　機　）社内試験成績表（その２）

繰り返し試験	1ｻｲｸﾙ目 (min-max)		cm/s		cm/s		cm/s	
	2ｻｲｸﾙ目 (min-max)		cm/s		cm/s		cm/s	
	3ｻｲｸﾙ目 (min-max)		cm/s		cm/s		cm/s	
	4ｻｲｸﾙ目 (min-max)		cm/s		cm/s		cm/s	
	5ｻｲｸﾙ目 (min-max)		cm/s		cm/s		cm/s	
	機　能	250N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		＊650N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		max	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
	構　造							
腐食試験	機　能	250N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		＊650N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		max	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
	構　造							
落下衝撃緩降試験	機　能	250N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		＊650N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		max	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
	構　造							
落下試験	機　能	250N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		＊650N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		max	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
	構　造							
強度試験	調速器							
	調速器の連結部							
	着用具							
	ロープ							
	緊結金具							
ベルトの引張試験								
備　考								

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　欄中、＊650Nとは650N×＊人、maxとは最大使用荷重とする。

型式適合検定受検業務委託契約書(例)

委託者○○会社（以下「甲」という。）は、受託者○○会社（以下「乙」という。）の型式と同一型式の製品を受検する事について、乙に対して次のようにその業務を委託する。

第１条　本契約に係る乙の型式は、次に掲げるものとする。
(1) 種　　別
(2) 型　　式
(3) 型式番号

第２条　本契約に係る甲の製品は、すべて乙が製造したものとする。

第３条　甲が乙に委託する受検業務の範囲は、当該製品の受検準備から検定業務規程第１９条第１項に係る署名又は押印までに係る一切の業務とする。
２　甲及び乙は、本契約に係る甲及び乙の製品を同時に受検する場合、甲及び乙の当該製品について日本消防検定協会が行う一括抜取り検査を受けるものとする。
３　甲及び乙は、乙が甲以外の者と第１条の型式について型式適合検定受検業務委託契約を行った場合、甲以外の者の当該製品を含めて行う前項の一括抜取り検査を受けるものとする。

第４条　甲及び乙が有する同一型式について日本消防検定協会に軽微変更届の提出を行う必要が生じた場合は、双方協議のうえ、提出を行うものとする。

第５条　本契約に係る事項について疑義が生じた場合は双方協議して決定するものとする。

第６条　本契約の有効期間は、双方が別に定める有効期間とする。ただし、本契約事項に変更を生じたために有効期間を変更しなければならないときは、双方協議して決定するものとする。

上記契約の証として、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を所持するものとする。

年　　月　　日

甲　住所
　　名称・代表者氏名　　印

乙　住所
　　名称・代表者氏名　　印

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第８号の１（第３条及び第１０条関係）　（う）

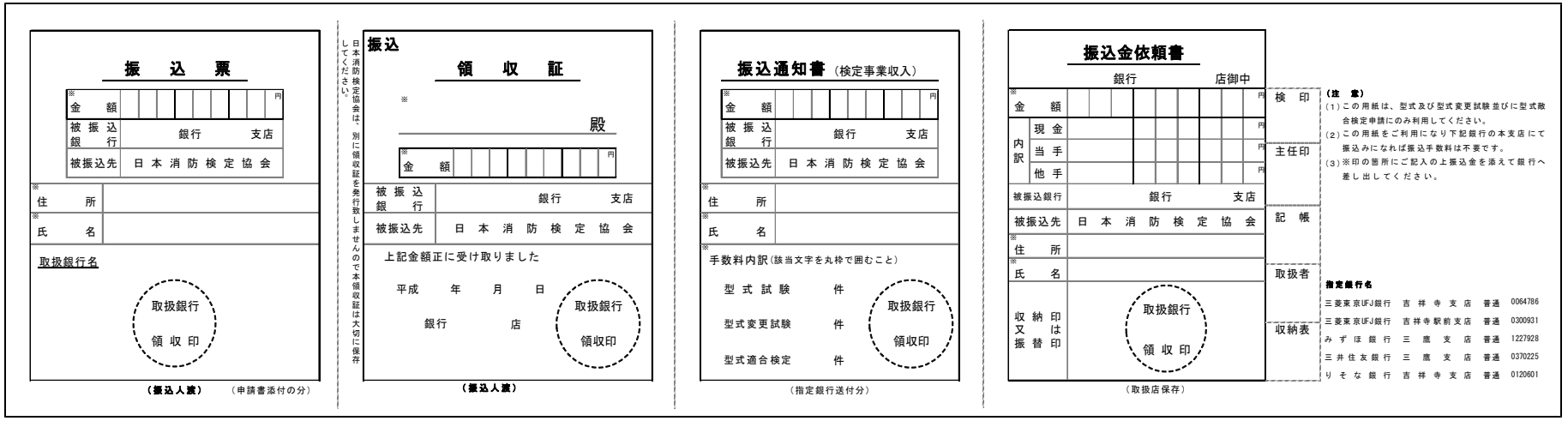

別記様式第８号の２（第３条及び第１０条関係）　　(い)

No

手数料内訳書

（振込票添付欄）

（型式試験・型式変更試験・型式適合検定）手数料内訳書

種別	型式番号	申請数量	金額	備考
			円	
計				
※受付年月日				

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　１社の申請件数が同時に５以上の場合は、申請手数料を振込票１葉にまとめて振込むことができ（大阪支所は、型式適合検定に限る。）、その振込票を本様式の手数料内訳書にはり付けて一括された当該申請書に添付すること。

３　型式試験、型式変更試験又は型式適合検定ごとに別葉にすること。

４　内訳書が２枚以上の場合は、必ず総計を記入すること。

５　総計の金額は、型式試験、型式変更試験及び型式適合検定のすべての金額の合計で内訳書の各葉すべてに記入すること。

６　※印欄は記入しないこと。

別記様式第９号（第５条関係）

第２次試験の試験期限延期届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

申請者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印
電話番号

１　種　　別

２　型　　式

３　申請受付　　年　　月　　日（第　　号）

４　通知された試験期限　　年　　月　　日

上記について　　年　　月　　日まで、下記の理由により試験期限の延期をお願いします。

記

（理由）

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第１０号（第８条関係）　　(い)

○○月中型式適合検定受検日希望表

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

申請者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印
電話番号

受検日	型式番号	種別	型式	受検数量		備考
日						
日						
日						
日						

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　受検数量欄には、前回の申請残について当日受検しようとする場合は、当該数量を記入して、その旨を備考欄に記入すること。

別記様式第１１号（第１１条関係）　　(ぁ)(ぃ)

受検場所変更届
（移転・増設・廃止）

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

申請者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式
３　型式番号

（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とするか又は「従来受検していたすべての型式」とし、いずれの場合も型式番号は、○第○号ほか○件と略記することができる。）

上記型式について、検定業務規程第11条の規定に基づき変更を届け出ます。

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

添付書類
工場設備概要調書　　部
製造工程概要調書　　部
社内検査体制等概要調書　　部
受検できる検査項目表　　部
未処理状況明細書　　部

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第１２号（第１１条関係）

検査設備変更届
（改良・取替・増設）

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

申請者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式

（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。なお、当該検査設備がすべての当該型式に併用できるときは、当該型式は、省略することができる。）

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第１３号（第１１条関係）　　（ぁ）

製造工程・社内検査体制等変更届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

申請者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式

（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。なお、当該製造工程・社内検査体制等がすべての当該型式に併用できるときは、当該型式は、省略することができる。）

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第１４号（第１５条関係）　　(い)

不適合改善方法書

年　　月　　日

申請者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印

検査立会責任者　　印

申請者名 （受検場所名）		
種別・型式		
型式番号		
型式適合検定年月日等		年　　月　　日・受検数量　　個
型式適合検定で見出された欠点内容等	検査項目等	検査項目　　・検査のきびしさ
	欠点個数等	欠点個数　　個・抜取個数　　個
	欠点区分等	欠点区分　　欠点・内容
	発生原因	
発生原因の調査結果	調査内容	
	調査日	月　　日　　時から　　月　　日　　時まで
	調査結果	
再発防止対策等		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　調査内容欄には、原因を特定するために実施した試験、検証等の調査内容を記載すること。

別記様式第１５号（第１５条関係）　　(い)

不合格改善方法書

年　　月　　日

申請者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印

検査立会責任者　　印

申請者名 （受検場所名）		
種別・型式		
型式番号		
型式適合検定年月日等		年　月　日・受検数量　個
型式適合検定で不合格になった欠点内容等	検査項目等	検査項目　・検査のきびしさ
	欠点個数等	欠点個数　個・抜取個数　個
	欠点内容	
	発生原因	
発生原因の調査結果	調査内容	
	調査日	月　日　時から　月　日　時まで
	調査結果	
不良事項に対する改良処置		
不合格となったロットへの処置方法及びその個数		
再発防止対策		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　調査内容欄には、原因を特定するために実施した試験、検証等の調査内容を記載すること。

別記様式第１６号（第１３条、第１５条の２及び第１９条関係）　　(あ)(い)(う)

No.

型式適合検定申請整理表・受検成績履歴表

検　定　員	型式適合検定申請者又は検定立会責任者

受検日　平成　　年　　月　　日

種　別		受検場所		ロット番号		ロットの大きさ	

申請者名	申請年月日 受付番号	申請数	受検済数	型式 型式番号	受検数	受検品製造番号 合格証票記号	合格数	不合格数	保留数	申請残数	申請残数の処理	備考
				～　～		～ ～					月　日 合、不　個	
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
合　計											□保留　年　月　日 □合格　□不合格　個	

抜取検査	検査のきびしさ	検査区分	欠点の区分	試料の大きさ	Ａｃ	Ｒｅ	不良品の数	切替えスコア	備考
		致命欠点		全試料	0	1			
取	□高水準品質Ⅱ	通常	第１欠点						
	□高水準品質Ⅰ		第２欠点						
検	□標準品質		第３欠点						
	□品質水準強化Ⅰ	少数	第１欠点						
査	□品質水準強化Ⅱ		第２欠点						
			第３欠点						□　社内検査等の結果確認

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　欄の段数及び抜取検査欄は、必要に応じて変えること。

別記様式第１７号（第２０条関係）　　(あ)(い)(う)

軽微変更届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

氏名（法人の場合は、名称）
受検場所責任者　　印
設計責任者　　印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式
３　型式番号　　第　　号

（２以上の型式番号について届出の場合、適切な一括表とすることができる。）

上記について、軽微変更を下記のとおりお届けします。
製品も引き続き製造します。
なお、軽微変更後は、従来の型式による
製品は、　年　月　日から製造しません。

添付：設計図等　部

記

軽微変更事項	明細		理由
	旧	新	

注　適用日　　年　　月　　日

協会審査結果欄	
□承認する □承認しない	年　月　日

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　１項から３項までの（）内による場合、この届出書については当該型式番号の合計数に相当した件数とし、添付設計図等については１件として提出することができる。この場合において設計図等添付の届出書をファイルしようとする当該型式番号をファイル型式番号として注記すること。

別記様式第１８号（第２５条関係）　　(ぁ)(ぃ)

取下届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

届出者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印
電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料　　円は、　　銀行　　支店（普通預金・当座預金口座、口座番号　　名義　　）振込みにより還付してください。

記

1　区　　分　（型式試験・型式変更試験・軽微変更・型式適合検定）

2　申請書受付　　年　　月　　日（第　　号）

3　種　　別

4　型　　式

5　型 式 番 号　（型式変更試験、軽微変更又は型式適合検定の場合に限る。）

6　取 下 数 量　（型式適合検定の場合に限る。記入方法は、○個中○個とし、取り下げに係る合格証票の記号番号をかっこ書きし、Ｐ型１級受信機にあっては、取り下げようとするものの回線数内訳を付記する。）

7　取 下 理 由

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第１９号（第２５条関係）　　(ぁ)(ぃ)

取下届
（振替申請用）

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

届出者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印
電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料　　円は、下記のとおり振替申請に充当してください。

記

1	区　　分	（型式試験・型式変更試験・型式適合検定）
2	申請書受付	年　月　日（第　　号）
3	種　　別	
4	型　　式	を　　に振り替え
5	型式番号	号を　　号に振り替え
6	取下（振替）数量	（型式適合検定の場合に限る。）
7	合格証票記号	（型式適合検定の場合に限る。）
8	取下（振替）理由	

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第２０号（第２７条関係）　　(い)

委　任　状

私は
（住　所）
（名　称）
（役職名）
（氏　名）
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

１　消防法第２１条の３第２項に規定する試験の申請

２　消防法第２１条の７に規定する次表に掲げるものの型式適合検定の申請

受検場所の住所及び名称	当該受検場所で受検する種別

年　　月　　日

（住　所）
（氏　名）（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　委任事項が検定手数料を納付し又は還付を受けることである場合は、その旨を記入すること。

別記様式第２１号（第２９条関係）　　(い)

過誤納金還付届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

申請者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印
電話番号

下記の申請に伴い　　年　　月　　日に　　銀行　　支店から振り込みました手数料　　円は、過誤納でしたので、過誤納金　　円を　　銀行　　支店（普通預金・当座預金口座、口座番号　　名義　　）振り込みにより還付してください。

記

１　区　　分　（型式試験・型式変更試験・型式適合検定）

２　申請書受付　　年　　月　　日（第　　号）

３　種　　別

４　型　　式

５　型 式 番 号　（型式変更試験又は型式適合検定の場合に限る。）

６　数　　量　（型式適合検定の場合に限る。）

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　この様式は、協会に申請を行った場合に用いること。

別記様式第２２号（第２９条関係）

過誤納金還付届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

申請者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印
電話番号

　　年　　月　　日に　　銀行　　支店から別添の振込票のとおり振り込みました　　円は、過誤納でしたので、下記により還付してください。

記

１　取引銀行　　銀行　　支店

２　口　　座　　普通預金・当座預金口座、口座番号　　、名義

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　この様式は、協会に申請を行っていない場合に用いること。
　　３　振込票を添付すること。

別記様式第２３号（第２９条関係）　　(ぁ)(ぃ)

不足金振込届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

申請者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
振込責任者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び氏名）
印
電話番号

年　　月　　日に　　銀行　　支店から別添の振込票のとおり不足金を振り込みましたので、下記のとおり不足のあった申請に充当してください。

記

１　区　　分　　（型式試験・型式変更試験・型式適合検定）

２　申請書受付　　年　　月　　日（第　　号）

３　不　足　金　　円

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　振込票を添付すること。

別記様式第２４号（第１５条の２関係）　　（ゔ）

データ審査型式適合検定責任者選任届

（新規・変更）

私は

（会 社 名）

（役 職 名）

（氏　　名）

（登録番号）

（型式適合検定実務経験　　年　　月）

を検定業務規程第１５条の２第１項第４号に規定する「データ審査型式適合検定責任者」として選任します。

（変更の場合、旧データ審査型式適合検定責任者氏名：　　）

受検場所の住所

受検場所の名称

当該受検場所で受検する種別　（該当するものすべて記載）

1

2

3

年　　月　　日

（住　所）

（氏　名）（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

印

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　データ審査型式適合検定責任者を複数名選任する場合は、職名、氏名及び型式適合検定実務経験を一覧表にまとめることができるものとする。

３　「登録番号」欄は、データ審査型式適合検定責任者講習の修了証に記載されている登録番号を記入すること。